

官報

号外 昭和五十一年五月二十一日

第七十七回 参議院會議録第十三号

昭和五十一年五月二十一日(金曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第十三号

昭和五十一年五月二十一日

午前十時開議

第一 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めめるの件(衆議院送付)

第二 経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めめるの件(衆議院送付)

第三 米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めめるの件(衆議院送付)

第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第七 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案(内閣提出、衆議院送付)

第一六 訪問販売等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。
日程第一 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めめるの件

日程第二 経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めめるの件
日程第三 米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めめるの件
(いずれも衆議院送付)

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
以上四件を一括して議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長高橋雄之助君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めめるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十一年五月十四日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めめるの件
日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約
日本国政府及びハンガリー人民共和国政府は、両国間の友好及び相互協力の関係を強化し、かつ、両国間の経済関係の発展を促進することを希望して、平等及び相互の利益の原則を基礎とする通商航海条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府
日本国外務大臣 宮澤 喜一
ハンガリー人民共和国政府
ハンガリー人民共和国貿易大臣 ヨー

ジェフ・ピロー
これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域への入国、当該領域内における旅行、居住及び滞在並びに当該領域からの出国の権利に関し、最惠国待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、身体及び財産の保護及び保障に関し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

3 いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が、公判前の拘禁であるとその他の場合における拘禁であるとを問わず、拘禁された場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、直ちに、最寄りの地にある当該他方の締約国の権限のある領事官に通報しなければならない。当該他方の締約国の領事官は、遅滞なくその者を訪問し及びその者と通信することを許される。

4 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、すべての強制軍事服役並びにこの服役の代わりとして課されるすべての租税及び軍事課徴金を免除される。

5 いずれの一方の締約国の国民も、4に定める免除及びすべての強制戦時公債、軍事取立金、軍用徴発又は強制宿営に関し、第三国の国民に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

6 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、第三国の国民に課される租税、手数料若しくは課徴金以外の又はこれらよりも重いいかなる種類の租税、手数料又は課徴金をも課されることはない。ただし、各締約国は、相互主義に基づいて租税に関する特定の

利益を与える権利又は二重課税の回避のための協定によつて租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

第二条

1 事業活動(商業、工業及び金融業の活動を含む。)に従事する法人であつていづれか一方の締約国の法令に従つて組織され、かつ、当該一方の締約国内に住所を有するものは、他方の締約国の領域内においても法人として認められる。

2 いづれか一方の締約国の国民及び法人も、他方の締約国の領域内において、事業活動(商業、工業及び金融業の活動を含む。)に関するすべての事項について、最惠国待遇を与えられる。

3 1 という法人は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国の法令に従い代理人によつて代表される権利を有する。

4 いづれか一方の締約国の国民及び法人も、他方の締約国の領域内において、自己の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

5 第一条の規定は、法人に適用することができない範囲内で前記の法人にも適用する。

第三条

1 すべての種類の関税及び課徴金であつて輸入若しくは輸出に対し若しくはこれらに関連して課され又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転に対して課されるものに関し、これらの関税及び課徴金の徴収の方法に関し、輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続に関し、並びに4に掲げるすべての事項に関し、いづれか一方の締約国が第三国を原産地とする産品又は第三国に仕向けられる産品に対して与えており又は将来与えることがあるすべての利益、特典、特権又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の産品又は他方の締約国の領域に仕向けられる同様の産品に対し、即時

に、かつ、無条件に与えられるものとする。

2 いづれか一方の締約国の産品も、一又は二以上の第三国の領域を通過して輸送された後においても、他方の締約国の領域への輸入に際しては、それらの産品が当該一方の締約国の領域から直接に輸入された場合に課される関税又は課徴金よりも高い関税又は課徴金を課されることはない。

3 2の規定は、第三国の領域を通過する間に積み替えられ、再包装され又は倉庫で保管された産品にも適用する。

4 (1) いづれか一方の締約国の領域を原産地とする産品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、当該他方の締約国の領域内において、同様の国内産品に直接に又は間接に課される内国税その他の内国税課徴金よりも高額の、直接的にも間接的にも、課してはならない。

(2) いづれか一方の締約国の領域を原産地とする産品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、当該他方の締約国の領域内において、当該産品の国内販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に関し、国内原産の同様の産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。

5 1の規定は、いづれか一方の締約国が与える次の特別の利益には適用しない。

- (a) 当該一方の締約国の船舶によつて採捕された天然の海産物に与える特別の利益
- (b) 海上において当該一方の締約国の船舶内で天然の海産物に加工し又は天然の海産物から製造して得た産品に与える特別の利益

第四条

1 いづれか一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入又は当該他方の締約国の領域への産品の輸出に対し、いかなる禁止又は制限をも設け又は維持してはならない。ただし、すべての第

三 国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に禁止され又は制限される場合は、この限りでない。

2 1の規定は、各締約国が、次の事項に関する措置を採用し又は実施することを妨げるものと解してはならない。

- (a) 重大な安全上の利益の保護
- (b) 公衆衛生の保護並びに病氣、害虫及び寄生動物に対する動植物の保護

第五条

第三条1の規定の適用を妨げることなく、各締約国は、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締約国の次の物品に対し、自国の法令に従い、関税及び課徴金の免除に関して最惠国待遇を与える。

- (a) 商品見本
- (b) 試験用及び実験用の物品
- (c) 展覧会、共進会及び見本市に出品される物品
- (d) 組立工が設備の組立て及び取付けに用いる器具
- (e) 加工され又は修理される物品及び加工又は修理に必要な材料
- (f) 輸出され又は輸入される貨物の容器

第六条

1 各締約国は、国家企業を設立し若しくは維持し、又はいづれか一方の企業に対して排他的な若しくは特別の特権を正式に若しくは事実上与える場合には、それらの企業を、輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

2 1の規定は、それらの企業が、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、商業的考慮(価格、品質、入手可能性、市場性その他購入又は販売の条件に対する考慮をいう。)のみに従つてすべての1にいう購入又は販売を行うことを要求するものと了解される。

第七条

1 いづれか一方の締約国の国旗を掲げる船舶で、国籍の証明のため当該一方の締約国の法令によつて要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約国の港、場所及び水域において、当該一方の締約国の船舶と認められる。

2 いづれか一方の締約国の商船も、他方の締約国の商船及び第三国の商船と同様の限度においてかつ同様の条件で、外国との間の通商及び航海のために開放されている他方の締約国のすべての港、場所及び水域にその旅客及び積荷とともに出入し及び停泊する権利を有する。

3 いづれか一方の締約国の商船及びその積荷も、他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に関し、当該他方の締約国によつて内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

4 いづれか一方の締約国の商船も、他方の締約国の領域内又は当該領域から船舶で輸送することができるとするすべての貨物及び人を輸送する権利に関し、当該他方の締約国によつて内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。その商船で輸送された貨物及び人は、税関その他の手続に関し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

5 前諸項の規定は、沿岸貿易には適用しない。ただし、いづれか一方の締約国の商船が、外国から輸送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げするため又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載するため、他方の締約国の法令に従つて当該他方の締約国の一の港から他の港に航行することは、前記の沿岸貿易とはみなされない。

6 この条約において「商船」には、漁船を含まない。

第八条

1 いずれの一方の締約国も、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、他方の締約国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対し、同様の場合に自国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に与えると同様の援助、保護及び免除を与える。その船舶から敷き上げられた物品は、それが国内消費のために搬入されない限り、すべての関税を免除される。

2 いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し又は難破した場合に、当該他方の締約国の関係当局は、最寄りの地にある船舶所属国の権限のある領事官又は、領事官がいないう場合は、当該船舶所属国の外交使節団に対し、その旨を通報する。

第九条

1 ハンガリー人民共和国側にあつては、外国の国民及び法人と商事契約を締結する権限を与えられる者は、独立の法人である外国貿易企業及びハンガリーの法令によつて外国貿易を行う権限を与えられるその他の独立の法人のみである。

2 各締約国は、日本国の国民若しくは第二条の法人とハンガリー人民共和国の1の法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争に関する仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手續規則に従つて執行するものとする。ただし、仲裁による当該紛争の解決が契約自体又は妥当な形式で作成された別個の約定に規定されている場合に限る。

3 (1) 仲裁判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた締約国の権限のある機関に対しその当事者が次のいずれかについての証拠を提出する場合に限り、拒否することができず。

(a) 2の契約又は約定の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であつたこと又は前記の契約又は約定が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは判断が行われた国の法令により有効でないこと。

(b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかつたこと又はその他の理由により防禦することが不可能であつたこと。

(c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内でない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲を超える事項に関する判断を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判断が付託されなかつた事項に関する判断から分離することができるときは、仲裁に付託された事項に関する判断を含む判断の部分、承認し、かつ、執行することができるものとする。

(d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従つていなかつたこと又は、そのような合意がなかつたときは、仲裁が行われた国の法令に従つていなかつたこと。

(e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなつていないこと又は、その判断が行われた国若しくはその判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。

(2) 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた締約国の権限のある機関が次のいずれかであることを認める場合においても、拒否することができず。

(a) 紛争の対象である事項がその締約国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

(b) 判断の承認及び執行が、その締約国の公

者に適用される法令により無能力者であつたこと又は前記の契約又は約定が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは判断が行われた国の法令により有効でないこと。

(b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかつたこと又はその他の理由により防禦することが不可能であつたこと。

(c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内でない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲を超える事項に関する判断を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判断が付託されなかつた事項に関する判断から分離することができるときは、仲裁に付託された事項に関する判断を含む判断の部分、承認し、かつ、執行することができるものとする。

(d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従つていなかつたこと又は、そのような合意がなかつたときは、仲裁が行われた国の法令に従つていなかつたこと。

(e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなつていないこと又は、その判断が行われた国若しくはその判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。

(2) 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた締約国の権限のある機関が次のいずれかであることを認める場合においても、拒否することができず。

(a) 紛争の対象である事項がその締約国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

第十條

の秩序に反すること。

第十條 両締約国は、両国間の貿易を發展させ及び經濟關係を強化することを目的として相互の利益のため協力するよう並びに、特にそれぞれの領域内における經濟的發展及び生活水準の向上に資するため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を奨励しかつ容易にするよう、それぞれの国の法令に従い、努力するものとする。

第十一條

各締約国の政府は、この条約の運用に影響を及ぼす問題に関し他方の締約国の政府が行う申入れに対して好意的考慮を払うものとし、また、当該他方の締約国の政府に対して協議のための適当な機会を与える。

第十二條

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにブダペストで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年の期間効力を有するものとし、その後は、この条に定めるところによつて終了する時まで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百七十五年十月二十日に東京で、英語によつて本書二通を作成した。

日本国政府のために
宮澤喜一

ハンガリー人民共和国政府のために

J・ビーロー

議定書

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約に署名するに当たり、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受け、同条約の不可分の一部と認められる次の規定を更に協定した。

1 同条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定、国際通貨基金協定又はこれらを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有しており又は有することがある権利及び義務を害するものと解してはならない。

2 同条約のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に関し、いかなる権利をも許し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

3 同条約第一条1の最惠国待遇の規定は、両締約国が旅券及び査証に関する事項について引き続き国内法令に基づいて決定することを妨げないものと了解される。

また、その規定は、いずれか一方の締約国が特別の協定により旅券及び査証に関する事項について第三国の国民に与える利益には適用されないものと了解される。

4 同条約第一条3に関し、次のことが了解される。

(a) 同条3にいう通報は、当該他方の締約国の国民が拘禁された時からいかなる場合にも三日以内には行わなければならない。

(b) 当該他方の締約国の領事官は、当該他方の締約国の国民が拘禁された時からいかなる場合にも四日以内にはその者を訪問し及びその者と通信することを許される。

5 同条約第九条のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が千九百五十八年六月十日の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約又はこれを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるとの件外三件

四三二

国として有してあり又は有することがある権利及び義務を害するものと解してはならない。
以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

千九百七十五年十月二十日に東京で、英語によつて本書二通を作成した。

日本国政府のために
宮澤喜一

ハンガリー人民共和国政府のために
J・ビロー

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるとの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十四日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるとの件
経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定

アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、ギリシャ共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、日本国、ニュー・ジブラルドル、ノールウェー王国、フィンランド、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国及びルクセンブルグ大公国の政府は、

貿易その他の經常勘定取引を制限し又は輸出及び經常的貿易外受取を人為的に刺激するようない一方の措置をとることを回避すること、並びに
適当な国内経済政策及び国際経済政策（適切な国際収支政策並びにエネルギーの生産増加及び節約を促進するための協力的政策を含む。）をとること
が必要であることを確信し、
国際収支のための融資において国際通貨基金が果たす中心的な役割を認識し、
現在の経済状況にかんがみ、例外的な場合には、深刻な経済的困難に直面した締約国が利用してきた他の信用調達先を補足することが望ましいことを考慮し、
したがつて、経済協力開発機構金融支援基金を限られた期間設立することが必要であることを考慮し、
この協定の一つの主眼点が、同金融支援基金による貸付けに伴う危険をすべての締約国の間で公平に分担することであることを考慮し、
国際決済銀行が同金融支援基金の業務を補助する意思を有することを考慮し、
この協定の案文を承認し及びこの協定への署名を経済協力開発機構の加盟国に勧告する千九百七十五年四月七日の経済協力開発機構の理事会の決定を考慮して、
次のとおり協定した。

第一項 基金
この協定により経済協力開発機構金融支援基金（以下「基金」という。）を設立する。基金の任務は、この協定の規定に従い、かつ、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のわく内において遂行される。OECDの加盟国で基金の加盟国となるものを、以下「加盟国」という。

第二項 目的
基金の目的は、次のとおりとする。

(a) (i) 加盟国が、貿易その他の經常勘定取引を制限し又は輸出及び經常的貿易外受取を人為的に刺激するようない一方の措置をとることを回避すること、並びに
(ii) 加盟国が、適当な国内経済政策及び国際経済政策（適切な国際収支政策並びにエネルギーの生産増加及び節約を促進するための協力的政策を含む。）をとること
を奨励し及び助けること。
(b) 現在の経済状況にかんがみ、例外的な場合には、深刻な経済的困難に直面した加盟国が利用してきた他の信用調達先を補足することに限られた期間役立つこと。
(c) 加盟国に対する基金による貸付けに伴う危険が、貸付資金の調達方法のいかんを問わず、各加盟国の割当額に比例しかつそれを限度として、すべての加盟国の間で公平に分担されることを確保すること。
この協定に基づくすべての決定は、これらの目的を指針として行ふ。

第二項 加盟国の地位
基金の加盟国の地位は、第二十三条の規定に従つてこの協定の締約国となるOECDの加盟国に開放する。

第三項 加盟国の割当額及び責任
第一項 割当額の設定
(a) 加盟国は、それぞれ、付表に掲げる額の割当額を有する。付表に掲げる割当額の総額は、二百億特別引出権（以下「SDR」という。）である。
(b) 割当額は、SDR表示で設定する。SDRの評価方法は、第十四条に定めるところによる。

第二項 加盟国の責任
基金が負う債務の履行に充てるための加盟国の支払責任は、加盟国の割当額を最高限度とする。

第四項 基金及びOECDの責任

第一項 基金の責任
基金の支払責任は、基金自体の資産及び加盟国がこの協定に従い基金に供与する義務を負う資金の額を超えないものとする。

第二項 OECDの責任
OECDは、基金の作為及び不作為についていかなる責任をも負わない。

第五項 貸付け
第一項 貸付権限
この協定に別段の定めがある場合を除くほか、基金の業務は、第七条から第九条までの規定に従つて供与される資金により加盟国に対して貸付けを行うことに限定される。この条の規定に基づく貸付権限は、この協定の効力発生の日から二年間存続する。

第二項 貸付けを受ける資格
(a) 基金からの貸付けを要請する加盟国は、運営委員会に対し、次のことを申し立てなければならない。
(i) 自国が深刻な対外支払上の困難に直面していること。
(ii) 自国がその対外準備を最大限かつ適正に使用したこと及び他の資金源から合理的な条件で資金を取得するために最善の努力を払つたこと。
(iii) 自国が他の多数国間の信用供与制度を最大限かつ適正に利用したこと。
(b) 運営委員会は、基金に貸付けを申請する加盟国が(a)に掲げる資格要件を満たしていること及びその加盟国の政策が第一条第二項(a)に定める基金の目的と矛盾していないことを確認しなければならぬ。

第三項 貸付けの額及び条件
(a) 貸付額は、次条第一項の規定に従つて決定する。
(b) 貸付期間は、七年を超えないものとする。
(c) 基金から貸付けが行われる際に、次の(i)及び(ii)のために必要な経済政策上の条件を、基

基金の目的は、次のとおりとする。

金から貸付けを受ける加盟国(以下「借入国」といふ)と基金との間で取り決める。

(i) 借入国の対外支払事情を適当な期間内に是正すること。

(ii) 基金の目的を達成すること。

(d) 運営委員会は、貸付けを分割して行うこと及びその貸付けの各分割部分(c)の規定に基づいて定められる条件が遵守されたと運営委員会が認めることを条件として供与することを決定することができる。

(e) 借入国は、借り入れた資金を基金の目的に従つて使用することを約束する。運営委員会は、借入国の経済政策及び(c)にいう条件の実施状況を常時検討する。

(f) 基金による貸付けに対して支払われる利率は、運営委員会が、貸付けが行われる時における諸条件に照らし、かつ、当該貸付けのための資金の調達について基金が支払う利率の率に妥当な考慮を払つて決定するものとし、当該基金が支払う利率の率を下回らないものとする。

(g) 運営委員会は、貸付けに伴つて必要となる費用を賄うために十分な事務手数料を課することが出来る。

第四項 期限前返済

(a) 借入国と基金との間の貸付取決めに次の(i)又は(ii)の趣旨の規定が設けられている場合には、基金による貸付けのための資金を基金に貸し付けた者が期限前返済を受諾する限度において、

(i) 借入国は、借入残高の全部又は一部を期限内に返済することができる。

(ii) 貸付けを受けた後国際収支状況が実質的に改善された借入国は、投票(その借入国の投票を除く)の三分の二以上の多数による運営委員会の決定により、借入金金の全部又は一部を期限内に返済することを要求されることがある。

(b) 基金は、(a)の規定に従つて期限前に返済される資金を、基金に対し資金を貸し付けた者で期限前返済を受諾するものに對し、当該基金による貸付けのための資金を基金に貸し付けた額に比例して期限前に返済するために使用する。

第六條 貸付けの決定

第一項 決定手続

(a) 基金からの貸付けについての加盟国の要請は、諮問委員会の提案に基づいて運営委員会が検討する。

(b) 貸付けを行うためには、運営委員会が次の事項につき一括して一の決定を行うことを必要とする。

(i) 借入国となる国の適格性

(ii) 前条第三項(c)及び(d)に規定する貸付けの条件

(iii) 貸付けの額及び期間

(iv) 貸付けのための資金調達の方法

(v) 直接貸付けによつて供与される資金に對して加盟国に支払う利率の率及び借入国に對する貸付金に對して付すべき利率の率を決定する基準

(e) 貸付けを行うことを決定するには、その貸付けを行った場合における当該借入国に對する基金の貸付残高が、

(i) 当該借入国の割当額を超えないときは、投票の三分の二以上の多数によることを必要とし、

(ii) 当該借入国の割当額を超えるがその二百パーセントを超えないときは、投票の九十パーセント以上の多数によることを必要とし、

(iii) 当該借入国の割当額の二百パーセントを超えるときは、全会一致によることを必要とする。

(d) (i)から(iii)までに規定する多数決の要件は、次の(i)及び(ii)のそれぞれについて満たされなければならない。

れなければならない。

(i) 借入国となる国を除くすべての加盟国

(ii) 資金提供が直接貸付け又は第八条の規定に基づく個別貸付予約の提供の方法によつて行われる場合には、資金提供を請求される加盟国

第二項 国際収支上の理由による請求からの除外

前項の規定に基づき決定に先立ち、

(a) 加盟国は、現在の又は予見される自国の国際収支状況を理由として、運営委員会に對しては行われべきでないことを申し立てることが出来る。

(b) 運営委員会は、投票(a)の申立てを行つた加盟国の投票及び借入国の投票を除く。の三分の二以上の多数により、その申立てを行つた加盟国を請求から除外するかどうかを決定する。

第三項 貸付取決め

(a) 運営委員会は、具体的な貸付条件及びこの条の規定に基づくすべての資金移転が実施される期日を定める貸付取決めの最終案文を決定する。その決定は、第一項(c)及び(d)に定めるものと同じ多数決の要件を満たす投票権数を有する加盟国の合意によることを必要とする。

(b) 基金による市場借入れのための交渉が(a)にいう期日に完了しない場合には、その交渉は、満足すべき条件で完了するまで継続することが出来る。

第七條 資金調達

第一項 資金調達の方法

基金は、その行う貸付けのための資金を調達するため、その時における金融市場の状況に照らし、次の二の方法を利用することができる。

(a) 加盟国の撰択により次のいずれかの方法により個別引受けを提供すべき旨の加盟国に對する請求

(i) 直接貸付け

(ii) 基金による借入れのための個別貸付予約

(b) 基金による借入れのための共同貸付予約を提供すべき旨のすべての加盟国に對する請求

第二項 基金による借入れのための貸付予約の定義

この協定の適用上、基金による借入れのための加盟国の貸付予約(以下「貸付予約」といふ)とは、第十三条の規定に基づき基金が指示を行つた場合にはいつでも貸付予約の額の資金を基金に移転する旨の加盟国の約束をいう。加盟国は、貸付予約により第三者に對していかなる責任をも負わない。

第三項 請求の定義

請求とは、加盟国に對する基金の通告であつて、

(a) (i) 次条第一項(a)並びに第十三条第四項及び第五項(b)の規定に基づく請求の場合にあつては、一定額の資金を基金に移転すること、

(ii) 次条第一項(b)及び第三項(a)、第九條第一項(b)並びに第十三條第一項(b)の規定に基づく請求の場合にあつては、前項に定義する貸付予約を基金に提供すること

を加盟国に要求し、及び

(b) 当該請求の結果その加盟国の割当額について控除される額(次条第三項(b)の規定に従つて決定される額)より(a)の額に追加して控除される額を含む。)を定めるものを含む。

第四項 比例の原則

(a) 直接貸付け若しくは個別貸付予約を提供すべき旨の又は共同貸付予約に参加すべき旨の加盟国に對する請求及び第十三條の規定に従い資金を移転すべき旨の加盟国に對する請求は、(b)、第十條第三項(b)及び第十三條第五項(b)の規定が適用される場合を除くほか、請求を受ける加盟国の割当額に比例して行う。

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めの件外三件

四二四

(b) 加盟国は、その未請求割当額を超えない範囲内において、(a)に規定する比率よりも高い比率で、直接貸付け若しくは個別貸付予約を提供し又は共同貸付予約に参加することに同意することができる。

第五項 移転通貨

(a) 基金に対するすべての資金の移転は、実際上交換可能通貨による。この移転は、要求があり次第加盟国によつて支払われる債務証券によることができる。

(b) この協定の適用上、「実際上交換可能通貨」とは、加盟国の通貨であつて、運営委員会が基金の業務のため他の加盟国の通貨に交換可能であると決定するものをいう。

第六項 基金による借入れ

(a) この協定に基づく基金による借入れは、加盟国の領域内で行われる。この借入れは、国内金融市場(公的機関を含む)若しくは国際金融市場において又は国際的機関から、行うことができる。

(b) 基金は、国内金融市場又は国際金融市場において借入れを行う場合には、必要な法的許可を得るほか、市場の状況その他の関連要素に妥当な考慮を払う。自国の領域内で借入れが行われる加盟国は、国際金融市場において借入れを行う旨の基金の申出に対し、好意的な考慮を払う。基金は、加盟国の国内金融市場において借入れを行う前に、その加盟国の許可を得るものとし、また、国際金融市場において借入れを行う前に、その借入れが自国の通貨で行われる加盟国から要請がある場合には、その加盟国の許可を得る。

(c) (b)の規定に従ふことを条件として、加盟国は、自国の領域内の金融機関が基金の発行する証券を購入する資格を有するよう最善の努力を払う。

第七項 証券面に記載すべき文言

基金が発行する各証券には、いかなる政府の

債務でもない旨の目につきやすい記載をその証券面にしなければならない。

第八項 負債の証明

加盟国が基金からの請求又は指示により資金を基金に移転する場合には、基金は、その加盟国に対し、移転される額につきその加盟国に対する負債を証明する証券を発行する。その証券は、運営委員会が承認する条件でのみ譲渡される。

第八節 個別引受けによる資金提供

第一項 資金提供の義務

基金が個別引受けの請求を行う場合には、加盟国は、選択により、次のいずれかの方法によつてその義務を履行する。(a) 直接貸付けの場合には、資金を基金に移転すること。

(b) 基金による基金名義の借入れのために個別貸付予約(第三項(a)の規定に従つて定められる)の利子及び他の手数料のための余裕額を含むものを提供すること。

第二項 個別貸付予約の条件

(a) 加盟国が前項(b)の規定に従い個別貸付予約を提供する場合には、基金は、必要な資金を前条第六項(b)の規定に従い国際金融市場又は国内金融市場において調達するよう努める。基金が、この方法により、合理的な期間内に、信用のある借入人が得られる条件に合理的に比肩し得る条件で又は基金にとつて受諾可能なその他の条件で必要な資金を調達することができない場合には、個別貸付予約を提供する加盟国は、基金が、その加盟国との協議の上、その加盟国の通貨でかつその国内金融市場において、当該個別貸付予約の額まで借入れ(公的機関からの借入れを含む。)を行うことを認めなければならない。

(b) 基金は、前項(b)の規定に従つて提供される個別貸付予約に基づく借入れの返済につき、その個別貸付予約の額の限度においてのみ責任を有するものとし、基金の資産及び他の加

盟国の割当額は、その借入れの結果として行ふ利子の支払又は元本の返済のために使用してはならない。

第三項 利子及び他の手数料のための余裕額

この条の規定に基づく請求が個別貸付予約を提供すべき旨の請求を含む場合には、(a) 運営委員会は、個別貸付予約を提供する各加盟国につき、基金による借入れについての利子及び他の手数料のための適切な余裕額を決定するものとし、その余裕額は、その加盟国の個別貸付予約に含める。

第四項 個別貸付予約の減額

基金が個別貸付予約に基づく借入れについて元本の返済を行うときは、加盟国の当該個別貸付予約は、当該返済の額が基金によるその借入れの当該返済の直前における残高に対して占める割合と同じ割合で減額される。

第五項 個別引受けについての早期返済

運営委員会は、投票の三分の二以上の多数により、直接貸付け及び個別貸付予約に基づく借入れにつき期限内に返済することを、それらの資金提供を行ったすべての加盟国の同意を得て、決定することができる。基金は、その返済のための資金を取得するため、次条の規定に従

い、共同貸付予約に基づく借入れを行うことができる。

第九節 加盟国の共同貸付予約に基づく借入れ

第一項 資金提供の義務

(a) 基金は、第五節 前条第五項及び次条第三項の規定の適用上必要な資金を取得するため、共同貸付予約に基づく借入れを行うことができる。

第二項 共同貸付予約を提供すべき旨の請求は、すべての加盟国に対して行うものとし、また、第七条第四項(b)の場合を除くほか、加盟国の割当額に比例して行う。各加盟国は、その請求により、次のものについて貸付予約を提供することを要求される。

- (i) 基金が借り入れる額についての当該加盟国の分担額
- (ii) 次項に規定する利子及び他の手数料のための余裕額
- (iii) 第三項に規定する危険分担のための準備額

第二項 利子及び他の手数料のための余裕額 運営委員会は、基金による借入れについての利子及び他の手数料のための適切な余裕額を決定するものとし、その余裕額は、各加盟国につき、基金による貸付けのための資金提供における分担額に対しそれぞれ同じ比率となるようにする。

第三項 危険分担のための準備額

運営委員会は、危険分担のための準備額を決定するものとし、その準備額は、各加盟国につき、第一項(i)及び(ii)に掲げるものの合計額に対し、五十パーセントを超えない範囲内で、それぞれ同じ百分率となるようにする。ただし、加盟国は、これを超える額に同意することができる。

第四項 共同貸付予約の減額

基金が共同貸付予約に基づく借入れについて

元本の返済を行うときは、各加盟国の当該共同貸付予約は、当該返済の額が基金によるその借入れの当該返済の直前における残高に対して占める割合と同じ割合で減額される。

第十條 加盟国の債権に応じた融資

第一項 融資の要請
基金に対して直接貸付けを提供した加盟国は、自国が第五条に定める貸付けを受けるための資格要件を満たしていること又は六箇月以内のその要件を満たすことが予想されることを申し立てることができる。その加盟国は、この条の規定に従い、直接貸付けに係る債権の額の全部又は一部に等しい額について基金からの貸付けを要請することができる。

第二項 自発的融資

加盟国は、前項の貸付けを要請する前に、基金に対する自国の直接貸付けに係る債権を譲り受ける旨の同意を基金を通じて他の加盟国から得るよう又はそれに代わる融資を国際決済銀行から受けるよう努める。

第三項 融資についての決定

(a) 運営委員会は、加盟国の要請について速やかに決定を行うものとし、要請を受諾する場合においては、その決定において、前三条に規定するところにより、要請された額に関する資金調達について定める。この条の規定に基づく基金による貸付けについて支払われる利子の率は、第五条第三項(f)の規定に従って決定する。

(b) この項の規定の適用上第八条に規定する直接貸付け又は個別貸付予約の請求を行うことが決定される場合には、その請求は、第六条第二項の規定に従うことを条件として、貸付けを要請した加盟国を除くすべての加盟国に對しその未請求割当額に比例して行う。ただし、貸付けに必要な資金を調達するため、同項の規定に基づき従前の請求から除外された加盟国に對しても請求を行うものとし、必要

な場合には、借入国に對して貸付けの返済を求めようとするものとする。
(c) この項の規定に基づく決定は、投票(貸付けを要請した加盟国の投票を除く)の三分の二以上の多数によつて行う。

第四項 借入れの権利

この条の規定に基づき加盟国に對して行う貸付けは、その加盟国の第五条の規定に基づく借入れについての決定を行うに当たつて考慮しない。

第五項 返済計画

第三項の規定に基づいて貸し付けられる資金についての元本の返済及び利子の支払は、その貸付けの根拠となつて直接貸付けに係る債権についての返済計画と同じ返済計画に従つて行う。

第十一條 表示単位、利率及び返済計画

第一項 基金に對する貸付け等についての表示単位
基金に對する貸付け、当該貸付けの基礎をなす貸付予約並びに当該貸付けについての元本の返済及び利子の支払は、
(a) 直接貸付けの場合にあつては、当該加盟国の選択により、SDR又は請求に従つて基金に移転される通貨、
(b) 個別貸付予約及び共同貸付予約の場合にあつては、運営委員会の決定により、SDR又は基金が借り入れられる通貨で表示される。

第二項 基金に對する貸付けについての返済通貨
基金に對する貸付けについての基金による元本の返済及び利子の支払は、その貸付けが表示される通貨で又は、SDRで表示される貸付けの場合には、基金及び基金に對し資金を貸し付けた者が受諾する実際上交換可能通貨で行う。

第三項 基金による貸付けについての表示単位及び返済通貨
基金による貸付け並びにその元本の返済及び

利子の支払は、第一項の規定に基づきその貸付けのための基金に對する貸付けについて設定される表示単位と同じ表示単位で表示するものとし、基金による貸付けについての基金に對する元本の返済及び利子の支払は、その貸付けのための資金を基金に貸し付けた者に対し基金が前項の規定に従つて支払う義務のある通貨で行う。

第四項 通貨の使用

運営委員会は、基金の業務における加盟国の通貨の使用に關し、実行可能な限り、その加盟国の通貨当局の意見を考慮する。

第五項 利子

(a) 直接貸付けについての請求に基づき基金に移転される資金には、基金がその資金と同じ通貨で個別貸付予約に基づいて行う借入れに對して支払う利子の率又は支払うよう要求されること予想される利子の率に十分な考慮を払つた上で運営委員会が決定する率の利子を付する。
(b) 個別貸付予約又は共同貸付予約に基づき基金が行う借入れに對して支払う利子の率は、運営委員会が市場の状況に照らして決定する。

第六項 返済計画の作成

運営委員会は、基金が行う貸付けについての元本の返済及び利子の支払の計画並びにその貸付けのための資金を基金に貸し付けた者に対する元本の返済及び利子の支払の計画を作成する。

第十二條 割当額についての控除

第一項 加盟国の割当額について控除される額
割当額に基づき加盟国が資金提供の義務を負う額は、次に掲げるものの額について控除される。
(a) 当該加盟国に對する第七条第三項に定義する請求
(b) 先に他の加盟国に對して行われた直接貸付

けについての請求又はその一部であつて、それに対応する債権を当該加盟国が第十条第二項の規定に基づき当該他の加盟国から譲り受けることとなつたもの
(c) 基金が債務を履行することを可能にするため基金に對し資金を移転すべき旨の次条第四項及び第五項(b)の規定に基づく当該加盟国に對する請求

(d) 当該加盟国が第十条の規定に基づいて基金から行つた借入れの返済。ただし、当該加盟国が提供した直接貸付けの対応する部分が返済されている範囲内においては、この限りでない。

第二項 加盟国の割当額について控除される額の減額

割当額に基づき加盟国が資金提供の義務を負う額は、次に掲げるものの額について還元される。
(a) 当該加盟国が提供した直接貸付けの返済。ただし、当該加盟国が第十条の規定に基づいて基金から行つた借入れの対応する部分を返済していない範囲内においては、この限りでない。

(b) 当該加盟国の個別貸付予約に基づく基金による借入れの返済
(c) 共同貸付予約のうち当該加盟国の分担額に基づく基金による借入れの返済
(d) 次のものにつき元本の返済に比例して減じられる額
(i) 第八条第三項(b)又は第九条第二項に規定する利子及び他の手数料のための余裕額並びに追加額
(ii) 第九条第三項に規定する危険分担のための準備額
(e) 次条の規定に基づき当該加盟国から基金に移転される資金の当該加盟国に對する返済
(f) 先に当該加盟国に對して行われた直接貸付けについての請求又はその一部であつて、そ

れに対応する債権を他の加盟国が第十条第二項の規定に基づき当該加盟国から譲り受けることとなつたもの

(g) 第十条の規定に基づき当該加盟国が基金から行う借入れ

第三項 割当額について控除される額のSDR価値

前二項に掲げるものの額をSDRで計算するため、それらの額は、資金が基金に移転された日又は貸付予約に基づき資金が基金によつて借り入れられた日における当該通貨のSDR価値によりSDRで表示される。

第四項 加盟国の割当額について控除される額の限度

第二項に規定する加盟国の割当額について控除される額の累積額から第二項に規定する還元される額の累積額を差し引いた額は、加盟国の割当額を超えてはならない。

第十三条 基金の債務の履行

第一項 債務の履行のための手続
基金は、基金による貸付けについての元本の返済又は利子の支払を期日までに受領しない場合には、基金に対し資金を貸し付けた者に対する当該元本又は利子に対応する債務を履行するために必要な額をこの条の規定に従つて取得するものとし、運営委員会は、次のいずれかのことを決定する。
(a) この条の規定に従つて取得する資金により元本、利子及び他の手数料の残高を完済すること。
(b) その貸付けを維持すること並びに、そのため、必要に応じて、利子及び他の手数料の残高の全部又は一部の支払に充てるために請求の増額を行うこと。

第二項 共同貸付予約に基づく借入れによつて生ずる債務
基金に対し資金を貸し付けた者に対する債務であつて共同貸付予約に基づく借入れによつて

生ずるものについては、基金は、その債務を履行するために必要な額を次の方法によつて取得する。
(a) 第十五条に規定する勘定内の資金を引き出すこと。
(b) 基金に対する支払を期日までに行わなかつた借入国を除くすべての加盟国に対し、第九条第一項(b)の規定による各加盟国の共同貸付予約の額に比例しかつそれを限度として資金を移転することによりその共同貸付予約を履行するよう指示すること。

第三項 個別貸付予約に基づく借入れによつて生ずる債務

基金に対し資金を貸し付けた者に対する債務であつて第八条第一項(b)に規定する個別貸付予約に基づく借入れによつて生ずるものについては、基金は、その債務を履行するために必要な額を、その個別貸付予約を行つた加盟国に対しその個別貸付予約の額を限度として資金を移転するよう指示することによつて取得する。

第四項 個別受け付けの結果としての債務

直接貸付けにより又は前項の規定に従つて行われる個別貸付予約に基づく資金の移転によつて生ずる加盟国に対する債務については、
(a) 基金は、その債務を履行するために必要な額を、基金に対する支払を期日までに行わなかつた借入国を除くすべての加盟国に対し割当額に比例しかつ未請求割当額の範囲内で資金を移転するよう請求することによつて取得する。
(b) この項の規定に従つて加盟国から移転される資金は、加盟国に対し、加盟国が基金による当該貸付けについての返済に応じて受領する予定となつていた額又は前項の規定に従い加盟国が移転した額に比例して支払われる。

第五項 危険分担
危険が第一条第二項(c)の規定に従い加盟国の間で公平に分担されることを確保するため、

(a) 第二項(b)の規定に基づく指示を受けた加盟国のいずれかが要求された資金を移転することができなかつた場合には、基金は、指示を受けたその他の加盟国に対し、必要な額が移転されるまで、第九条第一項(b)の規定による各加盟国の共同貸付予約の額に比例しかつその範囲内で、更に指示を行う。

(b) 前項の規定に基づく請求を受けた加盟国のいずれかが請求された資金を移転することができなかつた場合には、基金は、請求を受けたその他の加盟国に対し、必要な額が移転されるまで、未請求割当額に比例しかつその範囲内で、更に請求を行う。

第六項 義務の不履行
加盟国がこの条の規定に基づく義務を履行することができなかつた場合には、支払うべき額につき、義務の不履行として扱ふ。基金に対する支払の遅滞には、運営委員会が決定する利子及び違約手数料を課する。

第七項 第四項及び第五項の規定に基づく加盟国に対する基金の債務のSDR価値

(a) この条の規定に基づく決済に当たり、第四項及び第五項の規定に基づく基金の債務は、通貨で表示されている場合には、関連する資金提供が基金に対して行われた日からSDRで表示されているものとして計算する。この目的のため、当該債務は、通貨で表示されている場合には、関連する資金提供が基金に対して行われた日におけるSDRで表示されるその通貨の価値によりSDRに換算し、更に、SDRで表示されるその通貨の現在価値により再びその通貨に換算する。

(b) 通貨で表示されている基金の債務の額が、この条の規定に基づいて決済される額として(a)の規定に従つて計算される額でその通貨で表示されるものと異なる場合には、その差額は、次項の規定に従つて決済する。

第八項 この条の規定に基づき決済されるべき額

で未決済のもの
加盟国がこの条の規定に基づく請求又は指示に従つて移転した資金の額及び前項(b)の未決済の額は、
(a) その資金の移転が行われる基礎となつた債権又は債務の表示単位と同じ表示単位で引き続き表示する。
(b) 関連する基金に対する支払の遅滞又は不履行が全部又は一部解消するときは、全部又は一部について決済されるものとし、関係債権者の間における決済額の分配は、債権の額に比例して行う。
(c) 清算の日においてなお未決済である場合には、第十九条第二項(b)及び(c)の規定に従つて清算する。

第十四条 通貨のSDR表示による価値

第一項 評価方法
この協定の適用上、通貨のSDR表示による価値は、国際通貨基金が千九百七十四年七月一日から適用している評価方法に従つて計算する。

第二項 評価方法の変更

(a) 国際通貨基金が千九百七十四年七月一日から適用している評価方法を変更する場合には、運営委員会は、この協定の適用上、第三条第二項の規定と両立することを条件として、その変更後の評価方法を採用することを決定することができる。
(b) 運営委員会が(a)にいう変更後の評価方法を採用することを決定した場合には、その評価方法は、運営委員会が投票の九十パーセント以上の多数により別段の決定を行わない限り、その決定の効力発生の後に行われる取引並びにその取引の結果として生ずる債権及び債務についてのみ適用する。

第十五条 収支勘定
基金は、利子又は事務手数料を含む他の手数料として受領した資金のうち基金に対し資金を貸し

付けた者に支払うために必要なもの以外のものから、その業務のためのすべての費用を支弁する。これらの目的のための勘定内の資金は、運営委員会が決定するところによつて運用する。

第十六条 組織及び運営

第一項 基金の機関
基金に、次の機関を置く。
(a) 運営委員会
(b) 諮問委員会
(c) 事務局

第二項 運営委員会
(a) 基金のすべての権限は、基金の運営について責任を有する運営委員会に属する。
(b) 運営委員会は、すべての加盟国で構成し、各加盟国は、上級財務職員によつて代表される。各加盟国は、代表一人及び代表代理人を任命する。代表代理は、運営委員会の会合に参加することができる。

(c) 運営委員会は、その議長及び副議長を選出する。
(d) 運営委員会は、通常、基金の本部において任務を遂行し、基金の業務の必要に応じて会合する。

(e) 運営委員会の会合においては、全加盟国の七十五パーセント以上に当たり、かつ、総投票権数の七十パーセント以上を有する加盟国が出席していなければならない。

(f) 運営委員会は、OECDの理事会に対し、基金の活動について常時通報する。
(g) 運営委員会は、この協定を適用するために必要であると認めるその他の手続及び規則を定めることができる。

第三項 欧州経済共同体の代表権
欧州共同体委員会の代表者は、運営委員会及び諮問委員会の会合に参加する。

第四項 他の国際機関との関係
運営委員会は、国際通貨基金及び国際決済銀行との連絡並びにこれらの機関の代表者の運営

委員会及び諮問委員会の会合への参加を確保するため適当な措置をとる。

第五項 投票

(a) 各加盟国は、割当額に比例した数の票を有するものとし、その票は、運営委員会への代表又は、代表が不在のときは、代表代理が投票する。
(b) 投票の結果は、次に定めるところに従つて決定する。

(i) 投じられた票のみを考慮する。
(ii) 別段の定めがある場合を除くは、運営委員会のすべての決定は、投票の過半数によつて行ふ。

第六項 第十条、第十四条、この条及び第二十条の規定に基づきいかなる決定も、必要とされる多数の票を投じた加盟国中に、投票した加盟国の半数以上が含まれていない限り、行ふことができない。

(c) 運営委員会は、郵便その他迅速な通信手段による投票により決定を行うことができる。

第六項 諮問委員会
(a) 運営委員会は、加盟国による指名に基づき、専門家としての資格で行動する財務職員によつて構成される諮問委員会の委員を任命する。

(b) 諮問委員会の委員の数は、加盟国の数の半数を超えないことを条件として、運営委員会が投票の三分の二以上の多数によつて決定する。

(c) 諮問委員会は、運営委員会の監督の下に、事務局の補助を得て運営委員会の作業の準備を行う責任及び運営委員会によつて与えられるその他の任務を遂行する責任を有する。諮問委員会は、運営委員会による検討又は決定に供するため、これらの事項について運営委員会に報告する。

第七項 事務局
(a) OECDの事務局は、基金の事務局として

の活動を行い、運営委員会の指示の下に、基金のための事務的機能を果たす。

(b) 基金の運営に関しOECDが負担するすべての費用は、基金が、前条の勘定からの支払によつて償還する。

第八項 本部

基金の本部は、フランスのパリにあるOECDの本部に置く。

第九項 指定当局

各加盟国は、自国と基金との間の取引について責任を有する一の通貨当局を指定する。その通貨当局は、大蔵省、安定基金、中央銀行その他の通貨当局のうちいずれかのものとする。

第十項 代理人

(a) 基金は、次に掲げる事務その他の事務について国際決済銀行が基金の代理人として行動することを認めるため、同銀行と合意することができる。

(i) 会計帳簿を作成すること。
(ii) 基金が受領すべき金銭を受領すること。
(iii) 基金が行うべき支払を行うこと。

(iv) 基金の資産を寄託すること。
(v) (a)の合意には、第八条第一項(b)又は第九条の規定に基づく基金による借入れに関する取決めをも含めることができる。

(c) 代理人は、運営委員会に対し、基金の資産負債勘定及び収支勘定についての報告を含む定期的な報告書を提出する。

第十一項 独立の専門家による会計検査

運営委員会は、基金の会計について独立の専門家による会計検査を行うための措置をとるものとし、基金の業務説明書とともに会計検査の報告書を各加盟国に送付する。

第十七条 能力、特権及び免除

第一項 この条の目的
基金が与えられた任務を遂行することができるようにするために必要な限度において、基金に対し、この条に規定する能力、特権及び免除

を各加盟国の領域において与える。

第二項 基金の能力
基金は、法人格を有し、特に、契約を行い及び訴えを提起する能力を有する。

第三項 訴訟手続の免除

(a) 基金は、あらゆる形式の訴訟手続の免除を受ける。ただし、資金を借り入れ若しくは証券を売買する権限を行使することから又はこれに関連して生ずる訴訟の場合を除くものとし、この場合において、基金に対する訴えは、基金が本部を有している加盟国又は基金が資金を借り入れ若しくは証券を発行している加盟国の領域内の管轄裁判所に提起することができる。運営委員会は、この場合においては、その加盟国の国内法令に従い訴訟に関する送達又は告知を受けるための代理人を任命しなければならない。この場合以外の場合においては、当該代理人を任命することができる。

(b) (a)の規定にかかわらず、加盟国若しくはその機関又は加盟国若しくはその機関を代理し若しくはそれらの請求権を承継した者は、基金に対し訴えを提起してはならない。加盟国は、基金と加盟国との間の紛争を解決するためには、基金との契約又は前条第二項(g)の規定に基づいて定められる運営委員会の規則に定める特別の手続によるものとする。

(c) 基金の資産は、基金に対する裁判の確定前は、所在地及び占有者のいかなる間わず、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。

第四項 基金の資産

基金の資産は、所在地及び占有者のいかなる間わず、執行上、立法上又は行政上の措置による搜索、徴発、没収、収用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。

第五項 基金の文書

基金の文書は、不可侵とする。

第六項 為替管理

基金の資産は、基金の業務を遂行するために必要な範囲内で、いかなる性質の金融上の制限、規制、管理及びモラトリアムをも課されない。

第七項 課税

(a) 基金並びにその資産及び収入は、公的活動の範囲内で、すべての直接税を免除される。ただし、公益事業の使用料に相当するものは、この限りでない。

(b) 基金が発行する債務証券その他の証券(その配当又は利子を含む。)に対しては、保有者のいかなる国を問わず、次のいかなる種類の課税をも行つてはならない。

(i) 発行者のみを理由として債務証券その他の証券に対して不利な差別を設ける課税

(ii) 債務証券その他の証券の発行、支払予定若しくは支払実施の場所若しくは通貨又は基金が維持する事務所若しくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税

第八項 代表者及び職員の特権及び免除に關し

(a) 運営委員会への加盟国の代表者及び諮問委員会の委員は、OECDの機関への代表者とみなす。

(b) OECDの職員は、基金のためにする作為及び不作為については、OECDの職員として行動しているものとみなす。

第九項 免除の放棄

運営委員会は、免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、基金の利益を害することなくこれを放棄することができることを認め、場合には、この条によつて与えられるいかなる免除をも放棄する権利及び義務を有する。

第十八条 貸付権限の消滅後の期間

第五条第一項に規定する貸付権限の消滅前の契約に係る基金のすべての債務及び基金に対するすべての債権を処理するために必要なこの協定のす

べての規定は、その貸付権限の消滅の後基金の清算が行われるまでの期間を通じて、引き続き効力を有する。この協定のその他の規定については、運営委員会は、全会一致により、前記の期間においては適用しないことを決定することができる。

第十九条 清算

第一項 清算日

基金は、その貸付権限の消滅の後、第三者に対するすべての債務を履行し、かつ、その行つた貸付けの最終返済期日が到来するまで、存続する。基金は、運営委員会が投票の七十パーセント以上の多数により別段の決定を行わない限り、その時点で清算される。

第二項 清算手続

基金の資産及び負債は、清算日に次に定めるところに従つて清算する。

(a) 第十五条に規定する勘定の残高は、第十三条の規定に基づく債権を有する加盟国にその債権の額に応じて分配する。その分配の後勘定に残つた額は、基金に対して未決済債務を有する加盟国を除くすべての加盟国に割当額に比例して分配する。

(b) 基金に対する元本の返済及び利子の支払が期日までに行われなかつたことによつて残存する基金に対する加盟国の債権又は債務並びに第十三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づいて生ずる加盟国のすべての債権又は債務は、通貨で表示されている場合には、SDRで表示されるその通貨の現在価値によりSDRに換算され、次の方法によつて算出される二国間の債権及び債務によつて置き替えられる。

(i) 各加盟国は、基金に対して債権を有する加盟国のそれぞれに対し、その債権の額に對する割合が自国の割当額がすべての加盟国の割当額の合計に占める割合に等しくなる額を二国間の債務として有する。

(ii) 基金に対して債務を有する各加盟国は、

他の加盟国のそれぞれに対し、その債務の額に對する割合が当該他の加盟国の割当額がすべての加盟国の割当額の合計に占める割合に等しくなる額を二国間の債務として有する。

(c) 第十三条第七項(b)の未決済の額は、その未決済の額が生ずる原因となつた借入れを行つた加盟国に對する二国間の債権又は債務によつて置き替えられる。

(d) (b)及び(c)の規定に基づいて生ずる二国間の債務は、利子が付され、かつ、当該二国間で合意する条件に従つて弁済される。その条件には、(b)の規定に基づいて生ずる債務の場合には、その債務の表示単位を含める。

第二十条 解釈

この協定の解釈につき加盟国と基金との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、運営委員会がその議長に對する指名する三人の専門家から成る特別委員会に付託する。特別委員会の多数意見は、運営委員会が別段の決定を行わない限り、運営委員会によつて受諾される。

第二十一条 改正

運営委員会は、全会一致の決定により、この協定の改正を提案することができる。運営委員会の提案には、改正の効力発生のための条件(加盟国が自国の憲法上の手続に従ふことができるようにするための規定を含む。)を明記する。

第二十二条 協定の実施

各加盟国は、この協定を実施するために必要な措置(必要な立法措置を含む。)をとる。各加盟国は、特に、この協定が当該加盟国に對して効力を生ずる時まで、基金に對し直ちに支払を行うことができるようにするために必要なすべての立法措置その他の措置をとることによつて、第七条又は第十三条の規定に基づく基金からの通告又は指示に從つて義務を履行するためのすべての要件を満たすべく、それらの要件を満たした旨を基金に通報する。

第二十三条 最終規定

第一項 署名
この協定は、千九百七十五年四月九日から同年五月三十一日まで、OECDの本部においてOECDの加盟国による署名のために開放するものとし、署名の後、署名国によつて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

第二項 効力発生

(a) この協定は、割当額の総額の九十パーセント以上を有するOECDの加盟国が、憲法上の手続を完了し、かつ、前条の要件を満たした上、批准書、受諾書、承認書又は拘束されることに同意する旨の通告書をOECDの事務総長に寄託した日の後十日目に、それらの国に對して効力を生ずる。

(b) (a)の条件が満たされていない場合においても、割当額の総額の六十パーセント以上を有する少なくとも十五のOECDの加盟国が、批准書、受諾書、承認書又は拘束されることに同意する旨の通告書を寄託したときは、それらの国は、一致した合意により、この協定がそれらの国に對して効力を生ずることを決定することができる。

第三項 効力発生後の加入

この協定が前項(a)又は(b)の規定に從つて効力を生じた後は、

(a) この協定は、署名期間の終了の日の後十二箇月以内に批准書、受諾書、承認書又は拘束されることに同意する旨の通告書を寄託する各署名国に對しては、その寄託の日の後十日目に効力を生ずる。運営委員会は、その国と合意の上、基金が既に行つたすべての貸付けに伴う債務又は債権に關連する条件を設定する。

(b) OECDの加盟国は、署名期間の終了の日の後十二箇月を経過した後においては、運営委員会が定める条件に從ひこの協定の締結国となることことができる。

第四項 通知

OECDの事務総長は、OECDのすべての加盟国に対し、批准書、受諾書、承認書、加入書又は拘束されることに同意する旨の通告書の寄託並びにこの協定及びその改正の効力発生を通知する。

第五項 正文

イタリア語、英語、オランダ語、スペイン語、ドイツ語、日本語及びフランス語をひとしく正文とするこの協定の原本は、OECDの事務総長に寄託するものとし、事務総長は、その認証謄本をOECDの各加盟国に送付する。

付表 第三条の規定に基づいて設定される

割当額

割当額(百万SDR)

加盟国	割当額(百万SDR)
アイスランド	二〇〇
アイルランド	二〇〇
アメリカ合衆国	五、五六〇
イタリア	一、四〇〇
オーストラリア	三〇〇
オーストリア	二〇〇
オランダ	六〇〇
カナダ	八四〇
ギリシャ	一一〇
スイス	四〇〇
スウェーデン	三〇〇
スペイン	五〇〇
デンマーク	二四〇
ドイツ連邦共和国	二、五〇〇
トルコ	一一〇
日本国	二、三四〇
ニュー・ジブランド	一六〇
ノールウェー	二〇〇
フィンランド	一六〇
フランス	一、七〇〇
ベルギー	四八〇
ポルトガル	一一〇

ルクセンブルグ

連合王国

合計

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十五年四月九日にパリで作成した。

- オーストラリア連邦のために R・J・カメロン
- オーストリア共和国のために アンドロウシュ
- ベルギー王国のために W・ド・クレルク
- カナダのために ジャン・クレティエン
- デンマーク王国のために ペア・ヘロップ
- フィンランドのために ラルフ・エンケル
- フランス共和国のために ジャン・ピエール・フルカド
- ドイツ連邦共和国のために エゴン・エンメル
- ハンズ・アペル
- ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス
- アイスランド共和国のために ヘンリック・Sv・ピョルソン
- アイルランドのために リッチー・ライアン
- イタリア共和国のために エミリオ・コロンボ
- 日本国のために 大平正芳
- ルクセンブルグ大公国のために C・デュモン
- オランダ王国のために

W・F・ダイセンベルフ

K・ヴェステルホフ

ニュー・ジブランドのために

ポール・ギャピッツ

ノールウェー王国のために

エイナル・マグヌセン

ポルトガル共和国のために

ジョゼ・ジョアキン・フラゴゾ

スペインのために

F・J・ヴァリャウレ

スウェーデン王国のために

ヒエル・オーロフ・フェルト

スイス連邦のために

G・A・シエヴァラ

トルコ共和国のために

Y・エルゲネコン

千九百七十五年五月三十日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

F・G・K・ギャラハー

アメリカ合衆国のために

ウィリアム・E・サイモン

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求むるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十四日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求むるの件

米州開発銀行を設立する協定(域外国の銀行への加盟を規律する一般規則を含む)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求むる。

米州開発銀行を設立する協定

この協定の署名国は、次の規定に従つて運営される米州開発銀行を設立することを協定する。

第一条 目的及び任務

第一項 目的

銀行は、地域内の開発途上にある加盟国の個別的な又は共同的な経済的及び社会的開発の促進に寄与することを目的とする。

第二項 任務

(a) 銀行は、その目的を達成するため、次の任務を有する。

(i) 公私の資本の投資で開発を目的とするものを促進すること。

(ii) 加盟国の開発に融資するため、銀行の自己資本、銀行が金融市場で調達する資金及び他の利用可能な財源を利用すること。この場合において、加盟国の経済成長に最も効果的に寄与する貸付け及び保証を優先させる。

(iii) 経済開発に寄与する事業計画、企業及び活動に係る民間投資を奨励すること並びに、民間資本が妥当な条件で得られないときは、民間投資を補足すること。

(iv) 加盟国の経済を一層相互補完的なものとする目的及び加盟国の貿易の秩序ある拡大を助長する目的と合致するような態様で、加盟国の開発に関する政策をその資源のより良い利用に向けたため加盟国と協力すること。

(v) 開発に関する総合計画及び事業計画の準備、資金調達及び実施のための技術援助(優先度の検討及び特定の事業計画の立案を含む)を与えること。

(b) 銀行は、その任務を遂行するに当たり、国内的及び国際的な機関並びに投資資本を供給する個人及び民間の団体とできる限り協力する。

第二条 加盟国の地位及び銀行の資本

第一項 加盟国の地位

(a) 銀行の原加盟国とは、米州機構の構成国で第十五条第一項(a)に規定する日までに銀行の

(b) 加盟国の地位は、銀行が定める時期に、銀行が定める条件に従つて、その他の米州機構の構成国並びにカナダ、パナマ及びガイアナにも開放する。

国際通貨基金の加盟国である域外国及びイスラエル、また、総務会が定める時期に、総務会が定める一般規則に従つて銀行に加盟することができ。一般規則は、総務の総数の三分の二以上の多数(域外加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要する)であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる総務会の決定によつてのみ改正することができ。

第一A項 財源の種類

銀行の財源は、この条に規定する通常資本財源。次条に規定する地域間資本財源及び第四条の規定によつて設定する特別業務基金(以下「基金」という。)の財源から成る。

第二項 授権通常資本

(a) 銀行の当初の授権通常資本は、千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる八億五千万ドル(八五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)とし、それぞれ一千万ドルの額面価額を有する八万五千株の株式に分ける。加盟国は、次項の規定に従い、この株式に応募することができる。

(b) 授権通常資本は、払込株式と請求払株式とに分ける。四億ドル(四〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)相当額は払込株式とし、四億五千万ドル(四五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)相当額は第四項(a)(ii)に規定する目的のための請求払株式とする。

(c) (a)の通常資本は、次のことを条件として、千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる五億ドル(五〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)増額する。

(i) 第四項の規定に従つて定められたすべて

の応募額の払込みの日が経過していること。

(ii) 総務会が、(i)にいう日の後でできる限り速やかに開催される通常又は特別の会合において、加盟国の総投票権数の四分の三以上の多数による議決で、この五億ドル(五〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の増額を承認すること。

(d) (c)に規定する資本の増額は、請求払資本の形態で行う。

(e) (c)及び(d)の規定にかかわらず、授権通常資本は、第八条第四項(b)の規定に従うことを条件として、総務会が、加盟国の総投票権数の四分の三以上の多数(域内加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要する)による議決で、適当と認める場合に及び適当と認める方法により、増額することができる。

(f) 授権地域間資本が次条第一項(c)の規定に基づいて増額され、かつ、加盟国が次項(e)の選択権を行使する場合には、通常資本は、当該加盟国がその選択権を行使するために必要な額だけ増額されるものとし、地域間資本は、当該加盟国が応募することができる額について、相当額だけ減額され、適切に取り消されるものとする。

第三項 株式への応募

(a) 域内加盟国は、通常資本株式に応募しなればならず、域外加盟国は、(b)の規定及び総務会が定める条件に従い、この株式に応募することができる。原加盟国が払込資本及び請求払資本の双方について応募すべき株式の数は、付表Aに掲げる数とし、その他の加盟国が応募する株式の数は、銀行が定める。

(b) 前項(e)若しくは(f)の規定に従い通常資本が増額され、次条第一項(c)の規定に従い地域間資本が増額され又は通常資本及び地域間資本の双方が増額される場合には、各加盟国は、銀行が定める条件に従い、自国のそれまでの

応募額が銀行の資本の総額に対して占める割合に等しい割合で資本の増額分について応募する権利を有する。もつとも、加盟国は、資本の増額分のいかなる部分についても応募の義務を負わない。

(c) 原加盟国が当初に応募する通常資本株式は、額面で行う。その他の通常資本株式も、銀行が特別の場合に他の条件で発行することを決定しない限り、額面で行う。

(d) 通常資本株式に基づく加盟国の責任は、当該株式に係る未払部分の発行価格による額を限度とする。

(e) 通常資本株式は、方法のいかんを問わず、質に入れた又は担保に供してはならず、また、銀行に対してのみ譲渡することができる。

(f) (b)の規定に基づいて地域間資本に応募する権利を有するいずれの加盟国も、その権利を放棄してその代わりに相当額の通常資本に応募する選択権を有する。

第四項 応募額の払込み

(a) 付表Aに掲げる通常資本に対する応募額の払込みは、次のとおり行う。

(i) 払込通常資本に対する各加盟国の応募額の払込みは、三回の分割払によつて行う。第一回の分割払の額は応募額の二十パーセントとし、第二回及び第三回の分割払の額はそれぞれ応募額の四十パーセントとする。各加盟国は、第十五条第一項の規定に従つて自国のためにこの協定に署名し、かつ、受諾書又は批准書を寄託した日から千九百六十年九月三十日までの間に第一回の分割払の額を払い込む。残りの二回の分割払の額は、銀行が定める日に払い込むものとするが、その日は、それぞれ千九百六十年九月三十日及び千九百六十二年九月三十日以後とする。

各分割払の額のうち、五十パーセントは金又はドルで、五十パーセントは当該加盟国

の通貨で払い込む。

(ii) 通常資本株式に対する応募額の請求払部分は、通常資本財源に繰り入れるための資金の借入れ又は通常資本財源の負担となる保証に係る第三条第四項(ii)及び(v)の規定に基づいて生じた銀行の債務の履行に必要な場合に限り、払込請求を受ける。払込請求が行われたときは、払込みは、加盟国の選択により、金、合衆国ドル又はその払込請求の原因となつた銀行の債務の履行に必要な通貨で行うことができる。

応募額の未払部分に係る払込請求は、すべての株式について同一の比率で行う。

(b) 加盟国が(a)(i)の規定に従い自国通貨で行う各払込みの額は、応募額のうち払い込まれる部分の千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる額に相当すると銀行が認める額とする。最初の払込みは、当該加盟国がこの(b)の規定の下で妥当と認める額によるが、この(b)に規定するドル相当額を表現するために必要であると銀行が決定する調整を受けるものとし、この調整は、その払込義務が生じた日から六十日以内に行う。

(c) 総務会が加盟国の総投票権数の四分の三以上の多数による議決で別段の決定を行わない限り、通常資本に対する加盟国の応募額の払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する加盟国の払込責任は、次の(i)及び(ii)に係る全加盟国の債務総額の九十パーセント以上が払い込まれていることを条件として生ずる。

(i) 応募額の払込部分の第二回の分割払については第一回の分割払、第三回の分割払については第二回の分割払

(ii) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込み

第五項 通常資本財源

この協定において、「通常資本財源」とは、次

のものをいう。

(i) 第二項及び第三項の規定に従つて応募された授権通常資本(払込株式及び請求払株式の双方を含む)。

(ii) 第七条第一項(i)の権限に基づく前項(ii)の借入れによつて調達するすべての資金。

(iii) (i)及び(ii)の財源から行われた貸付けの返済によつて受領するすべての資金。

(iv) (i)から(ii)までの財源から行われた貸付け又は前項(iii)の保証から生ずるすべての収入。

(v) (i)から(iv)までの財源から生ずるその他のすべての収入。

第二A条 地域間資本

第一項 授権地域間資本

(a) 銀行の当初の授権地域間資本は、千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる四億二千万ドル(四二〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)とし、それぞれ一万ドルの額面価値を有する四万二千株の株式に分ける。加盟国は、次項の規定に従い、この株式に応募することができる。

(b) 授権地域間資本は、払込株式と請求払株式とに分ける。当初の授権地域間資本のうち、七千万ドル(七〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)相当額は払込株式とし、三億五千万ドル(三五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)相当額は第三項(c)に規定する目的のための請求払株式とする。

(c) 授権地域間資本は、第八条第四項(b)の規定に従うことを条件として、総務会が、総務の総数の三分の二以上の多数(域内加盟国の総務の三分の二以上を含む)を要する。であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決で、適当と認める場合に及び適当と認める方法により、増額することができる。

(d) 授権通常資本が前条第二項(i)の規定に基づいて増額され、かつ、加盟国が次項(ii)の選択権を行使する場合には、地域間資本は、当該

加盟国がその選択権を行使するために必要な額だけ増額されるものとし、通常資本は、当該加盟国が応募することができる額について、相当額だけ減額され、適切に取り消されるものとする。

第二項 地域間資本株式への応募

(a) 域外加盟国は、地域間資本株式に応募しなければならず、域内加盟国は、前条第三項(b)の規定に基づき及び総務会がこの項の規定に従つて定める条件に従い、この株式に応募することができる。

(b) 原域外加盟国が払込地域間資本及び請求地域間資本の双方について応募すべき株式の数は、銀行が定める。新たな域外加盟国の応募額(その払込みの方法を含む)は、銀行が既に行われた応募に係る条件に十分な考慮を払つて定める。

(c) 域内加盟国は、銀行が域外加盟国による応募について定められた条件に十分な考慮を払つて定める条件に従い、地域間資本に応募することができる。

(d) 当初の地域間資本株式は、額面で発行する。その他の地域間資本株式も、銀行が特別の場合に他の条件で発行することを決定しない限り、額面で発行する。

(e) 地域間資本株式に基づく加盟国の責任は、当該株式に係る未払込部分の発行価格による価値を限度とする。

(f) 地域間資本株式は、方法のいかんを問はず、質に入れ又は担保に供してはならず、また、銀行に対してのみ譲渡することができる。

(g) 前条第三項(b)の規定に基づいて通常資本に応募する権利を有するいずれの加盟国も、その権利を放棄してその代わりに相当額の地域間資本に応募する選択権を有する。

第三項 地域間資本に対する応募額の払込み
(a) 払込地域間資本に対する加盟国の応募額の

払込みは、全額を自国通貨で行う。加盟国は、第五条第一項(c)の規定に従うことを条件として自国通貨が銀行の業務のために他の国の通貨に自由に交換可能であることを確保するため、銀行が満足する措置をとる。

(b) 加盟国が(a)の規定に従つて行う各払込みの額は、応募額のうち払い込まれる部分の千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる価値に相当すると銀行が認める額とする。最初の払込みは、当該加盟国がこの(b)の規定の下で妥当と認める額によるが、この(b)の規定するドル相当額を実現するために必要であると銀行が決定する調整を受けるものとし、この調整は、その払込義務が生じた日から六十日以内に行う。

(c) 地域間資本株式に対する応募額の請求払部分は、地域間資本財源に繰り入れられるための資金の借入れ又は地域間資本財源の負担となる保証に係る次条第四項(iv)及び(v)の規定に基づいて生じた銀行の債務の履行に必要な場合に限り、払込請求を受ける。払込請求が行われたときは、払込みは、加盟国の選択により、十分に交換可能ないずれかの加盟国の通貨又はその払込請求の原因となつた銀行の債務の履行に必要な通貨で行うことができる。

請求払地域間資本に対する応募額の未払込部分に係る払込請求は、すべての請求払株式について同一の比率で行う。

第四項 地域間資本財源

この協定において、「地域間資本財源」とは、次のものをいう。

(i) 第二項の規定に従つて応募された授権地域間資本(払込株式及び請求払株式の双方を含む)。

(ii) 第七条第一項(i)の権限に基づく前項(c)の借入れによつて調達するすべての資金。

(iii) (i)及び(ii)の財源から行われた貸付けの返済によつて受領するすべての資金。

(iv) (i)から(iii)までの財源から行われた貸付け又は前項(c)の保証から生ずるすべての収入。

第三條 業務

第一項 財源の使用

銀行の財源及び便宜は、専ら、第一条に定める目的及び任務を達成し及び遂行するために使用する。

第二項 業務の種類

(a) 銀行の業務は、通常業務、地域間財源業務及び特別業務に分ける。

(b) 通常業務は、第二条第五項に定義する通常資本財源によつて賄う業務とする。地域間財源業務は、前条第四項に定義する地域間資本財源によつて賄う業務とする。これらの業務は、専ら、銀行が行い、参加し又は保証する貸付けであつて当該貸付けが行われた通貨のみ返済されるものに関するものとする。これらの業務は、銀行が適当と認め、かつ、この協定に適合する条件に従つて行われる。

(c) 特別業務は、次条の規定に従つて基金の財源によつて賄う業務とする。

第三項 分離の基本原則

(a) 第十二条(ii)の規定に従うことを条件として、第二条第五項に定義する通常資本財源、前条第四項に定義する地域間資本財源及び次条第三項(iii)に定義する基金の財源は、保管、使用、債務負担、投資その他の処分にあたり、いかなる時にも、また、いかなる点においても、相互に完全に別個なものとする。

(b) 通常資本財源及び地域間資本財源は、いかなる場合にも、当初において基金の財源を使用し若しくはその使用を約束した業務から生じた義務、債務若しくは損失を負担してはならず、又はそれらを処理するために用いてはならない。

(c) 通常資本財源は、いかなる場合にも、地域

間資本財源が負担すべき義務、債務若しくは損失を負担してはならず、又はそれらを処理するために用いてはならない。地域間資本財源は、第七条第三項(d)に規定する場合を除くほか、いかなる場合にも、通常資本財源が負担すべき義務、債務若しくは損失を負担してはならず、又はそれらを処理するために用いてはならない。

(d) 銀行の財務諸表には、通常業務、地域間財源業務及び特別業務を別個に示すものとし、銀行は、これらの三の業務の効果的な分離を確保するために必要な管理規則を定める。

(e) 通常業務に直接に關係する費用は、通常資本財源の負担とする。地域間財源業務に直接に關係する費用は、地域間資本財源の負担とする。特別業務に直接に關係する費用は、基金の財源の負担とする。その他の費用は、銀行が決定するところに従つて負担される。

第四項 貸付け又は保証の方法

銀行は、この条に定める条件に従い、加盟国、その機関若しくは行政区画又は加盟国の領域内にある企業に対し、次のいずれの方法によつても、貸付けを行い又は貸付けを保証することができる。

- (i) 毀損されていない払込済通常資本並びに通常資本財源の準備金(第十三項に規定するものを除く)及び未処分剰余金に相当する資金により又は毀損されていない基金の財源から、直接貸付けを行い又は直接貸付けに参加すること。
- (ii) 通常資本財源又は基金の財源に繰り入れるため資本市場において調達し又は借入れその他の方法によつて取得した資金により、直接貸付けを行い又は直接貸付けに参加すること。
- (iii) 毀損されていない払込済地域間資本(地域間資本財源の準備金及び未処分剰余金を含む)に相当する資金により、直接貸付けを行い又は直接貸付けに参加すること。

(iv) 地域間資本財源に繰り入れるため資本市場において調達し又は借入れその他の方法によつて取得した資金により、直接貸付けを行い又は直接貸付けに参加すること。

(v) 通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源により、民間の投資者(特別の場合には、民間の投資者に限らない)が行う貸付けの全部又は一部を保証すること。

第五項 業務に対する制限

(a) 銀行が通常業務として行う貸付け及び保証の残高の合計額は、いかなる時にも、毀損されていない応募済通常資本に第二項第五項に定義する通常資本財源に含まれる毀損されていない準備金及び剰余金(第十三項の規定に従つて設定される特別準備金に割り当てられる収入及び総務会の決定により貸付け又は保証のために使用することができない準備金に割り当てられる通常資本財源のその他の収入に係るものを除く)を加えたものの額を超えてはならない。

- (b) 銀行が地域間財源業務として行う貸付け及び保証の残高の合計額は、いかなる時にも、毀損されていない応募済地域間資本に前条第四項に定義する地域間資本財源に含まれる毀損されていない準備金及び剰余金(総務会の決定により貸付け又は保証のために使用することができない準備金に割り当てられる地域間資本財源の収入に係るものを除く)を加えたものの額を超えてはならない。
- (c) 第二項第四項(ii)の規定が適用される銀行の借入資金によつて行われる貸付けについては、特定の通貨で銀行に返済されるべき元本の残高は、いかなる時にも、通常資本財源に繰り入れるための銀行の借入れであつて当該特定の通貨で返済すべきものの元本の残高を超えてはならない。
- (d) 前条第三項(c)の規定が適用される銀行の借入資金によつて行われる貸付けについては、

特定の通貨で銀行に返済されるべき元本の残高は、いかなる時にも、地域間資本財源に繰り入れるための銀行の借入れであつて当該特定の通貨で返済すべきものの元本の残高を超えてはならない。

第六項 直接貸付け

銀行は、直接貸付けを行い又は直接貸付けに参加するに当たり、次のいずれの方法によつても融資を行うことができる。

(a) 当該事業計画が実施される領域の属する加盟国以外の加盟国の通貨であつて当該事業計画の外貨費用に充てるために必要なものを借入人に供与すること。

(b) 当該貸付けの目的に關連する費用であつて当該事業計画が実施される加盟国の領域において支出されるものに充てるために融資を行うこと。現地費用に充てるための融資は、当該事業計画がその加盟国において外国為替の需要の増加を間接的に生じさせる場合のような特別の場合に限り、金で又はその加盟国の通貨以外の通貨で行うものとし、この場合において、その融資の額は、借入人が負担する現地費用の合理的な部分を超えてはならない。

第七項 貸付け及び保証に關する規則及び条件

(a) 銀行は、次の規則及び条件に従つて、貸付けを行い又は貸付けを保証することができる。

- (i) 申請人が詳細な申請書を提出しており、かつ、銀行の職員が、当該申請の有益性を審査した後、当該申請を支持する報告書を提出していること。理事会は、特別の場合には、その報告書が提出されていないときでも、加盟国の総投票権数の過半数による議決で、決定のため理事会に申請書を提出することを要求することができる。
- (ii) 銀行は、貸付け又は保証の申請を審査するに当たり、すべての關係要因を考慮した

上で借入人にとつて妥当であると銀行が認める条件で借入人が民間の資金源から貸付けを受けることができるかどうかを考慮に入れる。

(iii) 銀行は、貸付けを行い又は貸付けを保証するに当たり、借入人及び保証人があるときは、保証人が貸付契約に基づく債務を履行することができるとの見込みについて、十分な考慮を払う。

(iv) 利率、手数料及び元本の返済計画が、当該事業計画について適当であると銀行が認めるものであること。

(v) 銀行は、他の投資者が行う貸付けを保証するに当たり、銀行が負う危険につき適当な補償を受けるものとする。

(vi) 銀行が行い又は保証する貸付けは、主として、特定の事業計画(一國又は地域の開発に關する総合計画の一部を構成するものを含む)のために行うものとする。ただし、銀行は、特定の開発事業計画の融資所要額が銀行の直接の監督を必要とするほど多額ではないと認めるときは、当該加盟国の開発機関又は類似の機関が当該事業計画に融資することを容易にするため、それらの機関に対し、包括的な貸付けを行い又は包括的な貸付けを保証することができる。

(b) 銀行は、加盟国が反対する場合には、その加盟国の領域内における事業に融資してはならない。

第八項 貸付け又は保証に關する任意の条件

- (a) 銀行は、非政府団体に対する貸付け又は保証に關しては、適当と認めるときは、当該事業計画が実施される領域の属する加盟国又はその公的機関若しくは類似の機関で銀行が受け入れることのできるものが元本の返済並びに利子及び手数料の支払を保証することを要求することができる。
- (b) 銀行は、特定の貸付け又は保証の申請に直

接に関係する加盟国の利益及び加盟国全体の利益の双方を考慮し、適当と認めるその他の条件を貸付け又は保証に付することができ

第九項 銀行が貸し付け又は保証した資金の使用

(a) 銀行は、第五条第一項に規定する場合を除くほか、貸し付けられた資金が特定の一の国の領域内で消費されなければならないという条件又は特定の若しくは二以上の加盟国の領域内で消費されてはならないという条件を課してはならない。ただし、銀行の財源のいかなる増額分に関しても、総務会が定める条件による増額に参加しない加盟国に対する銀行又はそれかの加盟国による調達制限の問題については、総務会が決定を行うことができる。

(b) 銀行は、節約及び効率の問題に妥当な注意を払った上で、銀行が行い、保証し又は参加した貸付けの資金が当該貸付けの行われた目的のためにのみ使用されることを確保するために必要な措置をとる。

第十項 直接貸付けに係る支払に関する規定

第四項の規定に従って銀行が締結する直接貸付契約には、次のことを定める。

(a) 貸付けのすべての条件(特に、元本の返済、利子及び手数料の支払、返済期限並びに支払期日に関する規定を含む)。

(b) 銀行に対する支払に用いる通貨

第十一項 保証

(a) 銀行は、貸付けを保証するに当たり、当該貸付けの残高につき、銀行が決定する率の定期的な支払われるべき保証料を課する。

(b) 銀行が締結する保証契約には、借入人及び、保証人があるときは、保証人の債務不履行があつた場合において、保証された債券その他の債務証券の買入れを額面価額にその買入れの申入れにおいて指定した日までの経過利子を加算した価格で行うことを銀行が申し

入れたときは、銀行が利子に関する自己の責任を終了させることができることを定める。

第十二項 特別手数料

銀行は、通常資本財源を使用し又は通常資本財源の使用を約束するすべての貸付け、貸付参加又は保証につき、特別手数料を課する。特別手数料は、定期的な支払われ、及び個々の貸付け、貸付参加又は保証の残高について算定されるものとし、その率は、銀行が加盟国の総投票権数の三分の二以上の多数による議決で引き上げることを選定しない限り、年一パーセントとする。

第十三項 特別準備金

銀行が前項の規定に基づいて受領した手数料の額は、特別準備金として積み立てるものとし、第七条第三項(i)の規定に従って銀行の債務を履行するために留保する。この特別準備金は、この協定の下で認められる流動性のある形態のうち理事會が決定するもので保有する。

第十四条 特別業務基金

第一項 設定、目的及び任務

特定の国における特別の状況に対処し又は特定の事業計画を実施するために適当な条件で貸付けを行うため、特別業務基金を設定する。基金は、第一条に定める目的及び任務を有するものとし、その管理は、銀行に委託される。

第二項 適用される規定

基金は、この条の規定及びこの協定の他のすべての規定(この条の規定と矛盾する規定及び明らかに銀行の他の業務にのみ適用される規定を除く)によつて規律される。

第三項 財源

(a) 銀行の原加盟国は、この項の規定に従い、基金の財源に拠出する。

(b) 第十五条第一項(a)に規定する日の後に銀行に加盟する米州機構の構成国、カナダ、パハ

マ及びガイアナ並びに第二条第一項(b)の規定に従って加盟する国は、銀行が定める条件に従い、銀行が定める割当額を基金に拠出する。

(c) 基金は、千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる一億五千万ドル(一五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の当初の財源をもつて設定する。この額は、銀行の原加盟国が付表Bに掲げる割当額に従つて拠出する。

(d) 割当額の払込みは、次のとおり行う。
(i) 加盟国は、第十五条第一項の規定に従つて自国のためにこの協定に署名し、かつ、受諾書又は批准書を寄託した日から千九百六十年九月三十日までの間に自国の割当額の五十パーセントを払い込む。

(ii) 他の五十パーセントについては、銀行が業務を開始して一年を経過した後の銀行が定める時期に、銀行が定める額を払い込む。もつとも、払込通常資本に対する応募に係る第三回の分割払の額の払込みのために定められる日までに、割当額の全額について払込義務が生じ、かつ、払込みが行われるものとする。

(iii) この項の払込みの額は、各加盟国につきその割当額に比例して定めるものとし、その二分の一を金又は合衆国ドルで、二分の一を拠出国の通貨で払い込むものとする。

(e) 加盟国が(d)の規定に従い自国通貨で行う各払込みの額は、割当額のうち払い込まれる部分の千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる額に相当するものと銀行が認める額とする。最初の払込みは、当該加盟国がこの(e)の規定の下で妥当と認める額によるが、この(e)に規定するドル相当額を実現するために必要であると銀行が決定する調整を受けるものとし、この調整は、その払込義務が生じた日から六十日以内に行

う。
総務会が加盟国の総投票権数の四分の三以上の多数による議決で別段の決定を行わない限り、基金に対する加盟国の割当額の未払込部分に係る払込請求に関する加盟国の払込責任は、次の(i)及び(ii)に係る全加盟国の債務総額の九十パーセント以上が払い込まれていることを条件として生ずる。
(i) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込み
(ii) 通常資本に対する応募額の払込部分の払込義務が生じた分割払
(iii) 基金の財源は、総務会が加盟国の総投票権数の四分の三以上の多数による議決で適当と認めるときは、加盟国の追加拠出によつて増額する。その増額については、第二条第三項(b)に規定する割合を各加盟国の拠出割当額と加盟国が拠出した基金の財源の総額との割合に置き替えて、同項(b)の規定を準用する。もつとも、加盟国は、その増額のいかなる部分についても拠出の義務を負わない。
(h) この協定において、「基金の財源」とは、次のものをいう。
(i) (c)及び(d)の規定に基づく加盟国の拠出額
(ii) 第二条第四項(ii)及び第二A条第三項(c)の借入れ以外の借入れ、すなわち、基金の財源が特に負担する借入れによつて調達するすべての資金
(iii) (i)及び(ii)の財源から行われた貸付けの返済によつて受領するすべての資金
(iv) (i)から(iii)までの財源を使用し又はその使用を約束した業務から生ずるすべての収入
(v) 基金が使用することのできるその他の財源

第四項 業務

(a) 基金の業務は、前項(b)に定義する基金の財源によつて賄ふ業務とする。

(b) 基金の財源から行われた貸付けは、融資の対象となる事業計画が実施される領域の属す

る加盟国の通貨で全部又は一部を返済することができる。貸付けのうちその加盟国の通貨で返済しない部分は、その貸付けが行われた通貨で返済する。

第五項 責任の限度

基金の業務において、銀行の支払責任は、基金の財源及び準備金の額を限度とし、加盟国の責任は、払込義務が生じている自国の割当額の未払部分を限度とする。

第六項 割当額の処分に対する制限

基金への拠出によつて生ずる加盟国の権利は、譲渡し又は担保に供することができない。加盟国は、加盟国の地位の喪失又は基金の業務の終了の場合を除くほか、拠出金の返還を請求する権利を有しない。

第七項 借入れに係る基金の債務の履行

基金の財源に繰り入れられるための資金の借入れに係る債務の履行としての支払には、
(i) 最初に、このために設定される準備金を充て、
(ii) 次に、基金の財源のうち利用可能なその他の資金を充てる。

第八項 管理

(a) 銀行は、この協定の規定に従うことを条件として、基金を管理する完全な権限を有する。
(b) 銀行は、基金を担当する副総裁一人を置く。この副総裁は、基金に関連する事項が討議されるときは、理事会の会合に投票権なしで参加する。

(c) 銀行は、基金の業務を行うに当たり、銀行のその他の業務に使用する要員、専門家、施設、事務所、備品及び役務をできる限り利用する。

(d) 銀行は、基金の融資業務の結果（損益を含む。）を別個に示す年次報告を公表する。総務会の年次会合においては、この報告書を検討するための会合を少なくとも一回開催する。

更に、銀行は、基金の業務の四半期ごとの概要書を加盟国に送付する。

第九項 投票

(a) 基金の業務に関する決定を行うに当たり、総務会においては、各加盟国は、第八條第四項(a)及び(c)の規定に基づいて与えられる投票権を有し、理事会においては、各理事は、第八條第四項(a)及び(d)の規定に基づいて与えられる投票権を有する。
(b) 基金の業務に関する銀行のすべての決定は、この条に別段の定めがある場合を除くほか、加盟国の総投票権数の三分の二以上の多数による議決で行う。

第十項 純益の分配

総務会は、基金の純益から準備金のための控除を行つたものについて、加盟国の間に分配する額を決定する。その額は、加盟国の割当額に比例して配分する。

第十一项 拠出金の引揚げ

(a) いずれの国も、銀行の加盟国である間は、拠出金を引き揚げる事ができず、また、自国と基金との関係を終了させることもできない。
(b) 銀行の加盟国でなくなつた国との勘定の決済に関する第九條第三項の規定は、基金について準用する。

第十二項 停止及び終了

第十條の規定は、銀行の資本財源及び銀行の債権者に関する語をそれぞれ基金の財源及び基金の債権者に関する語に置き替えて、基金について準用する。

第五條 通貨

(a) 銀行が通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有するいずれの加盟国の通貨も、取得の方法のいかんを問はず、銀行及び銀行からの受領人が、当該加盟国の領域内で生産される物品及び役務に対する支払を行う

ため、当該加盟国による制限を受けることなしに使用することができる。
(b) 加盟国は、銀行又は銀行からの受領人が次のものをいずれの国における支払のために使用するに對しても、いかなる種類の制限をも維持し又は課することができない。

(i) 第二條の規定に基づく通常資本株式に対する各加盟国の応募額の五十パーセントの払込み及び前條の規定に基づく基金に對する各加盟国の割当額の五十パーセントの払込みにより銀行が受領する金及びドル並びに第二A條の規定に基づく地域間資本株式に對する各加盟国の応募額のうち前記の割合に相當する部分の払込みにより銀行が受領する通貨
(ii) (i)の財源によつて買入れる加盟国の通貨
(iii) 資本財源に繰り入れられるために第七條第一項(i)の規定に基づいて行つた借入れによつて取得する通貨
(iv) (i)の金又はドルで行つた貸付けの元本の返済並びに利子及び手数料の支払として銀行が受領する金及びドル、地域間資本のうち(i)に規定する部分によつて行つた貸付けの元本の返済並びに利子及び手数料の支払として銀行が受領する通貨、(ii)及び(iii)の通貨で行つた貸付けの元本の返済並びに利子及び手数料の支払として受領する通貨並びに銀行が行つたすべての保証に係る手数料及び保証料の支払として受領する通貨
(v) 第七條第四項(d)又は前條第十項の規定に従つて純益の分配として銀行から受領する通貨であつて自国通貨以外のもの

(c) 銀行が通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有する加盟国の通貨のうち(b)に掲げるもの以外のものも、銀行又は銀行からの受領人が、いずれの国における支払のためにも、いかなる種類の制限をも受けること

なしに使用することができる。ただし、当該加盟国が自国通貨又はその一部の使用を(a)に規定する使途に制限することを希望する旨を銀行に通告する場合は、この限りでない。
(d) 加盟国は、銀行が通常資本財源又は地域間資本財源に繰り入れられた借入資金で行つた直接貸付けの返済として受領した通貨を銀行自身の借入れの約定返済若しくは期限前返済又はその債務証券の全部若しくは一部の買戻しを行うために保有し及び使用することに対し、いかなる制限をも課することができない。

(e) 銀行は、通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有する金又は通貨を他の通貨の買入れのために使用してはならない。ただし、加盟国の総投票権数の三分の二以上の多数による議決で承認される場合は、この限りでないものとし、この場合においては、買入れるいかなる通貨も、価値の維持に関する第三項の規定の適用を受けない。

第二項 通貨の評価

いづれかの通貨を他の通貨又は金で評価することがこの協定の下で必要とされる場合には、その評価は、銀行が国際通貨基金と協議した上で行う。

第三項 銀行の保有通貨の価値の維持

(a) 加盟国の通貨の国際通貨基金における平価が引き下げられた場合又は加盟国の通貨の外国為替相場が著しく低落したと銀行が認める場合には、その加盟国は、銀行が通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有するその加盟国のすべての通貨（銀行が借入れによつて取得した通貨を除く。）の価値を維持するために十分な自国通貨の追加の額を相當の期間内に銀行に支払う。このための価値の基準は、千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルとする。

(b) 加盟国の通貨の国際通貨基金における平価

が引き上げられた場合又は加盟国の通貨の外国為替相場が著しく上昇したと銀行が認める場合には、銀行は、通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有するその加盟国の通貨(銀行が借入れによつて取得した通貨を除く。)の額の価値の増加額に等しいその加盟国の通貨の額を相当の期間内にその加盟国に返還する。このための価値の基準は、(a)に定めるものと同一とする。

(c) 国際通貨基金が銀行のすべての加盟国の通貨の平価について一律の比例による変更を行つた場合には、銀行は、この項の規定を適用しないことができる。

(d) この項の他の規定にかかわらず、前条第三項(ロ)の規定に基づく基金の財源の増額の条件には、当該増額分として基金の財源に提出される資金について適用する規定として、この項の規定と異なる価値の維持に関する規定を含めることができる。

第四項 通貨の保有の方法

銀行は、いずれかの加盟国の通貨を銀行の業務の運営上必要としないときは、その加盟国が通常資本に対する応募額のうち第二条の規定に従つて自国通貨で払い込む五十パーセントの部分及び基金の財源に対する応募額のうち前条の規定に従つて自国通貨で払い込む五十パーセントの部分に当たるその加盟国の通貨の全部又は一部の代わりに、その加盟国の政府又はその加盟国が指定する寄託所が発行する約束手形又はこれに類する証券を受領する。これらの手形又は証券は、譲渡禁止かつ無利子のもので、要求があり次第、その額面価額で銀行に払込みが行われるものでなければならぬ。銀行は、また、同一の条件の下に、地域間資本に対する加盟国の応募額のうち応募条件が現金による払込みを要求していない部分の全部又は一部の代わりに、それらの手形又は証券を受領する。

第六条 技術援助

第一項 技術上の助言及び技術援助の供与

銀行は、一若しくは二以上の加盟国又は銀行から貸付けを受けることができる私企業の要請により、銀行の活動分野において、特に次のものに付き、技術上の助言及び技術援助を与えることができる。

(i) 開発に関する総合計画及び事業計画の準備、資金調達及び実施(優先度の検討及び特定の国又は地域の開発事業計画に係る貸付申請の立案を含む。)

(ii) 開発に関する総合計画及び事業計画の作成及び実施を専門とする要員のセミナーその他の形式による育成及び高等訓練

第二項 技術援助に関する協力のための合意

銀行は、この条の目的を達成するため、他の国内的又は国際的な機関(公私を問わない。)と技術援助に関する合意を行うことができる。

第三項 費用

(a) 銀行は、技術援助の供与に要する費用の回収に關し、妥当と認める条件で、その援助を受ける加盟国又は企業と取決めを行うことができる。

(b) 技術援助の供与に要する費用であつて受益人が支払わないものは、通常資本財源の純益、地域間資本財源の純益又は基金の純益によつて賄う。ただし、銀行の業務の最初の三年間においては、その費用を賄うため合計額で基金の当初の財源の三パーセントまでを使用することができる。

第七條 その他の権限及び利益の分配

第一項 銀行のその他の権限

銀行は、この協定において別に規定する権限のほか、次の権限を有する。

(i) 資金を借り入れること及び銀行が決定する見返り担保その他の担保をその借入れに関連して提供すること。この場合において、銀行は、いずれかの国の市場において銀行の債務証券を売却するに先立ち、その国及び債務証

書の表示通貨が自国通貨である加盟国の承認を得なければならない。更に、銀行は、通常資本財源又は地域間資本財源に繰り入れる資金を借り入れる場合には、その借入資金を他のいずれかの国の通貨にも制限を受けることなしに交換することができることにつき、第二文に規定する国の同意を得なければならない。

(ii) 銀行が発行し、保証し又は投資した証券を売買すること。この場合において、銀行は、当該証券を売買する領域の属する国の承認を得なければならない。

(iii) 加盟国の総投票権数の三分の二以上の多数による承認を得て、銀行の業務に必要としな

い資金を銀行が決定する債務証券に投資すること。

(iv) 銀行が保有する証券の売却を容易にするためその証券を保証すること。

(v) 銀行の目的の達成及び任務の遂行を促進するために必要な又は望ましいその他の権限をこの協定の規定に適合する範囲内で行使すること。

第二項 証券面に記載すべき注意事項

銀行が発行し又は保証する各証券には、いかなる政府の債務でもない旨の目につきやすい記載をその証券面にしなければならぬ。ただし、実際にいずれか特定の政府の債務である場合は、この限りでないものとし、この場合には、その旨を記載する。

第三項 債務不履行の場合における銀行の債務履行の方法

(a) 銀行が通常資本財源又は地域間資本財源を使用して行い又は保証した貸付けにつき債務不履行が生じており又は生ずるおそれがある場合には、銀行は、当該貸付けの条件(返済に用いられる通貨を除く。)の変更について適当と認める措置をとる。

(b) 通常資本財源の負担となる第三条第四項(ii)

又は(v)の規定に基づく借入れ又は保証に係る銀行の債務の履行としての支払には、

(i) 最初に、第三条第十三項の特別準備金を充て、

(ii) 次に、必要限度において、かつ、銀行の裁量により、その他の準備金、剰余金及び通常資本株式に対する払込済資本に相当する資金を充てる。

(c) 通常資本財源の負担となる銀行の借入れに係る元本、利子若しくは手数料の契約上の返済若しくは支払に充てるため又は通常資本財源の負担となる銀行が保証した貸付けに係る同様の返済若しくは支払に關する銀行の債務を履行するために必要な場合には、銀行は、第二条第四項(ii)の規定に従い、加盟国に対し、その請求払通常資本応募額のうち必要額の払込みを請求することができる。更に、銀行は、債務不履行が長期間にわたるおそれがあると認めるときは、次の目的のため、いずれの一年についても通常資本財源に対する加盟国の応募総額の一パーセントを限度として、請求払通常資本応募額の追加の払込みを請求することができる。

(i) 通常資本財源の負担となる銀行が保証した貸付けで債務者が当該債務を履行していないものの未返済元本の全部又は一部に係る銀行の債務を期限前返済その他の方法で履行すること。

(ii) 通常資本財源の負担となる銀行自身の未返済債務の全部又は一部を買戻しその他の方法で履行すること。

(d) 通常資本財源に繰り入れたすべての借入金で千九百七十四年十二月三十一日現在において未返済であるものに係る銀行の債務は、通常資本財源及び地域間資本財源(第二A条第三項(c)の規定にかかわらず、請求払地域間資本応募額を含む。)の双方により履行する。ただし、銀行は、当該未返済借入金に係る銀行

の債務を(e)及び(f)の規定に従い、地域間資本財源により履行する前に、(b)及び(c)の規定に従い通常資本財源により履行するため最善の努力を払う。地域間資本財源により履行する場合には、(e)及び(f)における地域間資本の語を通常資本の語に適宜置き替える。

(e) 地域間資本財源の負担となる第三條第四項(v)又は(v)の規定に基づく借入れ又は保証に係る銀行の債務の履行としての支払には、
(i) 最初に、このために設定される準備金を充て、
(ii) 次に、必要な限度において、かつ、銀行の裁量により、その他の準備金、剰余金及び地域間資本株式に対する払込済資本に相当する資金を充てる。

(f) 地域間資本財源の負担となる銀行の借入れに係る元本、利子若しくは手数料の契約上の返済若しくは支払に充てるため又は地域間資本財源の負担となる銀行が保証した貸付けに係る同様の返済若しくは支払に関する銀行の債務を履行するために必要な場合には、銀行は、第二A條第三項(c)の規定に従い、加盟国に対し、その請求払地域間資本応募額のうちの妥当な額の払込みを請求することができ、更に、銀行は、債務不履行が長期間にわたるおそれがあると認めるときは、次の目的のため、いずれの一年についても地域間資本財源に対する加盟国の応募総額の一パーセントを限度として、請求払地域間資本応募額の追加の払込みを請求することができる。

(i) 地域間資本財源の負担となる銀行が保証した貸付けで債務者が当該債務を履行してないものの未返済元本の全部又は一部に係る銀行の債務を期限前返済その他の方法で履行すること。
(ii) 地域間資本財源の負担となる銀行自身の未返済債務の全部又は一部を買戻しその他の方法で履行すること。

第四項 純益及び剰余金の分配及び移転

(a) 総務会は、通常資本財源及び地域間資本財源の純益及び剰余金のうち分配する額を定期的に決定することができる。ただし、準備金の額が総務会が十分と認める水準に達していることを条件とする。

(b) 総務会は、次条第二項(vii)の規定に基づいて損益計算書を承認するに当たり、総務会の総数の三分の二以上の多数であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる決定により、通常資本財源又は地域間資本財源の各会計年度における純益の一部を基金に移転することができる。

総務会は、基金への移転を決定する前に、その移転が望ましいことに関する報告書を理事会から受理していなければならない。その報告書においては、特に、
(1) 準備金の額が十分な水準に達しているかどうか、
(2) 移転される資金が基金の業務に必要であるかどうか、及び
(3) 銀行の借入能力に影響を及ぼす場合にはその影響を考慮に入れるものとする。

(c) (a)の分配は、通常資本財源からの分配については各加盟国が保有する通常資本株式の数に比例して行い、地域間資本財源からの分配については各加盟国が保有する地域間資本株式の数に比例して行い、また、(b)の規定に従つて基金に移転する純益は、同様に比例して配分した上、基金に対して各加盟国が拠出した割当額として貸記する。

(d) (a)の規定に基づく支払は、総務会が決定する方法及び通貨で行う。この支払がいずれかの加盟国に対し自国通貨以外の通貨で行われる場合には、受領国によるその通貨の移転及び使用は、いずれの加盟国による制限をも受けない。

第八条 組織及び運営

第一項 銀行の機構
銀行に、総務会、理事会、総裁、筆頭副総裁、基金担当副総裁並びに必要と認められるその他の役員及び職員を置く。

第二項 総務会
(a) 銀行のすべての権限は、総務会に属する。各加盟国は、総務会一人及び総務代理一人を任命する。総務及び総務代理は、五年間勤務するものとするが、任命した加盟国は、任意にこれらの者を解任し又は再任することができる。総務代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。総務会は、総務のうちの一人を議長として選任するものとし、議長は、総務会の次の通常会合まで在任する。

(b) 総務会は、次の権限を除くほか、そのすべての権限を理事会に委任することができる。
(i) 新たな加盟国の加盟を承認し及びその加盟の条件を定めること。
(ii) 授権通常資本、授権地域間資本及び基金の財源を増額し又は減額すること。
(iii) 総裁を選挙し及び総裁の報酬を定めること。

(v) 次条第二項の規定に従つて加盟国の資格を停止すること。
(vi) 理事及び理事代理の報酬を定めること。
(vii) この協定に関する理事会の解釈に対する異議の申立てを審理し及びこれについて裁決すること。

(viii) 他の国際機関との協力のための一般的な協定の締結を承認すること。
(ix) 会計検査専門家の報告を審査した上で銀行の貸借対照表及び損益計算書を承認すること。

(x) 通常資本財源、地域間資本財源及び基金の純益の留保及び分配を決定すること。

第三項 理事会

(xi) 銀行の貸借対照表及び損益計算書を証明する外部の会計検査専門家を選定すること。
(xii) この協定を改正すること。
(xiii) 銀行の業務の終了及びその資産の分配を決定すること。

(c) 総務会は、(b)の規定に基づいて理事会に委任したかなる事項についても職権を行使する完全な権限を保有する。
(d) 総務会の会合は、原則として毎年一回開催するほか、総務会の決定又は理事会の招集により開催することができるものとする。総務会の会合は、更に、五以上の加盟国又は加盟国の総投票権数の四分の一以上を有する加盟国が要請したときは、理事会が招集する。

(e) 総務会のいかなる会合においても、加盟国の総投票権数の三分の二以上を代表する絶対過半数の総務(域内加盟国の総務の絶対過半数を含む)を要する。が出席していなければならない。
(f) 総務会は、理事会が妥当と認めるときに総務会の会合を招集することなしに特定の問題を総務の表決に付することができる手続を定めることができる。

(g) 総務会及び、権限を与えられた範囲内で、理事会は、銀行の業務を運営するために必要な又は適当な規則を採択することができる。
(h) 総務及び総務代理は、その資格において、銀行から報酬を受けないものとする。ただし、銀行は、これらの者に対し、総務会の会合への出席に際して負担する相当の費用を支給することができる。

(a) 理事会は、銀行の業務を運営する責任を有し、このため、総務会から委任されるすべての権限を行使することができる。
(b) (i) 理事は、経済及び金融に関する問題について有能であることを認められかつ広い経験

(ii) 通常資本財源、地域間資本財源及び基金の純益の留保及び分配を決定すること。

(iii) 銀行の業務の終了及びその資産の分配を決定すること。

(iv) 銀行の業務の終了及びその資産の分配を決定すること。

を有する者でなければならぬ。ただし、総務であつてはならない。

(iii) 理事のうち、一人は銀行の最大の株式数を有する加盟国が任命し、二人は域外加盟国の総務が選挙し、他の八人以上は残りの加盟国の総務が選挙する。この最後の分類に属する選任理事の数が及びすべての選任理事の選挙手続は、加盟国の総投票権数の四分の三以上の多数(専ら域外加盟国による理事の選挙に関する規定については域外加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要し、専ら前記の残りの加盟国による理事の選挙及び理事の数に関する規定については域内加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要する。)による議決で総務会が採択する規則により定める。この規則の変更を承認するためには、同一の多数による議決を必要とする。

(ii) 理事の任期は、三年とする。理事は、再任され又は再選されることのできる。各理事は、不在のときに自己に代わつて行動する完全な権限を有する理事代理人一人を任命する。理事及び理事代理人は、加盟国の市民でなければならぬ。いずれの選任理事及びその理事代理人も、借入国でない国の市民である場合を除くほか、同一の国の市民であつてはならない。理事代理人は会合に参加することができ、理事に代わつて行動しているときでなければ、投票することができない。

(d) 理事は、後任者が任命され又は選挙されるまでの間在任する。選任理事の職が任期の満了前百八十日を超える期間空席となつた場合には、前任の理事を選挙した総務は、残任期間のための後任者を選挙するものとし、その選挙には、投じられた票の絶対過半数を必要とする。理事の職が空席となつて居る間は、その理事の理事代理人は、理事代理を任命する権限を除くほか、前任の理事のすべての権限

を有する。

(e) 理事会は、銀行の主たる事務所等常にその職務を行い、銀行の業務の必要に応じて会合する。

(f) 理事会のいかなる会合においても、加盟国の総投票権数の三分の二以上を代表する絶対過半数の理事(域内加盟国の理事の絶対過半数を含むことを要する。)が出席していなければならぬ。

(g) 加盟国は、自国に特に影響がある事項について審議が行われている間、理事会の会合に代表者一人を出席させることができる。この代表者を出席させる権利は、総務会による規制を受ける。

(h) 理事会は、適当と認める委員会を設置することができる。委員会の委員は、総務、理事、総務代理人又は理事代理人に限定することを要しない。

(i) 理事会は、銀行の事務組織(主要な事務職員及び専門職員の職の数及び一般的職責を含む。)を決定し、及び銀行の予算を承認する。

第四項 投票

(a) 各加盟国は、百三十五票並びに、これに加えて、自国が保有する通常資本株式及び地域間資本株式のそれぞれ一株ごとに一票を有する。ただし、総務会は、授権通常資本又は授権地域間資本のいかなる増額に關しても、その増額によつて授権された資本については投票権を付与しないこと及びその増額については第二条第三項(b)に規定する優先応募権を行使することができないことを決定することができる。

(b) 通常資本又は地域間資本に対するいづれかの加盟国の応募額の増額が次のいづれかの結果をもたらす場合には、当該増額は、有効とならないものとし、当該応募を行ういかなる権利も、放棄される。

(i) 開発途上にある域内加盟国の総投票権数

が加盟国の総投票権数の五十三・五パーセント未満となること。

(ii) 最大の株式数を有する加盟国の投票権数が加盟国の総投票権数の三十四・五パーセント未満となること。

(iii) カナダの投票権数が加盟国の総投票権数の四パーセント未満となること。

(e) 各総務は、総務会における投票において、自己が代表する加盟国の票を投ずることができ、この協定に明示的に別段の定めがある場合を除くほか、総務会が決定すべきすべての事項は、加盟国の総投票権数の過半数による議決で決定する。

(d) 理事会における投票において、(i) 任命理事は、自己を任命した加盟国が有する票数の票を投ずることができ、(ii) 各選任理事は、自己の選出のために算入された票数の票を投ずることができ、その票を一括して投じなければならぬ。

(iii) この協定に明示的に別段の定めがある場合を除くほか、理事会が決定すべきすべての事項は、加盟国の総投票権数の過半数による議決で決定する。

第五項 総裁、筆頭副総裁及び職員

(a) 総務会は、加盟国の総投票権数の過半数(域内加盟国の総務の絶対過半数を含むことを要する。)により総裁一人を選挙する。総裁は、在任期間中、総務、理事、総務代理人又は理事代理人であつてはならない。

総裁は、理事会の指揮の下に、銀行の通常の事務を行うものとし、銀行の職員の名とする。総裁は、また、理事会の会合の議長となるが、投票権を有しない。ただし、可否同数の場合には、総裁は、決定のための票を投じなければならぬ。

総裁は、銀行を法的に代表する。総裁の任期は、五年とする。総裁は、再選されることのできる。総務会は、加盟国の総投票

権数の過半数(域内加盟国の総投票権数の過半数を含むことを要する。)による議決で決定する場合には、退任する。

(b) 理事会は、総裁の勧告に基づき、筆頭副総裁を任命する。筆頭副総裁は、理事会及び総裁の指揮の下に、理事会が決定するところに従い、権限を行使し、及び銀行の管理に関する任務を遂行する。筆頭副総裁は、総裁の不在又は心身の故障の場合には、総裁の権限及び任務を代行する。

筆頭副総裁は、理事会の会合に参加するが、投票権を有しない。ただし、筆頭副総裁は、総裁に代わつて行動するときは、(a)に規定する決定のための票を投じなければならぬ。

(c) 理事会は、総裁の勧告に基づき、第四条第八項(b)の副総裁のほか、理事会が決定するところに従い、権限を行使し及び任務を遂行する他の副総裁を任命することができる。

(d) 総裁、役員及び職員は、その職務の遂行に当たり、銀行に対してのみ義務を負うものとし、その他の当局の権威には服さない。加盟国は、この義務の国際的性格を尊重するものとする。

(e) 職員の雇用及び勤務条件の決定に当たつては、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保することの必要性に最も考慮を払わなければならない。また、銀行の地域的性格を考慮した上で、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性にも妥当な考慮を払わなければならない。

(f) 銀行並びに銀行の役員及び使用人は、いづれかの加盟国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行うに当たつては、関係加盟国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、経済上の考慮にのみ基づいて行うものとし、この考慮を行うに当たつては、第一条に定める目的及び任

務を達成し及び遂行するため、公平に比較衡量をを行うものとする。

第六項 報告の公表及び情報提供

(a) 銀行は、通常資本財源及び地域間資本財源のそれぞれ別個の財務諸表で会計検査を了したものを含む年次報告を公表する。銀行は、また、通常業務及び地域間財源業務の結果をそれぞれ別個に示す財務状況の概要書及び損益計算書を四半期ごとに加盟国に送付する。

第九條 加盟国の脱退及び資格停止

第一項 脱退権

加盟国は、自国の脱退の意志の書面による銀行に対する通告を銀行の主たる事務所に送付することにより、銀行から脱退することができる。脱退は、通告に明記する日に最終的に効力を生ずるものとするが、この日は、いかなる場合にも、当該通告が銀行に送付されてから少なくとも六箇月後の日でなければならぬ。もつとも、加盟国は、脱退が最終的に効力を生ずる前は、いつでも、脱退の意志の通告を取り消すことを書面により銀行に通告することができる。

加盟国は、脱退の後には、脱退通告の送付の日銀行に対して負つてゐるすべての直接の債務及び偶発債務(第三項に規定する債務を含む。)について引き続き責任を負う。ただし、加盟国は、脱退が最終的に効力を生じたときは、銀行が脱退通告を受領した日の後行つた業務の結果生ずる債務についてはいかなる責任をも負わぬ。

第二項 資格停止

加盟国が銀行に対するいずれかの義務を履行しない場合には、銀行は、総務の総数の三分の二以上の多数(域内加盟国の資格停止については域内加盟国の総務の三分の二以上を含むこと)を要し、域外加盟国の資格停止については域外

加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要する。であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる総務会の決定により、その加盟国の資格を停止することができる。資格を停止された加盟国は、資格停止の日から一年で自動的に加盟国でなくなる。ただし、総務会が同一の多数により資格停止を終了させることを決定する場合は、この限りでない。

加盟国は、資格停止中は、脱退する権利を除くほか、この協定に基づくいかなる権利をも行使することはできないが、引き続きすべての義務には服さなければならぬ。

第三項 勘定の決済

(a) いずれかの国が加盟国でなくなった後は、その国は、銀行の損益にあずからず、また、その後銀行が新たに契約した貸付け及び保証については責任を負わない。ただし、その国は、加盟国でなくなった日前に銀行が契約した貸付け又は保証の一部が未返済である間は、銀行に対して負つてゐるすべての直接の債務及び偶発債務について引き続き責任を負う。

(b) 銀行は、いずれかの国が加盟国でなくなった場合には、この項の規定に基づく勘定の決済の一部としてその国が保有する株式を買い戻すための措置をとる。ただし、その国は、この項及び第十三条第二項に規定する権利を除くほか、この協定に基づく権利を有しない。

(c) 銀行及び加盟国でなくなった国は、相互間で、(d)の規定を顧慮することなく、諸般の事情の下で妥当と認める条件で、株式の買戻しについて合意することができる。この合意には、特に、銀行に対するその国のすべての債務の最終的な決済について定めることができる。

(d) いずれかの国が加盟国でなくなつてから六箇月以内に又は銀行とその国が合意する時期

までに(c)の合意が得られない場合には、その国が保有する株式の買戻価格は、銀行の帳簿に従つて、その国が加盟国でなくなつた日現在における帳簿価額とする。この場合の買戻しは、次の条件に従う。

(i) 加盟国でなくなった国は、支払を受けるための前提として自国が保有する株券を引き渡すものとし、その支払は、銀行の財務状況を考慮して、銀行が定める時期に、銀行が定める分割払及び使用可能な通貨で行う。

(ii) 銀行が株式の買戻しに関しその国に支払う額は、貸付業務又は保証業務の結果としてその国又はその国の行政区画若しくは機関が銀行に対して引き続き負つてゐる債務の額を限度として保留する。保留した額は、銀行の選択により、当該債務のうち期限が到来したものの決済に充てることのできる。ただし、第二条第四項(a)(ii)又は第二条第三項(c)の規定に基づくその国の応募額に対する将来の払込請求についてはその国が負う偶発債務を理由としては、いかなる額をも保留してはならない。

(iii) その国が加盟国でなくなつた日現在において未返済であつた貸付け若しくは貸付参加につき又は同日現在において未返済であつた保証の結果として銀行が損失を受ける場合において、損失の額が同日現在における損失引当準備金の額を超えるときは、その国は、保有していた株式の帳簿価額が銀行の帳簿に従つて決定された時にその損失が考慮に入れられたとしたならば当該株式の買戻価格から減額されたであろう額を要求に応じて払い戻す。更に、その国は、第二条第四項(a)(ii)又は第二条第三項(c)の規定に基づく払込請求につき、当該株式の買戻価格が決定された時に資本に毀損が生じていて払込請求がされたとしたならば要求されたであろう額を限度として引き続き責

任を負う。

(e) この項の規定に従いいずれかの国の保有株式の代金としてその国に支払う額は、いかなる場合にも、その国が加盟国でなくなつた日の後六箇月間は支払わぬ。この期間内に銀行が業務を終了する場合には、その国のすべての権利については、次条に規定するところによるものとし、その国は、同条の規定の適用上、引き続き銀行の加盟国とみなされるが、投票権を有しない。

第十條 業務の停止及び終了

第一項 業務の停止
理事会は、緊急の場合には、総務会が事態を検討して適切な措置をとるまでの間、新規の貸付け及び保証について業務を停止することができる。

第二項 業務の終了

銀行は、加盟国の総投票権数の四分の三以上の多数(域内加盟国の総務の三分の二以上を含む)を要する。による総務会の決定により、業務を終了することができる。銀行は、業務の終了の後には、その資産の保全、管理及び換価並びにその債務の決済のための活動を除くほか、すべての活動を直ちに停止する。

第三項 加盟国の責任及び債権に対する弁済

(a) すべての加盟国が銀行の資本に対する応募額に基づいて有する責任及び自国通貨の減価に關して有する責任は、銀行のすべての直接の債務及び偶発債務の履行が完了するまでの間、継続する。

(b) すべての直接の債権者に対しては、最初にその債権に対する弁済を負担する銀行の資産から、次にその債権に対する弁済を負担する未払込応募額又は請求払込額銀行に対する未払込金から弁済する。理事会は、直接の債権者に対する弁済が行われるに先立ち、直接の債権者及び偶発的な債権者の間における比例的な配分を確保するために必要と認める措

第四項 資産の分配

(a) 銀行の資本に對する加盟国の応募額に基づき、資産の分配は、当該資本の負担となるべき債務を債権者に対して履行し又は履行する用意を完了するまで、加盟国に対して行われない。更に、その分配は、加盟国の総投票権数の四分の三以上の多数(域内加盟国の総投票権の三分の二以上を含むこと)を要する。による総務会の決定によつて承認されなければならない。

(b) 銀行の資産は、加盟国が有する株式数に比例して、銀行が公正かつ衡平と認める時期に及び条件で加盟国に分配する。分配される資産の各国の取分は、資産の種類について画一的であることを要しない。いづれの加盟国も、銀行に對するすべての債務を決済するまでは、資産の分配において自己の取分を受け取る権利を有しない。

(c) この条の規定に従つて分配される資産を受け取る加盟国は、銀行がその資産について分配前に有していた権利と同一の権利を有する。

第十一条 地位、免除及び特権

第一項 この条の範圍
銀行がその目的を達成し及び与えられた任務を遂行することができるようにするため、銀行に對し、この条に規定する地位、免除及び特権を各加盟国の領域において与える。

第二項 法的地位

銀行は、法人格を有し、特に、次のことを行う完全な能力を有する。
(a) 契約をすること。
(b) 動産及び不動産を取得し及び処分すること。

第三項 訴訟手続

(c) 訴えを提起すること。
銀行に對する訴えは、銀行が事務所を有して

いる加盟国、銀行が訴訟に関する送達若しくは告知を受けるため代理人を任命している加盟国又は銀行が証券の発行若しくは保証を行つている加盟国の領域内に管轄裁判所のみ提起することができる。

加盟国又は加盟国を代理し若しくは加盟国から請求権を承継した者は、銀行に對し訴えを提起してはならない。ただし、加盟国は、銀行と加盟国との間の紛争を解決するためには、この協定の基本規程その他の規則又は銀行との契約に定める特別の手続によるものとする。

銀行の財産及び資産は、銀行に對する裁判の確定前は、所在地及び占有者のいかなるを問はず、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。

第四項 資産に関する免除

銀行の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなるを問はず、国際的な公の財産とし、行政上又は立法上の措置による搜索、徴発、没収、取用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。

第五項 文書の不可侵

銀行の文書は、不可侵とする。

第六項 資産に對する制限からの自由

銀行のすべての財産及び資産は、この協定の別段の定めがある場合を除くほか、銀行の目的を達成し及び任務を遂行するため並びにこの協定に従つて銀行の業務を運営するために必要な範圍内、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリアムをも課されない。

第七項 通信に関する特権

各加盟国は、銀行の公的通信に對し、他の加盟国の公的通信に對して与える待遇と同一の待遇を与える。

第八項 個人に對する免除及び特権

銀行のすべての総務、理事、總務代理、理事代理、役員及び使用人は、次の特権及び免除を有する。

(a) 公的資格で行つた行為についての訴訟手続の免除。ただし、銀行がこの免除を放棄する場合は、この限りでない。

(b) 当該加盟国の国民でない場合には、当該加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に對して与える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除並びに為替管理に関する便宜と同一の免除及び便宜。

(c) 当該加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に對して与える旅行上の便宜に関する特権と同一の特権。

第九項 課税の免除

(a) 銀行並びにその財産、その他の資産及び収入並びにこの協定に従つて銀行が行う業務及び取引は、すべての内国税及び関税を免除される。銀行は、また、公租公課の納付、源泉徴収又は徴収の義務を免除される。

(b) 銀行が理事、理事代理、役員若しくは使用人に支払う給料その他の給与に對し又はこれらの給与に關しては、これらの者が当該加盟国の市民又は国民でないときは、いかなる課税をも行つてはならない。

(c) 銀行が発行する債務証券その他の証券(その配当又は利子を含む)に對しては、保有者のいかなるを問はず、次のいかなる種類の課税をも行つてはならない。

(i) 銀行が発行したことを理由として債務証券その他の証券に對して不利な差別を設ける課税。

(ii) 債務証券その他の証券の発行、支払予定若しくは支払実施の場所若しくは通貨又は銀行が維持する事務所若しくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税。

(d) 銀行が保証する債務証券その他の証券(その配当又は利子を含む)に對しては、保有者のいかなるを問はず、次のいかなる種類の課税をも行つてはならない。

(i) 銀行が保証したことを理由として債務証券その他の証券に對して不利な差別を設ける課税。

(ii) 銀行が維持する事務所又は業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税。

第十項 実施

各加盟国は、自国の法律制度に従つて、この条の原則を自国の領域内で実施するために必要な措置をとり、かつ、その措置を銀行に通報する。

第十二条 改正

(a) (i) この協定は、総務の総数の過半数(域内加盟国の総務の三分の二以上を含むこと)を要する。であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる総務会の決定によつてのみ改正することができる。ただし、第二条第一項(b)に定める多数決の要件は、同項(b)に定める多数決によつてのみ改正することができる。

(ii) 通常資本財源に繰り入れたすべての借入金で千九百七十四年十二月三十一日現在において未返済であるものに係る債務を銀行が履行した時に地域間資本と通常資本とを合体させるため、(i)に規定するところにより、この協定の関係条文を改正することができる。

(b) (a)の規定にかかわらず、次の事項を要する改正の承認には、総務会の全会一致の合意を必要とする。

(i) 第九条第一項に定める銀行から脱退する権利

(ii) 第二条第三項(b)及び第四条第三項(c)にそれぞれ定める資本に応募する権利及び基金に拠出する権利

(iii) 第二条第三項(d)、第二A条第二項(e)及び第四条第五項に定める責任の限度

(c) この協定を改正する提案は、加盟国又は理事会のいずれから提議されたものであつても、総務会の議長に送付され、議長は、その提案を總

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めの件外三件

務会に提出する。改正が採択されたときは、銀行は、すべての加盟国にあつた公式の通報によつてこの旨を確認する。改正は、総務会が異なる期間を明示しない限り、公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟国について効力を生ずる。

第十三条 解釈及び仲裁

第一項 解釈

(a) この協定の解釈について加盟国と銀行との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、決定のため理事会に提出する。

審議される疑義が自国に特に影響がある加盟国は、第八条第三項(b)の規定に基づき、理事会の会合に自国を直接に代表する者を出席させる権利を有する。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行つたときは、いずれの加盟国も、その疑義を総務会に付託することを要求することができるものとし、総務会の裁決は、最終的なものとする。銀行は、総務会が裁決を行うまでの間、必要と認めらる限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

第二項 仲裁

銀行と加盟国でなかつた国との間に又は銀行の業務を終了する決定の採択の後銀行と加盟国との間に意見の相違が生じた場合には、この意見の相違は、三人の仲裁人による仲裁に付する。仲裁人の一人は銀行が任命し、他の一人は当該国が任命し、第三の仲裁人は、両当事者が別に合意しない限り、米州機構の事務総長が任命する。決定は、全会一致の合意が得られない場合には、三人の仲裁人の過半数による表決で行う。

第十四条 一般規定

第一項 主たる事務所は、アメリカ合衆国ワシントンに置く。

第二項 他の機関との関係

銀行は、情報の交換につき又はこの協定の規定に適合する他の目的のため、他の機関と取決めを行うことができる。

第三項 連絡経路

各加盟国は、この協定に関連する事項に関する銀行との連絡のための公的機関を指定する。

第四項 寄託所

各加盟国は、銀行が保有する自国通貨その他の資産の寄託所として、自国の中央銀行を指定するものとし、中央銀行を有しない場合には、銀行との合意により、他の機関を指定する。

第十五条 最終規定

第一項 署名及び受諾

(a) この協定は、米州機構の事務局に寄託するものとし、千九百五十九年十二月三十一日まで、付表Aに掲げる国の代表者による署名のために開放しておく。各署名国は、その国内法に従つてこの協定を受諾し又は批准したことを及びこの協定に基づくすべての義務を履行するために必要な措置をとつたことを述べる文書を米州機構の事務局に寄託する。

(b) 米州機構の事務局は、米州機構の構成国にこの協定の認証謄本を送付するものとし、(a)の規定に従つて行われた署名及び受諾書又は批准書の寄託をそれぞれの日付とともに米州機構の構成国に通告する。

(c) 各国は、受諾書又は批准書を寄託する時、銀行の管理費に充てるため、自国が応募する銀行の株式の買入価格及び基金における自国の割当額の一パーセントの十分の一に相当する額の金又は合衆国ドルを米州機構の事務局に送付する。その支払は、第二条第四項(a)(i)及び第四条第三項(d)(i)に規定する加盟国の応募額及び割当額の払込みとして当該加盟国に貸記する。いずれの加盟国も、受諾書又は批准書を寄託する日に又はその後いつでも、

第二項 効力発生

(a) この協定は、応募額の合計が付表Aに掲げる応募総額の八十五パーセント以上となる国の代表者が前項(a)の規定に従つて署名し、かつ、受諾書又は批准書を寄託した時に効力を生ずる。

第三項 業務の開始

(a) 米州機構の事務局は、この協定が前項の規定に従つて効力を生じたときは、直ちに、総務会の第一回の会合を招集するものとする。

(b) 総務会の第一回の会合においては、第八条第三項の規定に基づいて理事及び理事代理を選任するための措置及び銀行が業務を開始する日を決するための措置をとる。総務会は、第八条第三項の規定にかかわらず、望ましいと認めるときは、理事の最初の任期を三年未満とすることを定めることができる。

(c) この協定の効力発生の日前に受諾書又は批准書を寄託した国は、効力発生の日に加盟国となる。その他の国は、受諾書又は批准書を寄託した日に加盟国となる。

千九百五十九年四月八日にアメリカ合衆国ワシントン市で、ひとしく正文である英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語により本書一通を作成した。

付表A 銀行の授權通常資本に対する応募額

国名	千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する一万合衆国ドルの株式による株式数		
	払込株式数	請求払株式数	応募総数
アルゼンティン	五、一五七	五、一五七	一〇、三二四
ポリヴィア	四一四	四一四	八二八
ブラジル	五、一五七	五、一五七	一〇、三二四
チリ	一、四一六	一、四一六	二、八三二
コロンビア	一、四一五	一、四一五	二、八三〇
コスタ・リカ	二〇七	二〇七	四一四
キューバ	一、八四二	一、八四二	三、六八四

ドミニカ共和国	二七六	二七六	五五二
エクアドル	二七六	二七六	五五二
エル・サルヴァドル	二〇七	二〇七	四一四
グアテマラ	二七六	二七六	五五二
ハイティ	二〇七	二〇七	四一四
ホンデュラス	二〇七	二〇七	四一四
メキシコ	三、三一五	三、三一五	六、六三〇
ニカラグア	二〇七	二〇七	四一四
パナマ	二〇七	二〇七	四一四
パラグアイ	二〇七	二〇七	四一四
ペルー	六九一	六九一	一、三八二
アメリカ合衆国	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三五、〇〇〇
ウルグアイ	五五三	五五三	一、一〇六
ヴェネズエラ	二、七六三	二、七六三	五、五二六
合 計	四〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	八五、〇〇〇

付表B 特別業務基金への拠出の割当額

アルゼンティン	一〇、三一四
ボリヴィア	八二八
ブラジル	一〇、三一四
チリ	二、八三二
コロンビア	二、八三〇
コスタ・リカ	四一四
キューバ	三、六八四
ドミニカ共和国	五五二
エクアドル	五五二

割当額(千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する千合衆国ドル)

エル・サルヴァドル	四一四
グアテマラ	五五二
ハイティ	四一四
ホンデュラス	四一四
メキシコ	六、六三〇
ニカラグア	四一四
パナマ	四一四
パラグアイ	四一四
ペルー	一、三八二
アメリカ合衆国	一〇〇、〇〇〇
ウルグアイ	一、一〇六
ヴェネズエラ	五、五二六
合 計	一五〇、〇〇〇

第一項 域外加盟国を認める条件

域外加盟国を認める条件
 国際通貨基金の加盟国である域外国及びスイスは、理事会が決定する千九百七十六暦年における日に次のすべての条件が満たされた場合には、銀行の加盟国となることができる。

(a) 「銀行の地域間資本の創設及び関連事項に関する銀行を設立する協定の改正」と称する決議に規定する協定の改正が効力を生ずること。

(b) 「域外国の加盟に関連する授權請求払通常資本の増額及びこの増額への応募」と称する決議に規定する授權通常資本の増額が有効となること。

(c) 八以上の域外国(特別業務基金に対する拠出額がそれぞれ六千万合衆国ドル以上である四以上の国を含むこと)を要する。が、適切な

文書を銀行に寄託することにより、次のことに同意すること。

(i) 次項の規定に従い、三千万百株以上の地域間資本株式に応募すること。

(ii) 第三項の規定に従い、特別業務基金の財源に三億七千万合衆国ドル(注)相当額以上を拠出すること。

(注) 合衆国ドルの平価の変更が行われ
 た千九百七十三年十月十八日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル
 理事会は、千九百七十六年三月一日後適
 当と認めるときは、(i)及び(ii)に定める応募
 株式数及び特別業務基金に対する拠出額を
 減ずることができる。

域外国の地域間資本に対する応募額及び特別業務基金に対する拠出額は、少なくとも次の額とする。

	払込地域間資本応募額			請求払地域間資本応募額			地域間資本応募総額			特別業務基金への拠出額
	株式数	1959年合衆国ドルによる表示額(注1)	現行合衆国ドルによる表示額(注2)	株式数	1959年合衆国ドルによる表示額(注1)	現行合衆国ドルによる表示額(注2)	株式数	1959年合衆国ドルによる表示額(注1)	現行合衆国ドルによる表示額(注2)	
オーストリア	69	690,000	832,377	350	3,500,000	4,222,201	419	4,190,000	5,054,578	5,054,578
ベルギー	171	1,710,000	2,062,847	865	8,650,000	10,434,869	1,036	10,360,000	12,497,716	12,497,716
デンマーク	74	740,000	892,694	373	3,730,000	4,499,660	447	4,470,000	5,392,354	5,392,354
ドイツ連邦共和国	863	8,630,000	10,410,742	4,367	43,670,000	52,681,009	5,230	52,300,000	63,091,751	63,091,751
イスラエル	68	680,000	820,313	346	3,460,000	4,173,948	414	4,140,000	4,994,261	4,994,261
イタリア	842	8,420,000	10,157,410	4,264	42,640,000	51,438,476	5,106	51,060,000	61,595,886	61,595,886
日本国	940	9,400,000	11,339,627	4,757	47,570,000	57,385,748	5,697	56,970,000	68,725,375	68,725,375
オランダ	128	1,280,000	1,544,120	648	6,480,000	7,817,104	776	7,760,000	9,361,224	9,361,224
ポルトガル	68	680,000	820,313	346	3,460,000	4,173,948	414	4,140,000	4,994,261	4,994,261
スペイン	842	8,420,000	10,157,410	4,264	42,640,000	51,438,476	5,106	51,060,000	61,595,886	61,595,886
スイス	188	1,880,000	2,267,925	952	9,520,000	11,484,388	1,140	11,400,000	13,752,313	13,752,313
連合王国	842	8,420,000	10,157,410	4,264	42,640,000	51,438,476	5,106	51,060,000	61,595,886	61,595,886
ユーゴスラヴィア	69	690,000	832,377	350	3,500,000	4,222,201	419	4,190,000	5,054,578	5,054,578
小計	5,164	51,640,000	62,295,565	26,146	261,460,000	315,410,504	31,310	313,100,000	377,706,069	377,706,069
未割当額	1,836	18,360,000	22,148,462	8,854	88,540,000	106,309,630	10,690	106,900,000	128,958,092	128,958,092
総計	7,000	70,000,000	84,444,027	35,000	350,000,000	422,220,134	42,000	420,000,000	506,664,161	506,664,161

(注1) 千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル

(注2) 合衆国ドルの平価の変更が行われた千九百七十二年十月十八日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル

第二項 地域間資本への応募

- (a) 前項に掲げる域外国は、地域間資本株式に応募することができる。
- (b) 各域外国の応募額は、少なくとも前項において当該国に割り当てられた払込地域間資本株式及び請求払地域間資本株式の双方の全額とする。各応募国は、銀行に対し、自国の応募に必要なすべての措置をとつたことを通告し、及びそのことに関して銀行が要求する情報を提供する。
- (c) 払込地域間資本への各国の応募は、次の条件に従う。
- (i) 一株当たりの応募価格は、千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる一万合衆国ドルとする。
- (ii) 払込地域間資本に対する各国の応募額の払込みは、三回の均等分割払によつて行ふ。ただし、理事会は、特定の国に係る特別の事情を考慮して、(i)当該国が払い込む第一回の分割払の額を当該国に割り当てられた払込資本の額の二十パーセントにまで減額することができるものとし、それに伴いその後の二回の分割払の額を調整すること又は(iii)当該国が払込みを五回の均等年賦によつて行うことができることを合意することができる。各国は、この一般規則の効力発生の後三十日以内の日又は第四項(c)(iii)の規定に従つて行う受諾書若しくは批准書の寄託の日のいずれか遅い方の日までに第一回の分割払の額を払い込む。第一回の分割払の額を現金で払い込むことを選択する国は、この一般規則が効力を生ずる暦年又は当該国が同暦年の後に批准書を寄託する場合には批准書を寄託する暦年の終わりに払い込むことができる。残りの各年賦については、第一回の分割払について払込義務が生じた日の後一年ごとに払込義務が生ずる。
- (iii) 各国は、各分割払の額の全額を自国通貨で払い込むものとし、当該自国通貨が銀行の業務のために他の国の通貨に自由に交換可能であることを確保するため、銀行が満足する措置をとる。
- (iv) 各分割払の額の五十パーセントは、協定第五条第一項(b)(i)に規定する通貨に該当するものとし、現金で払い込む。各分割払の額の他の五十パーセントについては、いずれかの国が現金で払い込むことを選択する場合を除くほか、理事会は、協定第五条第四項の規定に従つて受領した譲渡禁止かつ無利子の約束手形又はこれに類する証券の現金化のための計画を策定する。
- (d) 請求払地域間資本への各国の応募は、次の条件に従う。
- (i) 一株当たりの応募価格は、千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合

衆国ドルによる一万合衆国ドルとする。

(ii) 請求払地域間資本への各国の応募は、三回の均等分割によつて行うものとし、各応募は、(c)(ii)の規定に基づく払込地域間資本への応募に係る自国の最初の三回の分割払のそれぞれの払込みの日までに行う。

(e) 地域間資本財源は、貸付け及びこれに伴う債務を通常資本財源と地域間資本財源との間に合理的に配分することを確保するような態様で、貸付けを行うために使用する。

(f) 通常資本財源に繰り入れたすべての借入金で千九百七十四年十二月三十一日現在において未返済であるものに係る債務を銀行が履行した時に、地域間資本と通常資本とを合体させるための措置がとられるものとする。

第三項 特別業務基金の増額及びこの増額への拠出

(a) この一般規則の規定に従うことを条件として、特別業務基金の財源は、域外国の拠出により五億六千六百六十六万四千六百六十一合衆国ドル相当額増額する。域内加盟国は、この一般規則を承認することにより、協定第四条第三項(ロ)に基づき当該増額の比例的配分額について拠出する権利を行使する意思を有しないものと了解される。

(b) この一般規則が第十項の規定に従つて効力を生ずる時にのみ、(a)の増額は、有効となり、(a)の拠出の払込義務が生ずる。

(c) 域外国は、第一項(c)の規定に基づく地域間資本に対する自国の応募額と同じ額を特別業務基金に拠出する。

(d) 各国は、拠出額の全額を自国通貨で払い込むものとし、当該自国通貨が銀行の業務のために他の国の通貨に自由に交換可能であることを確保するため、銀行が満足する措置をとる。

(e) 各国の拠出額の全額は、協定第五条第一項(c)の規定が適用される通貨に該当するものとする。いずれかの国が拠出額の全額又はその一部を現金で払い込まないことを選択する場合には、銀行は、協定第五条第四項の規定に従つて譲渡禁止かつ無利子の約束手形又はこれに類する証券を受領するものとし、理事会は、これらの証券の現金化のための計画を策定する。

(f) 拠出額の払込みは、三回の均等分割払によつて行う。ただし、理事会は、特定の国に係る特別の事情を考慮して、(i)当該国が払い込む第一回の分割払の額を当該国に割り当てられた全拠出額の二十パーセントにまで減額することができるとし、それに伴いその後二回の分割払の額を調整すること又は(ii)当該国が払込みを五回の均等年賦によつて行うことができることを合意することができる。各国は、各分割払の額を前項の規定に基づく払込地域間資本の各分割払の払込みの日と同

じ日に払い込む。

(g) 各国の各払込みの額は、合衆国ドルの平価の変更が行われた千九百七十三年十月十八日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる払込価額に相当すると銀行が認める額とする。

(h) この項の拠出の結果として銀行が保有する全加盟国の通貨は、価値の維持に関する協定第五条第三項の規定の適用を受けるが、このための価値の基準は、合衆国ドルの平価の変更が行われた千九百七十三年十月十八日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルとする。

ただし、銀行は、銀行の大多数の加盟国の通貨に係る通貨調整が行われた場合には、価値の維持のための調整を行わないことができる。

(i) 協定第四条第三項(ロ)の規定にかかわらず、特別業務基金の財源のすべての増額は、特別業務基金の財源を増額するための伝統的方法により、その都度交渉によつて定められる割合及び条件で行う。

第四項 域外国の加盟の条件

域外国は、次のすべての条件が満たされた時に銀行の加盟国となる。

(a) 理事会が第一項のすべての条件が満たされたことを決定すること。

(b) この一般規則が第十項の規定に従つて効力を生ずること。

(c) 当該国について次のすべての条件が満たされたことを総裁が宣言すること。

(i) 正当に委任された当該国の代表者が米州機構の事務局に寄託されている改正された協定の原本に署名したこと。

(ii) 当該国が協定をこの一般規則に定めるすべての条件とともに自国の国内法に従つて受諾し又は批准したこと並びに協定及びこの一般規則に基づく自国のすべての義務を履行するために必要な措置をとつたことを述べる文書を米州機構の事務局に寄託したこと。

(iii) 当該国が(i)及び(ii)に定めるところにより協定に署名し、かつ、受諾書又は批准書を寄託するために必要なすべての措置をとつたことを銀行に通告したこと及びその措置に関して銀行が要求する情報を銀行に提供したこと。

第五項 その他の域外国

第一項に掲げられていない域外国は、総務会が定める条件に従つて銀行の加盟国となることことができる。当該域外国の応募株式数及び特別業務基金に対する拠出額は、第一項に掲げる域外国の応募及び拠出の条件に十分な考慮を払つて総務会が定める払込地域間資本及び請求払地域間資本の株式数並びに特別業務基金に対する拠出額とする。

第六項 未応募の資本及び拠出割当額

第一項(c)に定める地域間資本及び特別業務基金拠出割当額であつてこの一般規則の効力発生の日から二年以内に第一項に掲げる域外国又は前項に規定するその他の域外国が応募しないものについては、その時における域外加盟国が応募することができる。当該加盟国は、自国の応募資本の額が応募地域間資本の総額に対して占める割合に等しい割合で当該未応募資本に応募する権利を有する。同様に、当該加盟国は、自国の拠出割当額が応募地域間資本の総額に対して占める割合に等しい割合で特別業務基金の当該未応募拠出割当額に応募する権利を有する。各応募については、この一般規則に定める払込資本と請求払資本との割合及び特別業務基金拠出割当額と資本応募額との割合を維持する。払込資本及び特別業務基金拠出割当額の払込み並びに請求払資本への応募は、この一般規則の効力発生の日から三年以内に完了する。

第七項 特別定足数及び投票権数

(a) 次の事項の承認には、域外加盟国の総務の総数の三分の二以上の多数であつて域外加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものの合意を必要とする。

(1) 次の事項を変更する協定の改正

(1) 域外加盟国が任命する総務の数

(2) 協定第八条第三項(b)(ii)の規定に従つて

域外加盟国の総務が選挙する理事の数

(3) 協定第七条第三項(d)から(f)までの規定

(4) 協定第七条第四項に規定する地域間資本財源の純益及び剰余金の分配に関する規定

(ii) 協定第二A条第一項(c)に規定する授權地域間資本の増額

通常資本又は地域間資本に対するいずれかの加盟国の応募額の増額が次のいずれかの結果をもたらす場合には、当該増額は、有効とならないものとし、当該応募を行ういかなる権利も、放棄される。

(i) 開発途上にある域内加盟国の総投票権数が加盟国の総投票権数の五十三・五パーセント未満となること。

(ii) 最大の株式数を有する加盟国の投票権数が加盟国の総投票権数の三十四・五パーセント未満となること。

(iii) カナダの投票権数が加盟国の総投票権数の四パーセント未満となること。

もつとも、第一文の規定及び協定第八条第四項(b)の規定にかかわらず、通常資本又は地域間資本の増額のための総務会決議には、次の(1)から(3)までのことを規定するものとする。

(1) 開発途上にある域内加盟国の総投票権数が所定の百分率未満となることを回避する

ため、開発途上にあるいずれの域内加盟国も、開発途上にある他の域内加盟国が自国に割り当てられた株式に応募することを希望しない場合に当該株式に応募することができること。

(2) 投票権数の百分率に関する規定のうち、(i)については開発途上にある全域内加盟国、(ii)についてはアメリカ合衆国及び(ii)についてはカナダが、それぞれの適用を免除することができること。

(3) いずれの域外加盟国も、他の域外加盟国が自国に割り当てられた株式に応募することを希望しない場合に当該株式に応募することができること。

第八項 理事の選挙に関する規則の改正

域外国は、第一項(a)の決議によつて改正された協定第八条第三項(b)(ii)の規定に基づき域外国のみの投票によつて理事二人を選挙する権利を有しているため、同条に規定する理事の選挙に関する規則は、この一般規則の附属書Iのとおり改正する。この改正は、この一般規則の効力発生の日に効力を生ずる。

第九項 理事の数

銀行の理事の総数を十三人を超えて増加させることの承認には、域外加盟国の総務の総数の三分の二以上の多数の合意を必要とする。

第十項 効力発生

この一般規則は、理事会が第一項のすべての条件が満たされたことを決定し、かつ、総裁が八以上の域外国について第四項(c)のすべての条件が満たされたことを宣言した後につきのみ、効力を生ずる。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十八日

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

(小字及び一は衆議院修正)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第六条第七項中「在勤地」の下に「(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号)に定める在勤地をいう。以下同じ。)」を加える。

第九条中「次条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(戦争等による特別事態の際の在勤手当)
第九条の二 戦争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外公館として外務大臣が指定するものに勤務する在外職員(休暇帰国のため在勤地を離れている在外職員を除く。)に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、前条又は次条第一項の規定に基づき当該在外職員に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の百分の十五に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員に関する第十三条及び第二十條の規定の適用については、第十三条中「現に受ける在勤基本手当(館長代理手当又は兼勤手当を受けている者にあつては、これらの手当を含む。の)支給額」とあるのは「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額(館長代理手当又は兼勤手当を受けている在外職員にあつては、同項前段の規定の適用がないものとした場合に当該在外職員が受けるべきこれらの手当の額を当該在勤基本手当の額に加算した額)」と、第二十條中「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

2 在勤地において前項の特別事態が発生したことに伴い一時在勤地以外の地に駐在を命ぜられた在外職員に対する在勤手当の支給については、その地を新在勤地とみなすものとし、その者に、その地に所在する在外公館について定められている在勤手当(その地に在外公館が所在していない場合その他外務省令で定める場合には、旧在勤地に所在する在外公館について定められている在勤手当(当該在勤手当について前項前段の規定の適用があるときは、その適用がないものとした場合の在勤手当))を支給する。

3 第一項の指定に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十一条を削る。

第十条の二中「(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号)に定める在勤地をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第十一条とする。

別表第一の一 大使館の表中南米の項中「在ジャマイカ日本国大使館 ジャマイカ キングストン」を「在ジャマイカ日本国大使館 ジャマイカ キングストン」に改め、同表アフリカの項中「在スリナム日本国大使館 スリナム パラマリボ」に改め、同表アフリカの項中「在ガーナ日本国大使館 ガーナ アクラ」を「在ガーナ日本国大使館 ガーナ カーボ・ヴェルデ日本国大使館 カーボ・ヴェルデ プライア」に、「在ザイール日本国大使館 ザイール キンシャサ」を「在ザイール日本国大使館 ザイール キンシャサ」に改め、「在ダホメ日本国大使館 ダホメ ポルト・ノヴォ」を削り、「在ブルンディ日本国大使館 ブルンディ ブジュンブラ」を「在ブルンディ日本国大使館 ブルンディ ブジュンブラ」に、「在モーリタニア日本国大使館 モーリタニア ヌアクシヨット」を「在モーリタニア日本国大使館 モーリタニア ヌアクシヨット」に改める。

別表第一の二 総領事館の表アジアの項中「在マドラス日本国総領事館 インド マドラス」を「在マドラス日本国総領事館 インド マドラス」に改め、同表中近東の項中「在イスタンブル日本国総領事館 トルコ イスタンブル」を「在イスタンブル日本国総領事館 トルコ イスタンブル」に改める。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

事館
イラン ホラムシャハル
トルコ イスタンブル
別表第二及び別表第三を次のように改める。

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

四四六

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
302,200	261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
346,100	296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000
330,000	288,800	255,600	228,100	208,900	195,200	170,500	156,700	143,000
372,600	327,100	389,900	259,500	237,500	222,300	193,300	178,100	162,900
330,000	288,800	255,600	228,100	208,900	195,200	170,500	156,700	143,000
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,900
273,900	234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,900	125,300	112,100
302,800	259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
273,900	234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,100	125,100	112,100
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
387,700	337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	166,100
287,700	248,700	219,800	193,800	178,000	165,000	146,500	133,500	120,500
288,900	245,600	216,700	188,700	174,300	160,000	145,700	131,400	117,100
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
317,200	271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
316,100	274,900	243,200	215,700	197,900	184,200	162,100	148,300	134,600
401,500	351,700	311,600	278,300	254,800	238,200	207,700	191,100	174,500
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
260,000	221,000	195,000	169,000	156,000	143,000	130,000	117,000	104,000
287,700	248,700	219,800	193,800	178,000	165,000	146,500	133,500	120,500
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
259,500	222,700	196,600	172,000	158,400	146,100	130,900	118,600	106,300
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
260,000	221,000	195,000	169,000	156,000	143,000	130,000	117,000	104,000
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100

別表第二 在勤基本手当の基準額 (第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
		円	円	円	円	円
ア ジ ア	インド	550,000	450,000	414,600	385,800	344,600
	インドネシア	610,000	500,000	480,100	446,300	396,400
	ヴェトナム共和国	550,000	460,000	445,300	415,000	373,800
	ヴェトナム民主共和国	580,000	510,000	490,300	467,100	421,600
	カンボディア	540,000	460,000	445,300	415,000	373,800
	シンガポール	590,000	480,000	464,400	446,200	398,700
	スリ・ランカ	460,000	380,000	366,200	350,500	313,400
	タイ	560,000	460,000	419,500	390,000	346,600
	大韓民国	530,000	410,000	379,000	352,400	313,400
	中華人民共和国	600,000	470,000	434,800	404,500	361,100
	ネパール	570,000	480,000	464,900	450,500	409,100
	パキスタン	540,000	450,000	434,800	404,500	361,100
	バングラデシュ	620,000	520,000	502,100	484,800	440,100
	ビルマ	490,000	410,000	394,300	366,900	327,900
	フィリピン	520,000	440,000	404,500	375,600	332,200
	ブータン	550,000	480,000	465,400	449,100	409,100
	マレーシア	560,000	470,000	439,600	408,700	363,200
	モルディヴ	480,000	440,000	423,700	396,400	359,300
	モンゴル	610,000	540,000	519,800	503,300	454,800
ラオス	580,000	480,000	464,900	450,500	409,100	
北 米	アメリカ合衆国	610,000	450,000	419,500	389,800	332,200
	カナダ	520,000	440,000	404,500	375,600	332,200
中 南 米	アルゼンティン	470,000	380,000	367,300	351,600	320,500
	ヴェネズエラ	550,000	440,000	426,200	415,700	394,500
	ウルグァイ	410,000	390,000	364,000	338,000	299,000
	エクアドル	440,000	410,000	386,800	361,600	327,900
	エル・サルヴァドル	460,000	420,000	398,300	372,300	332,200
	ガイアナ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	キューバ	530,000	480,000	461,300	431,900	394,400
	グアテマラ	450,000	400,000	387,800	362,600	330,100
	グレナダ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	コスタ・リカ	460,000	420,000	398,300	372,300	332,200
	コロンビア	400,000	370,000	350,500	327,400	296,800
	ジャマイカ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	スリナム	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	チリ	440,000	400,000	364,000	338,000	299,000
	ドミニカ共和国	490,000	420,000	407,600	381,200	348,800
	トリニダード・トバゴ	490,000	440,000	424,000	396,800	361,100
ニカラグア	490,000	450,000	433,600	404,500	361,100	

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるとの件外三件

四四八

330,500	287,200	254,000	225,100	206,500	192,100	169,300	154,800	140,400
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
302,800	259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
330,000	288,800	255,600	228,100	208,900	195,200	170,500	156,700	143,000
273,900	234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,100	125,100	112,100
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,900
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,900
303,300	257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500
303,300	257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500
390,000	331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
360,600	308,600	272,400	237,800	219,000	201,700	181,500	164,100	146,800
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
303,300	257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500

	ハイティ	500,000	470,000	450,100	419,200	375,800
	パナマ	450,000	400,000	387,800	362,600	330,100
	バハマ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	パラグアイ	490,000	440,000	415,700	388,700	346,600
	バルパドス	490,000	440,000	424,000	396,800	361,100
	ブラジル	500,000	410,000	399,300	371,300	330,100
	ペルー	490,000	420,000	404,500	375,600	332,200
	ボリヴィア	500,000	420,000	409,600	399,900	373,800
	ホンデュラス	430,000	380,000	369,100	345,000	313,400
	メキシコ	510,000	410,000	395,600	375,600	332,200
欧 州	アイスランド	480,000	440,000	407,600	381,200	348,800
	アイルランド	480,000	440,000	407,600	381,200	348,800
	イタリア	590,000	490,000	465,100	431,900	382,000
	ヴァチカン	530,000	490,000	465,100	431,900	382,000
	オーストリア	620,000	510,000	485,400	450,700	398,700
	オランダ	580,000	500,000	480,800	450,700	398,700
	ギリシャ	480,000	430,000	398,700	373,100	347,400
	サイプラス	480,000	430,000	398,700	373,100	347,400
	スイス	660,000	600,000	546,000	507,000	448,500
	スウェーデン	580,000	500,000	485,400	450,700	398,700
	スペイン	540,000	450,000	433,600	413,100	365,500
	ソヴェエト連邦	660,000	520,000	475,200	442,000	394,400
	チェコスロヴァキア	550,000	500,000	459,900	427,500	379,900
	デンマーク	580,000	510,000	485,400	450,700	398,700
	ドイツ民主共和国	610,000	530,000	500,400	465,100	413,100
	ドイツ連邦共和国	680,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	ノールウェー	560,000	480,000	463,800	434,200	398,700
	ハンガリー	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	フィンランド	530,000	480,000	445,100	416,600	382,000
	フランス	720,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	ブルガリア	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	ベルギー	640,000	530,000	485,400	450,700	398,700
	ポーランド	550,000	500,000	459,900	427,500	379,900
	ポルトガル	550,000	510,000	473,000	442,800	398,700
	マルタ	480,000	440,000	416,700	389,600	348,800
	ユーゴスラヴィア	560,000	480,000	462,500	431,900	382,000
	ルーマニア	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	ルクセンブルグ	550,000	500,000	463,800	434,200	398,700
	連合王国	630,000	490,000	444,900	413,100	365,500
大 洋 州	オーストラリア	570,000	460,000	435,800	413,100	365,500
	トンガ	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
	ナウル	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
	西サモア	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
	ニュー・ジーランド	510,000	410,000	396,800	380,300	346,900

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

四五〇

387,700	337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	166,100
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
388,300	336,300	297,300	262,700	241,200	223,900	198,200	180,800	163,500
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
388,300	336,300	297,300	262,700	241,200	223,900	198,200	180,800	163,500
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
360,600	308,600	272,400	237,800	219,000	201,700	181,500	164,100	146,800
331,000	285,500	252,300	221,900	204,000	188,800	168,200	153,000	137,800
331,000	285,500	252,300	221,900	204,000	188,800	168,200	153,000	137,800
373,300	325,600	288,100	256,300	234,900	219,000	192,100	176,200	160,300
401,500	351,700	311,600	273,300	254,800	238,200	207,700	191,100	174,500
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
302,800	259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,000	364,000	322,400	287,800	263,500	246,200	215,000	197,600	180,300
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
344,900	299,400	264,800	234,400	215,200	200,000	176,500	161,300	146,100
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
388,800	334,600	295,600	259,500	238,700	220,600	197,100	179,000	160,900
402,200	350,200	309,700	275,100	252,200	234,900	206,600	189,200	171,900
402,200	350,200	309,700	275,100	252,200	234,900	206,600	189,200	171,900
344,400	301,100	266,400	237,500	217,500	203,100	177,700	163,200	148,800
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600

	パプア・ニューギニア	590,000	570,000	522,800	478,900	440,100
	フィジー	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
中 近 東	アフガニスタン	620,000	510,000	495,900	480,200	442,300
	アラブ首長国連邦	610,000	520,000	508,600	502,200	481,700
	イエメン	600,000	520,000	500,300	495,600	478,700
	イスラエル	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	イラク	590,000	480,000	465,700	456,100	437,100
	イラン	580,000	470,000	459,900	427,500	379,900
	オマーン	580,000	480,000	468,100	467,000	464,800
	カタール	600,000	510,000	495,800	490,600	478,700
	クウェイト	640,000	530,000	510,600	498,100	473,100
	サウディ・アラビア	660,000	540,000	528,100	514,900	488,100
	ジョルダン	530,000	470,000	454,100	431,900	394,400
	シリア	520,000	480,000	443,900	415,500	379,900
	トルコ	480,000	440,000	399,300	371,300	330,100
	バハレーン	610,000	510,000	493,000	485,400	468,700
南イエメン	600,000	520,000	500,300	495,600	478,700	
	レバノン	630,000	550,000	505,500	469,400	415,300
ア フ リ カ	アルジェリア	600,000	510,000	492,500	465,100	413,100
	ウガンダ	510,000	470,000	452,400	423,200	377,700
	エジプト	570,000	500,000	454,900	423,200	377,700
	エチオピア	590,000	520,000	499,100	471,200	423,600
	ガーナ	600,000	510,000	496,100	484,300	454,800
	カーボ・ヴェルデ	620,000	580,000	560,000	523,500	473,400
	ガボン	620,000	520,000	503,600	496,800	483,300
	上ヴォルタ	620,000	540,000	522,700	508,400	473,400
	カメルーン	620,000	520,000	500,900	491,700	471,700
	ガンビア	590,000	500,000	485,100	479,000	465,700
	ギニア	620,000	520,000	503,700	496,800	481,700
	ギニア・ビサオ	590,000	500,000	485,100	479,000	465,700
	ケニア	530,000	450,000	419,500	390,000	346,600
	コンゴ	620,000	530,000	519,800	503,300	473,400
	ザール	610,000	520,000	500,400	491,200	471,300
	サントメ・プリンシペ	620,000	580,000	560,000	523,500	473,400
	ザンビア	530,000	480,000	460,900	431,500	392,400
	シエラ・レオーネ	620,000	560,000	546,100	518,400	473,400
	スーダン	610,000	510,000	490,600	485,000	473,900
	スワジランド	530,000	490,000	470,700	440,600	394,400
	赤道ギニア	580,000	480,000	465,500	462,000	455,100
	セネガル	610,000	490,000	474,100	462,900	440,800
	象牙海岸共和国	600,000	490,000	476,700	467,800	450,400
ソマリア	600,000	490,000	476,700	467,800	450,400	
タンザニア	540,000	480,000	459,700	430,400	390,300	
チャード	580,000	480,000	465,500	462,000	455,100	

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

四五二

430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
317,200	271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
373,800	324,000	286,500	253,200	232,500	215,900	190,900	174,300	157,700
317,200	271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
373,800	324,000	286,500	253,200	232,500	215,900	190,900	174,300	157,700
401,500	351,700	311,600	278,300	254,800	238,200	207,700	191,100	174,500
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000
296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000
259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,100	125,100	112,100
273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
245,600	216,700	188,700	174,300	160,000	145,700	131,400	117,100
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,200	149,300	133,500
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

中央アフリカ共和国	620,000	520,000	503,600	496,800	483,300
テュニジア	500,000	450,000	425,200	397,800	363,200
トーゴ	620,000	540,000	522,700	508,400	473,400
ナイジェリア	620,000	510,000	495,600	486,000	467,200
ニジェール	620,000	540,000	522,700	508,400	473,400
ブルンディ	600,000	510,000	497,800	490,400	468,700
ベナン	600,000	510,000	497,800	490,400	468,700
ボツワナ	530,000	490,000	470,700	440,600	394,400
マダガスカル	560,000	480,000	470,700	440,600	394,400
マラウイ	550,000	470,000	457,600	443,300	409,100
マリ	620,000	560,000	546,100	513,400	473,400
南アフリカ共和国	490,000	410,000	395,600	375,600	332,200
モーリシャス	530,000	480,000	463,500	440,600	394,400
モーリタニア	620,000	560,000	544,500	513,400	473,400
モザンビーク	570,000	520,000	499,100	474,400	425,600
モロッコ	500,000	450,000	425,200	397,800	363,200
リビア	570,000	480,000	467,800	455,900	425,600
リベリア	590,000	490,000	475,400	466,600	449,100
ルワンダ	620,000	580,000	560,000	523,500	473,400
レソト	530,000	490,000	470,700	440,600	394,400

二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	カルカタ	440,000	385,800	344,600	302,200
	ボンベイ	440,000	385,800	344,600	302,200
	マドラス	420,000	385,800	344,600	302,200
	ウジュン・パンダン	480,000	446,300	396,400	346,100
	ジャカルタ	480,000	446,300	396,400	346,100
	バンコック	430,000	390,000	346,600	302,800
	釜山	400,000	352,400	313,400	273,900
	上海	440,000	404,500	361,100	316,600
	カラチ	440,000	385,800	344,600	302,200
	マニラ	410,000	375,600	332,200	288,900
	香港	510,000	431,900	382,000	332,200
北 米	アガナ	460,000	431,900	382,000	332,200
	アトランタ	410,000	379,800	332,200	288,900
	サン・フランシスコ	430,000	379,800	332,200	288,900
	シアトル	430,000	379,800	332,200	288,900
	シカゴ	430,000	379,800	332,200	288,900
	ニュー・オルリンズ	410,000	379,800	332,200	288,900
	ニュー・ヨーク	500,000	413,100	365,500	317,800
	ヒューストン	430,000	379,800	332,200	288,900
	ポートランド	410,000	379,800	332,200	288,900

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

四五四

270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
233,300	205,900	178,400	164,700	151,000	137,300	123,500	109,800
236,500	209,000	184,400	169,400	157,100	139,300	127,000	114,700
208,800	184,200	159,600	147,400	135,100	122,800	110,500	98,200
221,000	195,000	169,000	156,000	143,000	130,000	117,000	104,000
236,500	209,000	184,400	169,400	157,100	139,300	127,000	114,700
232,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000
257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500
337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	166,100
325,600	288,100	256,300	234,900	219,000	192,100	176,200	160,300
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 296,300	円 261,600	円 228,300	円 210,300	円 193,700	円 174,200	円 157,600	円 141,000
296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

	ホノルル	470,000	413,100	365,500	317,800
	ロス・アンジェルス	430,000	379,800	332,200	288,900
	ヴァンクーヴァー	430,000	375,600	332,200	288,900
	ウィニペグ	410,000	375,600	332,200	288,900
	エドモントン	410,000	375,600	332,200	288,900
	トロント	430,000	375,600	332,200	288,900
	モントリオール	430,000	375,600	332,200	288,900
中 南 米	サン・パウロ	410,000	356,900	315,700	274,500
	ベレーン	380,000	348,200	311,300	273,300
	ポルト・アレグレ	360,000	319,300	282,400	245,600
	リオ・デ・ジャネイロ	390,000	338,000	299,000	260,000
	レシフェ	380,000	348,200	311,300	273,300
欧 州	ミラノ	430,000	431,900	382,000	332,200
	ジュネーヴ	560,000	507,000	448,500	390,000
	ラス・バルマス	430,000	394,300	348,800	303,300
	ナホトカ	520,000	456,700	409,100	359,400
	ハバロフスク	500,000	456,700	409,100	359,400
	レニングラード	490,000	442,000	394,400	345,500
	デュッセルドルフ	520,000	469,400	415,300	361,100
	ハンブルグ	520,000	469,400	415,300	361,100
	ベルリン	540,000	469,400	415,300	361,100
	ボン	520,000	469,400	415,300	361,100
	ミュンヘン	520,000	469,400	415,300	361,100
	パリ	520,000	469,400	415,300	361,100
	マルセイユ	520,000	469,400	415,300	361,100
	ロンドン	460,000	413,100	365,500	317,800
大 洋 州	シドニー	470,000	413,100	365,500	317,800
	パース	460,000	413,100	365,500	317,800
	ブリスベン	440,000	413,100	365,500	317,800
	メルボルン	470,000	413,100	365,500	317,800
	オークランド	400,000	380,300	346,900	303,300
	ポート・モレスビー	530,000	478,900	440,100	387,700
中 近 東	ホラムシャハル	520,000	471,200	423,600	373,300
	イスタンブル	410,000	375,600	332,200	288,900
ア フ リ カ	プレトリア	400,000	375,600	332,200	288,900
	ソールズベリー	410,000	375,600	332,200	288,900

三 領事館

地 域	所 在 地	号			
		領事館の長	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	スラバヤ	470,000	446,300	396,400	346,100
	メダン	470,000	446,300	396,400	346,100

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めめるの件外三件

271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
250,400	221,500	196,900	180,600	168,300	147,600	135,300	123,000
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600

別									
3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100	
390,000	331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000	
390,000	331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000	
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400	
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700	

10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
197,300	185,300	173,300	161,300	149,300	137,300	125,300	113,300	101,300	

附則

1 この法律は、公布の日昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在スリナム、在カーボ・ヴェルデ、在サントメ・プリンシペ及び在モザンビークの各日本国大使館並びに在ウジエン・パンダン及び在ホラムシャハルの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

「高橋雄之助君登壇、拍手」

○高橋雄之助君 たいだいま議題となりました条約三件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、ハンガリーとの通商航海条約は、わが国とハンガリーとの間で、出入国、旅行、滞在、事業活動、関税事項、輸出入制限等に関する最恵国待遇、身体・財産の保護、出訴権、商船の出入港等に関する最恵国及び内国民待遇等を相互に保障しているほか、拘禁の場合の領事官への通報及び領事官との面会・通信、科学・技術に関する知識の交換等について定めたものであります。

次に、経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定は、経済協力開発機構加盟国との相互扶助的な金融支援基金を一定期間設立し、国際収支上の重大な困難に直面した加盟国は、他の金融手段を尽くした上でなお必要な場合に、基金から貸し付けを受けることができることなどを定めたものであります。

次に、米州開発銀行を設立する協定は、中南米地域における開発途上国の経済的、社会的開発の促進に寄与するために米州開発銀行を設立し、運営することを目的とするものであります。銀行の資金調達能力を拡大するために、加盟資格を一定の域外国にも開放し、わが国を含む域外国と銀行との間に交渉が行われた結果、協定改正案と域

外国の加盟手続等を定めた一般規則案が作成されましたので、この際本協定に参加しようとするものであります。

最後に、在外公館関係の法律案は、新たに独立したスリナム、カーボ・ヴェルデ、サントメ・プリンシペ及びモザンビークの三国にそれぞれ兼轄の大使館を、またウジエン・パンダン及びホラムシャハルにそれぞれ総領事館を設置すること、既設の公館について、最近の物価上昇、外国為替相場の変動等を勘案し、在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改正すること、戦争等の特別事態が発生している地に所在する特定の在外公館について在勤基本手当の額に一定額を加算することなどを内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

昨二十日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、ハンガリーとの通商航海条約は全会一致をもって、また、経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定及び米州開発銀行を設立する協定はいずれも多数をもってそれぞれ承認すべきものと決定し、法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めめるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、経済協力開発機構金

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案

	コタ・キナバル	430,000	408,700	363,200	317,200
北 米	アンカレッジ	450,000	431,900	382,000	332,200
中 南 米	マナオス	380,000	362,900	326,000	287,200
	リマ	400,000	375,600	332,200	288,900

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北 米	ニュー・ヨーク (国際連合)	円 610,000	円 460,000	円 444,900	円 413,100	円 365,500
欧 州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関) (軍縮委員会)	710,000	600,000	546,000	507,000	448,500
	パリ (経済協力開発機構)	620,000	600,000	546,000	507,000	448,500
	ブラッセル (欧州共同体)	720,000	550,000	505,500	469,400	415,300
		550,000	530,000	485,400	450,700	398,700

別表第三 研修員手当(第二十条の二関係)

号 別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
手 当 額	円 305,300	円 293,300	円 281,300	円 269,300	円 257,300	円 245,300	円 233,300	円 221,300	円 209,300

融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。
本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本件は承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。
本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本件は承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。公害対策及び環境保全特別委員長藤田進君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十一年五月十九日
衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律

瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
附則第四条中「三年をこえない」を「五年を超えない」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約五百万円の見込みである。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 ただいま議題となりました瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案は、本年十一月で失効することになっております。瀬戸内海環境保全臨時措置法の効力を、その実施の状況にかんがみて、さらに引き続き二カ年間延長することといたしますのがその内容であります。委員会においては、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号

クリーニング業法の一部を改正する法律案外四件

て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第六 クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第七 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

日程第八 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

日程第九 健康保険法等の一部を改正する法律案

日程第一〇 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上五案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長長戸田菊雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

クリーニング業法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十一年五月十九日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

クリーニング業法の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。
(業務従事者に関する措置)

第四条の二 都道府県は、クリーニング所について第三条第三項に規定する措置を確保するため特に必要があると認めるときは、条例で、営業者が当該クリーニング所の業務に従事する者の当該業務に関する知識の修得及び技能の向上につき講ずべき措置に関し、必要な事項を定めることができる。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十三日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に、「二万四千円」を「二万七千円」に改める。
第五条第四項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。
第五条の二第三項中「六千円」を「六千八百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

2 昭和五十一年九月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十八日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
(厚生年金保険法の一部改正)
第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額	額
第一級	三〇、〇〇〇円	三一、五〇〇円未満	三四、五〇〇円未満
第二級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第三級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第四級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第五級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第六級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四九、五〇〇円未満
第七級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	五二、五〇〇円未満
第八級	五一、〇〇〇円	四九、五〇〇円以上	五五、五〇〇円未満
第九級	五四、〇〇〇円	五二、五〇〇円以上	五八、五〇〇円未満
第一〇級	五七、〇〇〇円	五五、五〇〇円以上	六一、五〇〇円未満
第一級	六〇、〇〇〇円	五八、五〇〇円以上	六四、五〇〇円未満
第一二級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六八、〇〇〇円未満
第一三級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七二、〇〇〇円未満
第一四級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七六、〇〇〇円未満
第一五級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	八〇、〇〇〇円未満
第一六級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八四、〇〇〇円未満
第一七級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第一八級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第一九級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二〇級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二一級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二二級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満

第二二級	一、二六〇、〇〇〇円	一、二二〇、〇〇〇円以上	一、三〇〇、〇〇〇円未満
第二三級	一、三四〇、〇〇〇円	一、三〇〇、〇〇〇円以上	一、三八〇、〇〇〇円未満
第二四級	一、四二〇、〇〇〇円	一、三八〇、〇〇〇円以上	一、四六〇、〇〇〇円未満
第二五級	一、五〇〇、〇〇〇円	一、四六〇、〇〇〇円以上	一、五五〇、〇〇〇円未満
第二六級	一、六〇〇、〇〇〇円	一、五五〇、〇〇〇円以上	一、六五〇、〇〇〇円未満
第二七級	一、七〇〇、〇〇〇円	一、六五〇、〇〇〇円以上	一、七五〇、〇〇〇円未満
第二八級	一、八〇〇、〇〇〇円	一、七五〇、〇〇〇円以上	一、八五〇、〇〇〇円未満
第二九級	一、九〇〇、〇〇〇円	一、八五〇、〇〇〇円以上	一九五〇、〇〇〇円未満
第三〇級	二、〇〇〇、〇〇〇円	一九五〇、〇〇〇円以上	二、一〇〇、〇〇〇円未満
第三一級	二、一〇〇、〇〇〇円	二、一〇〇、〇〇〇円以上	二、二〇〇、〇〇〇円未満
第三二級	二、二〇〇、〇〇〇円	二、二〇〇、〇〇〇円以上	二、三〇〇、〇〇〇円未満
第三三級	二、三〇〇、〇〇〇円	二、三〇〇、〇〇〇円以上	二、四〇〇、〇〇〇円未満
第三四級	二、四〇〇、〇〇〇円	二、四〇〇、〇〇〇円以上	二、五〇〇、〇〇〇円未満
第三五級	二、五〇〇、〇〇〇円	二、五〇〇、〇〇〇円以上	二、六〇〇、〇〇〇円未満
第三六級	二、六〇〇、〇〇〇円	二、六〇〇、〇〇〇円以上	二、七〇〇、〇〇〇円未満

第三十四条第一項第一号中「千円」を「千六百五十円」に改め、同条第三項中「三百六十」を「四百二十」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第五項中「二万八千八百円」を「七万二千円」に、「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第三十五条中「裁定する場合」の下に「又は保険給付の額を改定する場合」を加え、「五十銭」を「五十円」に、「一円」を「百円」に改める。

第三十八条第二項中「加給年金額」の下に「及び第六十二条の規定により加算する額」を加え、「行わない」を「行わない」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二 年金額たる保険給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以

後の分として当該年金額たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金額たる保険給付があるときは、厚生省令で定めるところにより、当該年金額たる保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第四十二条第三項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

第四十六条第一項中「第十一級から第十四級まで」を「第十二級から第十六級まで」に、「第十

五級から第十八級まで」を「第十七級から第二十級まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する老齢年金額については、この限りでない。

第四十六条第三項及び第四十六条の第三項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

第四十六級から第十八級まで」を「第十七級から第二十級まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する老齢年金額については、この限りでない。

第四十六級から第十八級まで」を「第十七級から第二十級まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する通算老齢年金額については、この限りでない。

第四十六級の七第二項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

第四十九条第二項中「さらに」を「更に」に、「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改める。

第五十条第一項第三号及び第六十条第二項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 遺族年金額の受給権者である妻が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十条の遺族年金額の額に当該各号に定める額を加算する。ただし、その者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について恩給法による扶助料その他遺族年金額に相当する給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 当該遺族年金額の加給年金額の計算の基礎となつている子があるとき 三万六千円

二 その子が二人以上あるときは六万円

三 六十歳以上であるとき(前号に該当するときはを除く。) 二万四千円

2 前項の加算を開始すべき事由、同項の加算の額を変更すべき事由又は同項の加算を廃止すべき事由が生じた場合における年金額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行ふ。

第八十条第一項中「左の」を「次の」に、「第四十六級第一項又は第四十六級の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている」を「被保険者である間に支給される」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第二号中「千分の五十八」を「千分の七十六」に、「千分の三十六」を「千分の四十七」に改め、同項第三号中「千分の八十八」を「千分の百六」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第四号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に改める。

第百三十七条第二項中「第四十六級第一項又は第四十六級の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている」を「被保険者である間に支給される」に、「行なう」を「行ふ」に改める。

附則第十二条第三項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

附則第十六条第二項中「第五十九条の二」を「第五十三條、第五十四條第二項、第五十九條の二及び第六十二條の二」に改め、「加給年金額」の下に「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を加え、「二十八万八千円」から当該従前の例による年金額たる保険給付の額(従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。)を控除して得た額」を「七万二千円」と、第五十三條及び第五十四條第二項中「別表第一」とあるのは「旧法別表第一」に改める。

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 クリーニング業法の一部を改正する法律案外四件

附則第二十八條の三第二項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三條ノ七第二項中「掲グル額ニ相当スル額」の下に「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を加え、同條第四項中「額トス」ヲ除クを「額」ヲ、第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除ク」に、「同條第三号」を「第五十條第三号」に改める。

第二十四條ノ二中「五十錢」を「五十円」に、「一円」を「百円」に改める。

第二十四條ノ三の次に次の一條を加える。

第二十四條ノ四 年金タル保險給付ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ死亡シタルニ因リ其ノ年金タル保險給付ヲ受クル權利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ屬スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該年金タル保險給付ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依リ返還金ニ係ル債權以下返還金債權ト稱スニ係ル債權ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ年金タル保險給付アルトキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ当該年金タル保險給付ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依リ返還金債權ノ金額ニ充當スルコトヲ得

第三十四條第四項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

第三十五條第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「一万六千円」を「二万六千四百円」に、「十二万円」を「二十九万七千円」に改める。

第三十六條第一項中「二万八千八百円」を「七万二千円」に、「九千六百円」を「二万四千円」に、「一万九千二百円」を「四万八千円」に改める。

第三十八條第一項中「第九級乃至第十二級」を

「第十〇級乃至第十四級」に、「第十三級乃至第十六級」を「第十五級乃至第十八級」に改め、同項に次のたし書を加える。

但シ六十五歳以上ノ被保險者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級第一級乃至第十八級ナルモノニ支給スル老齡年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條第三項及び第三十九條ノ二第二項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

第三十九條ノ五第一項中「第九級乃至第十二級」を「第十〇級乃至第十四級」に、「第十三級乃至第十六級」を「第十五級乃至第十八級」に改め、同項に次のたし書を加える。

但シ六十五歳以上ノ被保險者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級第一級乃至第十八級ナルモノニ支給スル老齡年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條ノ五第二項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

第四十一條第一項第一号中「十二万円」を「十九万八千円」に改め、同條第二項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第四十一條ノ二第一項中「二万八千八百円」を「七万二千円」に、「九千六百円」を「二万四千円」に、「一万九千二百円」を「四万八千円」に改める。

第五十條ノ二第一項第二号中「三万円」を「四万九千五百円」に改め、同項第三号中「六万円」を「九万九千円」に改め、同條第三項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第五十條ノ三の次に次の一條を加える。

第五十條ノ三ノ二 遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該各号ニ定ムル金額（第五十條第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ当該各号ニ定ムル額ノ二分ノ一ニ相当スル金額）ヲ第五十條ノ二各号ノ遺族年金ノ額ニ加給ス但シ其ノ者ガ同一ノ事由ニ因リ恩給法ニ依リ扶助料其ノ他遺族年金ニ相当スル給付ニシテ政令

ヲ以テ定ムルモノノ支給ヲ受クベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 前条ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト爲リタル子アルトキ 三万六千円（其ノ子二人以上アルトキハ六万六千円）

二 六十歳以上ナルトキ（前号ニ該当スルトキヲ除ク） 二万四千円

第五十八條第一項中「第三十八條第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金、第三十九條ノ五第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金」を「被保險者タル間ニ支給セラレタル老齡年金又ハ通算老齡年金」に改める。

第五十九條第五項第一号中「千分ノ百七十三」を「千分ノ百八十七」に改め、同項第二号中「千分ノ百六十二」を「千分ノ百七十六」に改め、同項第四号中「千分ノ九十五」を「千分ノ百九」に改める。

第六十條第一項第一号中「千分ノ八十二」を「千分ノ八十九」に改め、同項第二号中「千分ノ七十六・五」を「千分ノ八十三・五」に改める。

別表第三ノ二中「九、六〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「五二、八〇〇円」に改める。

（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六條第三項中「千円」を「千六百五十円」に改め、同條第四項第一号中「千円」を「千六百五十円」に、「三十六万円」を「六十九万三千円」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第十七條第二項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

附則第十條中「この法律による改正後の」を削り、「額トス」ヲ除クを「額」ヲ、第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除ク」に、「同條第三号」を「第五十條第三号」に、「二十九万七千六百円」ヨリ当該従前ノ例ニ依リ年金タル保險給付ノ額（加給金又ハ増額金ノ額ヲ除ク）ヲ控除シタル額」を「八万六千四百円」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第五条 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「裁定する場合」の下に「又は年金給付ノ額を改定する場合」を加え、「一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に改める。」

第二十七條第一項中「八百円」を「千三百円」に改める。

第三十三條第一項ただし書及び第三十八條中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第三十九條第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第四十三條中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第四十四條第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第四十九條第一項中「次の要件に該当する」を「死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの被保險者期間につき第二十六條に規定する要件に該当していた」に改め、「第二十八條の規定により」を削り、各号を削る。

第三十二條の四第一項の表中
一七、〇〇〇円
二一、〇〇〇円
二二、〇〇〇円
二二、〇〇〇円
三年以上一五年未満
一五年以上二〇年未満
二〇年以上

八十七條の二第一項を「死亡日の属する月の前月までの被保險者期間に係る死亡日の前日における八十七條の二第一項」に、「同項に定める

額と、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における当該保険料納付済期間に応じてそれぞれ同項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額とを合算した額を「同項に定める額に八千五百円を加算した額」に改める。

第五十八条中「二十一万六千円」を「二十四万三千六百円」に、「十四万四千円」を「十六万二千円」に改める。

第六十二条中「十八万七千二百円」を「二十一万二千円」に改める。

第六十三条第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「十四万四千円」を「十六万二千円」に改める。

第七十七条第一項第一号中「三百円」を「五百円」に改める。

第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「十四万四千円」を「十六万二千円」に改める。

第八十五条第一項第一号を次のように改める。

一 当該年度において給付に要する費用（第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用並びに第二号、第四号及び次項に規定する費用を除く。）の総額の三分の一に相当する額

第八十五条第一項第二号中「次号ハに掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く。」を削り、イ及びロを次のように改める。

イ 当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した期間の月数を三で除して得た数

ロ 当該保険料納付済期間の月数と当該保

険料免除期間の月数を三で除して得た数とを合算した数

第八十五条第一項第三号イ中「掲げる額」の下に「三分の一に相当する額」を加え、同号ロ中「四分の三」を「二分の一」に改め、同号ハ中「乗じて得た額」の下に「四分の三に相当する額」を加え、同項第四号中「老齢福祉年金」を「第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金及び老齢福祉年金」に、

第五十二条の四第一項及び第七十七条第一項を「及び第五十二条の四第一項」に改める。

第八十七条第三項中「千四百円」を「二千二百円」に改める。

第九十三条第五項中「前納された保険料に係る第八十五条第一項の規定による国庫負担額の算定方法」を削る。

（国民年金法の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「十五万六千円」を「十八万八千円」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「三十六万円」を「五十八万五千円」に、「二十八万八千円」を「四十六万八千円」に改め、同条第二項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同条第三項中「二万八千八百円」を「七万二千円」に、「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

附則第五条第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	六・三九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	六・二五

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	六・一七
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	五・一〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	四・七二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	四・二六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	三・九一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	三・六〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	三・一四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	二・八九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	二・八一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	二・四九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	一・九〇
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	一・六五
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	一・一七

附則第五条第二項中「昭和四十八年十一月一日」を「昭和五十一年八月一日」に、「二万円」を「三万円」に改める。

附則第六条の二を削る。

附則第八条第二項中「二十九万七千六百円」を「四十八万二千四百円」に改め、同条第四項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同条第五項中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

附則第十条第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	六・二四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	五・九六
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	五・七九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	五・四〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	四・五七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	四・〇六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	三・六六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	三・三二

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 クリーニング業法の一部を改正する法律案外四件

昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	三・一四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	二・七四
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	二・六一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	二・二九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	一・八三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	一・六五
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	一・一八

附則第十條第二項中「昭和四十八年十一月一日」を「昭和五十一年八月一日」に、「二万四千元」を「三万六千元」に改め、同條第三項中「昭和四十六年九月三十日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

附則第十二條第二項中「八百円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千九百五十円」に改める。

附則第十四條を次のように改める。

第十四條 国民年金法第八十五條第一項の規定による国庫の負担については、当分の間、同項中、「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額並びに当該年度において国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）附則第十六條第一項又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十條第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の十二分の一に相当する額及び当該年度において同法附則第十二條第二項の規定によつてその額が計算される年金の給付に要する費用のうち六百五十円に当該年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用の総額の六分の一に相当する額」とする。

附則第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

附則第二十條第二項中「十五万六千円」を「十八万円」に改める。

附則第二十二條第一項中「昭和四十七年度」を「昭和五十年度」に、「こえ」を「超え」に改める。附則別表を削る。

（児童扶養手当法の一部改正）

第八條 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「一万五千六百円」を「一万七千六百円」に、「一万六千四百円」を「一万九千六百円」に改める。

第九條中「第四條に定める支給要件に該当する者」を「支給資格者に」、「当該支給要件に該当する者」を「当該受給資格者」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第九條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「一万二千元」を「一万三千五百円」に、「一万八千元」を「二万三百円」に改める。第十八條中「四千元」を「五千元」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第十條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 遺族年金（第五十八條―第六十八條の二）」を「第四節 遺族年金（第五十八條―第六十八條の三）」に改める。第六十八條の三「左の」を「次の」に改め、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通算遺族年金

第三十七條第二項中「遺族年金の受給権者」を「遺族年金又は通算遺族年金の受給権者」に、「当該遺族年金の加給年金額の計算の基礎となつていた被保険者又は被保険者であつた者の子」を「その者と生計を同じくして被保険者又は被保険者であつた者の子であつて、その者の死亡によつて遺族年金又は通算遺族年金の支給の停止が解除されたもの」に改める。

第三十八條第二項中「限度において、」の下に「当該遺族年金と支給事由を異にする」を加える。

第四十七條第三項を次のように改める。

3 障害年金は、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日の属する月前の通算年金通則法第四條第一項各号に掲げる期間を合算した期間が六箇月未満である者には、支給しない。

第四十七條に次の一項を加える。

4 通算年金通則法第六條第一項及び第三項、第七條並びに第九條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第五十一條第一項中「月以後における」を「月後における」に改める。

第五十五條第三項中「第四十七條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第五十八條中「左の」を「次の」に改め、同條第二号及び第三号中「被保険者期間」を「通算年金通則法第四條第一項各号に掲げる期間を合算した期間」に改め、同條に次の一項を加える。

2 通算年金通則法第六條第一項及び第三項、

第七條並びに第九條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第六十五條を次のように改める。

第六十五條 遺族年金（第五十八條第一項第一号に該当することにより支給する遺族年金を除く）は、その受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について共済組合が支給する遺族年金の支給を受けることができないときは、その間、その支給を停止する。

ただし、当該共済組合が支給する遺族年金が政令で定めるものである場合において、遺族年金の額が当該共済組合が支給する遺族年金の額を超えるときは、その受給権者の請求により、その超える額に相当する部分の支給の停止は行わない。

第六十八條の二第一号中「第五十八條第二号」を「第五十八條第一項第二号」に改め、同條第二号中「第五十八條第三号」を「第五十八條第一項第三号」に改め、同條第三号中「第五十八條第四号」を「第五十八條第一項第四号」に改める。

第三章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 通算遺族年金

（受給権者）

第六十八條の三 通算遺族年金は、被保険者期間が一年以上であり、かつ、老齢年金を受けなければならない被保険者期間を満たしていない者で、第四十六條の三第一項第一号イからニまでのいずれかに該当するものが死亡した場合に、その者の遺族に支給する。

（年金額）

第六十八條の四 通算遺族年金の額は、基本年金額の百分の五十に相当する額とする。

2 第三十四條第二項及び第四項の規定は、前項の基本年金額については、適用しない。

（支給停止）

第六十八條の五 通算遺族年金は、その受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について共済組合が支給する遺族年金で

用ス

第三款 葬祭料

第五十一条第二項中「又ハ葬祭料」を、「通算遺族年金又ハ葬祭料」に改め、「又ハ遺族年金」の下に「若ハ通算遺族年金」を加える。

第五十二条中「遺族年金」の下に、「通算遺族年金」を加える。

第五十七条中「又ハ遺族年金」を、「遺族年金又ハ通算遺族年金」に改める。

第十二条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第七条第二項第五号中「死亡を支給事由とする給付」の下に、「通算遺族年金を除く。」を加える。

第十八条の三中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第三十条第一項中「はじめて」を「初めて」、「なおつた」を「治つた」に改め、同項第一号中「廃疾認定日」を「初診日」に改め、ハを次のように改める。

ハ 初診日の属する月前における直近の基準月の前月までの通算年金通則法第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、同月までの一年間のうちに保険料納付済期間以外の被保険者期間がないこと。

第三十条第二号中「廃疾認定日」を「初診日」に改め、同条に次の一項を加える。

3 通算年金通則法第六条第一項及び第三項、第七条並びに第九条第一項の規定は、第一項の場合に準用する。

第三十二条第二項中「さらに」を「更に」に改め、「第三十六条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第三十三条第一項中「廃疾認定日」を「初診日」に改め、同条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

一項の次に次の一項を加える。

2 初診日の属する月の前月までの間に保険料納付済期間及び保険料免除期間がない者に支給する障害年金の額は、前項の規定にかかわらず、三十九万六千円とする。

第三十六条第一項中「傷病」を「傷病による廃疾」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害年金は、その受給権者が当該傷病による廃疾について、第七条第二項第四号に規定する給付を受けることができるときは、その間の、その支給を停止する。ただし、障害年金の額が当該給付の額を超えるときは、その超える額に相当する部分については、この限りでない。

第四十一条第二項中「相当する部分」の下に「(当該公的年金給付の額が母子年金の額の三分の一に相当する額に満たないときは、当該公的年金給付の額に相当する部分)」を加える。

第四十二条第一号ハを次のように改める。

ハ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの通算年金通則法第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、同月までの一年間のうちに保険料納付済期間以外の被保険者期間がないこと。

第四十二条に次の一項を加える。

2 通算年金通則法第六条第一項及び第三項、第七条並びに第九条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第五十六条第一項中「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に改め、同項第一号中「廃疾認定日」を「初診日」に改め、同条第二項中「さらに」を「更に」に、「傷病に係る廃疾認定日」を「初診日」に、「その廃疾認定日」を「新たに発した傷病に係る廃疾認定日」に改める。

第五十六条の二第一項中「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「はじめて」を「初めて」に

改め、同条第二項中「さらに」を「更に」に、「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「その廃疾認定日」を「新たに発した傷病に係る廃疾認定日」に、「新たに発した傷病に係る初診日」を「その初診日」に、「はじめて」を「初めて」に改める。

第七十六条中「第三十条」を「第三十条第一項及び第二項」に、「第四十二条及び」を「第四十二条第一項並びに」に、「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に、「こえない」を「超えない」に、「あらわした」を「表した」に改める。

第七十九条の二第七項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

第七十九条の三第一項中「廃疾認定日」において七十歳未満」を「初診日」において七十歳未満」に、「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に改め、同条第二項中「さらに」を「更に」に、「傷病に係る廃疾認定日」を「傷病に係る初診日」に、「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「新たに発した傷病に係る初診日」を「その初診日」に、「その廃疾認定日」を「新たに発した傷病に係る廃疾認定日」に改め、同条第三項中「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「はじめて」を「初めて」に改め、同条第四項中「さらに」を「更に」に、「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「その廃疾認定日」を「新たに発した傷病に係る初診日」に、「新たに発した傷病に係る初診日」を「その初診日」に、「はじめて」を「初めて」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十三条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項を次のように改める。

2 前項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者であつて、それぞれ当該各号に規定する年齢に達していないものは、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)により別表第一に定める程度の廃疾の状態にあるとき

(その傷病が治らない場合)その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。)にあつては、その傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により同表に定める程度の廃疾の状態にあるとき)は、同項の老齢年金の支給を請求することができる。ただし、その者がその請求の日において被保険者であるときは、この限りでない。

第四十二条第四項中「前項」を「前二項」に改める。

第四十三条第五項中「前条第四項の規定によつて」を「前条第三項の規定によつて」に改める。

第四十六条第二項中「規定によつて」を「請求により」に改め、同条第三項中「第四十二条第四項の規定によつて」を「第四十二条第三項の請求により」に改める。

第四十六条の七第二項中「第四十六条の三第三項の規定によつて」を「第四十六条の三第二項の請求により」に改める。

第四十七条第一項中「その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日」を「その傷病に係る初診日」に、「三年」を「一年六月」に、「その傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日」を「その傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。があるときは、その日と

し、以下「廃疾認定日」という。)に改め、同条第二項を次のように改める。

2 被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者であつて、廃疾認定日において別表第一に定める程度の廃疾の状態になかつたものが、初診日から起算して五年を経過する日までの間において、その傷病により同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に前項の障害年金の支給を請求することができる。

第四十七條第三項中「当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日」を「当該傷病に係る初診日」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害青年金を支給する。

第五十四條の二第一項中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾につき第四十七條の規定により廃疾の程度を定めるべき日において、当該傷病について」を「傷病による廃疾について」に、「同条」を「第四十七條」に改め、同条第二項中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病」を「傷病」に、「当該傷病につき」を「当該傷病による廃疾について」に改め、同条第三項及び第四項中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病を」を「傷病」に改める。

第五十五條第一項中「その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日」を「その傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間にその傷病の治つた日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第四十七條第三項及び第四項」を「第四十七條第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十八條第一項第三号中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日」を「傷病に係る初診日」に、「三年」を「五年」に改め、「(その期間内に健康保険の療養の給付を受けた場合においては、はじめてその療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日)」を削る。

第六十八條の二中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病」を「傷病」に改める。

第十四條 船員保険法の一部を改正する法律案

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号

第三十條ノ二中「職務上ノ事由ニ因ル」を削る。

第三十四條第三項を次のように改める。

第一項各号ノ一ニ該当スル者ニシテ五十五歳未満ナルモノハ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ別表第四下欄ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ルトキ(其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ治癒セザル場合ニ在リテハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付醫師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日ヨリ起算シ一年六月ヲ経過シタル日以後ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ同表下欄ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ルトキ)ハ同項ノ老齡年金ノ支給ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ者ガ其ノ請求ノ日ニ於テ被保險者タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條第五項中「前項」を「前二項」に改め、同条第六項中「第四十條第四項」を「第四十條第五項」に改める。

第三十八條第二項中「規定ニ依リ」を「請求ニ依リ」に改め、同条第三項中「第三十四條第五項ノ規定ニ依リ」を「第三十四條第四項ノ請求ニ依リ」に改める。

第三十八條ノ二第二項中「第三十四條第五項ノ規定ニ依リ」を「第三十四條第四項ノ請求ニ依リ」に改める。

第三十九條ノ五第二項中「第三十九條ノ二第三項ノ規定ニ依リ」を「第三十九條ノ二第二項ノ請求ニ依リ」に改める。

第四十條第一項中「療養ノ給付ヲ受ケタル日(療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ醫師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日)」を「医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日」に、「三年」を「一年六月」に改め、同条第三項中「療養ノ給付ヲ受ケタル日(療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ醫師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日)」を「医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日」に、「」を削る。

「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

被保險者タリシ間ニ発シタル職務外ノ事由ニ因リ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付醫師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日ヨリ起算シ一年六月ヲ経過シタル日ニ於テ別表第四下欄ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ラザル者ガ其ノ診療ヲ受ケタル日ヨリ起算シ五年ヲ経過スル日迄ノ間ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ同表下欄ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ程度ニ応ジ其ノ者ニ障害年金ヲ支給スルコトヲ得

第四十四條ノ二第一項中「第四十條第一項ノ規定ニ依リ廢疾ノ程度ヲ定ムベキ場合ニ於テ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付」を削り、「同条」を「第四十條」に改め、同条第二項中「疾病ニ付」を「疾病ニ因リ廢疾ニ付」に改める。

第四十五條第二項中「第四十條第三項」を「第四十條第四項」に改める。

第五十條第一項第五号中「療養ノ給付ヲ受ケタル日(療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ醫師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日)」を「医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日」に、「三年」を「五年」に改める。

(國民年金法の一部改正)
第十五條 國民年金法の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「三年を経過した日」を「一年六月を経過した日」に改める。

第十六條 國民年金法の一部を次のように改正する。

第十八條の三中「第六十四條の三第一項及び第二項」を「第六十四條の三第一項」に、「並びに」を「及び」に改める。

第六十一條第一項中「義務教育終了前(十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中學校又は盲學校、聾學校若しくは養護學校の中學校に在學する場合に、その在學する間を含む。以下同じ。)」を「十八歳未満」に改める。

第六十三條第二項中「第三十九條第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項を削る。

第六十四條第一項中「第四十條第一項」を「第四十條」に改め、後段を削り、同条第二項を削る。

第六十四條の三第一項中「準母子状態」を「第四十一條の二第一項に規定する準母子状態」に、「第四十一條の二第一項」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十六條第四項中「義務教育終了後」を「十八歳以上」に改め、「(十五歳に達した日の属する学年の末日後をいい、同日以後引き続き中學校又は盲學校、聾學校若しくは養護學校の中學校に在學する場合には、その在學する間を除く。以下同じ。)」を削る。

第七十九條の四第一項中「義務教育終了前」を「十八歳未満」に改める。

第七十九條の五中「第六十四條の三第二項」を「第四十一條の二第一項」に、「同条第一項」を「第六十四條の三第一項」に改める。

第八十二條第三項中「義務教育終了前」を「十八歳未満」に改める。

第八十二條の二第二項中「こえる」を「超える」に、「こえて」を「超えて」に、「第六十四條の三第二項」を「第四十一條の二第一項」に、「第四十一條の二第一項」を「同項」に改める。

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 クリーニング業法の一部を改正する法律案外四件

は養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む」を「十八歳未満に改める。

附則 (施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条から第四条までの規定、第七条の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)以下「法律第九十二号」という。附則第三条及び附則第五条の改正規定、附則第六条の二を削る改正規定、附則第八条、附則第十条及び附則第二十二條の改正規定並びに附則第二十二條の二を削る改正規定に限る。)並びに次条から附則第五條まで、附則第二十四條から附則第二十七條まで及び附則第三十四條から附則第三十六條までの規定 昭和五十一年八月一日
二 第五条の規定(国民年金法第十七條、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條、第五十二條の四、第七十七條第一項第一号、第八十五條及び第九十三條の改正規定に限る。)、第六條の規定、第七條の規定(前号に規定する改正規定を除く。)、及び附則第六條第一項の規定 昭和五十一年九月一日
三 第五条の規定(前号に規定する改正規定及び国民年金法第八十七條第三項の改正規定を除く。並びに第八條、第九條、附則第六條第二項、附則第七條及び附則第九條から附則第十一條までの規定 昭和五十一年十月一日
四 第十條から第十二條まで、附則第十二條から附則第二十條まで及び附則第二十八條から附則第三十三條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
五 第五条中国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第八條の規定 昭和五十二年

- 四月一日
六 第十三條から第十五條まで及び附則第二十一條から附則第二十三條までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
七 第十六條及び第十七條の規定 昭和五十三年四月一日
(第一条の規定の施行に伴う経過措置)
第二条 昭和五十一年七月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。
第三条 昭和五十一年八月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、同年七月の標準報酬月額が二万八千円以下である者又は二十万円である者(当該標準報酬月額の基礎となつた標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額(その者が健康保険の被保険者であるときは、その者の同月における健康保険法(大正十一年法律第七十号)による標準報酬の基礎となつた報酬月額)を第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬額は、昭和五十一年八月及び九月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が三万円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和五十一年八月以後の標準報酬額は、厚生年金保険法第二十六條の規定にかかわらず、三万円とする。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置等)
第四条 昭和五十一年七月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第五条 船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定は、

船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十八号)附則第三項の規定により支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を有する者について準用する。(第五條の規定の施行に伴う経過措置等)
第六条 昭和五十一年八月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。)の額については、なお従前の例による。

2 昭和五十一年九月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。
第七条 母子福祉年金及び準母子福祉年金については、昭和五十三年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる国民年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第六十一条第一項	子であつて	子であつて、昭和三十五年四月二日以後に生まれたか
第六十三條第三項第二号(第六十四條の四において準用する場合を含む。)	義務教育終了前	昭和三十五年四月一日以前に生まれた子が義務教育終了前
第六十三條第三項第三号(第六十四條の四において準用する場合を含む。)	状態にある子	状態にある昭和三十五年四月一日以前に生まれた子
第六十四條の三第二項(第七十九條の五及び第八十二條の二第二項において引用する場合を含む。)	弟妹は	弟妹は、昭和三十五年四月二日以後に生まれたか
第六十六條第四項	義務教育終了後	昭和三十五年四月一日以前に生まれた義務教育終了後
第七十九條の四第一項	子であつて	子であつて、昭和三十五年四月二日以後に生まれたか
第八十二條第三項	子であつて	子であつて、昭和三十五年四月二日以後に生まれたか

- 2 昭和五十一年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有しない者について、同年十月一日前に前項の規定が適用されていたとするならば、その者が同日まで引き続き母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有することとなるときは、その者に同月から国民年金法第六十一条の母子福祉年金又は同法第六十四條の三の準母子福祉年金を支給する。
3 昭和五十一年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有する者

について、同年十月一日前に第一項の規定が適用されていたとするならば、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額の加算の対象となる者が同日まで引き続きあることとなるときは、その加算の対象となる者の数に応じて、同月からその母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。
第八条 昭和五十三年四月以後の月分の国民年金法による保険料については、第五條の規定による改正後の同法第八十七條第三項中「二千二百円」とあるのは、「二千五百円(昭和五十二年度

において厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十年の同條第一項に規定する物価指数に対する昭和五十一年度の同項に規定する物価指数の割合を二千五百円に乘じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。」とする。

2 国民年金法第八十七條第三項に定める保険料の額は、昭和五十四年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

(第八條の規定の施行に伴う経過措置等)

第九條 昭和五十一年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

第十條 昭和五十三年三月三十一日までの間ににおいては、児童扶養手当法第三條第一項中「義務教育終了前」とあるのは、「昭和三十五年四月二日以後に生まれた者、義務教育終了前」と読み替へるものとする。

2 前項の規定により児童扶養手当法第三條第一項の規定が読み替へて適用されることにより新たに同項に規定する児童とされる者を昭和五十一年十月一日において現に監護し、又は養育している者が、同月中にした同法第六條第一項又は第八條第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

(第九條の規定の施行に伴う経過措置)

第十一條 昭和五十一年九月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(第十條の規定の施行に伴う経過措置等)

第十二條 第十條の規定による改正後の厚生年金保険法第六十五條の規定は、第十條の規定の施行の日の前日において同法による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

第十三條 第十條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十七條及び第五十五條の規定は、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき第十條の規定の施行前に医師又は歯科医師の診療を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、同條の規定の施行後も、なお、その効力を有する。

第十四條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)附則第七條第一項に規定する者は、厚生年金保険法第六十八條の三の規定の適用については、同法第四十六條の三第一項第一号に該当するものとみなす。

2 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第八條第一項に規定する者が死亡したときは、厚生年金保険法第六十八條の三の規定に該当するものとみなして、その者の遺族に、同條の通算遺族年金を支給する。

(第十一條の規定の施行に伴う経過措置等)

第十五條 第十一條の規定による改正後の船員保険法第五十條ノ七ノ二の規定は、第十一條の規定の施行の日の前日において同法による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

第十六條 第十一條の規定による改正前の船員保険法第四十條の規定は、傷病につき第十一條の規定の施行前に医師又は歯科医師の診療を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、同條の規定の施行後も、なお、その効力を有する。

第十七條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十三條第一項に規定する者は、船員保険法第五十條ノ八ノ二の規定の適用については、同法第三十九條ノ二第一項第一号に該当するものとみなす。

2 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十四條第一項に規定する者が死亡したときは、船員保険法第五十條ノ八ノ二の規定に該当するものとみなして、その者の遺族に、同條の通算遺族年金を支給する。

第十八條 被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当しない者で、船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)附則第十七條第一項第一号イ又はロのいずれかに該当するものが死亡した場合において、その者の遺族が船員保険法による通算遺族年金を受ける権利を取得しないときは、その遺族に特例遺族年金を支給する。

2 特例遺族年金の額は、船員保険法による通算遺族年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 特例遺族年金は、船員保険法(第五十條ノ八ノ二及び第五十條ノ八ノ三を除く。)の規定及び通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第四條第二項の規定の適用については、船員保険法による通算遺族年金とみなす。

(第十二條の規定の施行に伴う経過措置)

第十九條 第十二條の規定による改正後の国民年金法第三十六條第二項の規定は、第十二條の規定の施行の日の前日において同法による障害年金を受ける権利を有する者の当該障害年金については、適用しない。

第二十條 第十二條の規定による改正前の国民年金法第三十條、第三十條の二、第五十六條、第五十六條の二及び第七十九條の三の規定は、傷病につき第十二條の規定の施行前に医師又は歯科医師の診療を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、同條の規定の施行後も、なお、その効力を有する。

(第十三條の規定の施行に伴う経過措置)

第二十一條 第十三條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十七條第一項の規定が第十三條

の規定の施行の日の一年六月前の日から適用されてきたとするならば、同條の規定の施行の前日に障害年金を受ける権利を取得することとなる者には、同日の属する月から同項の障害年金を支給する。

(第十四條の規定の施行に伴う経過措置)

第二十二條 第十四條の規定による改正後の船員保険法第四十條第一項の規定が第十四條の規定の施行の日の一年六月前の日から適用されてきたとするならば、同條の規定の施行の日前に障害年金を受ける権利を取得することとなる者には、同日の属する月から同項の障害年金を支給する。

(第十五條の規定の施行に伴う経過措置)

第二十三條 第十五條の規定による改正後の国民年金法の規定が同條の規定の施行の日の一年六月前の日から適用されてきたとするならば、同條の規定の施行の日前に同法第三十條又は第五十六條の障害年金を受ける権利を取得して引き続き同日までその権利を有することとなる者には、同日の属する月から当該障害年金を支給する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正)

第二十五條 厚生年金保険法及び船員保険法(昭和二十九年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「被保険者である間」の下に「(六十五歳以上でその者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級である間を除く。)」を加え、「第十八級」を「第二十級」に改め、「六十五歳以上であるときは」の下に「、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級以外の等級である間」を加え、「限る」を「限り支給を停止する」に改める。

第十九條の三第一項中「被保険者である間」の

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 クリーニング業法の一部を改正する法律案外四件

下に「六十五歳以上でその者の標準報酬の等級が第一級から第十八級までの等級である間を除く。」を加え、「第十六級」を「第十八級」に改め、「六十五歳以上」の下に「その者の標準報酬の等級が第一級から第十八級までの等級以外の等級である者」を加え、同条第二項中「被保険者である間」の下に「六十五歳以上でその者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級である間を除く。」を加え、「第十八級」を「第二十級」に改め、「第六十五歳以上」の下に「その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級以外の等級である者」を加える。

第二十五条の二及び第二十六条中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

附則第十四条第三項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第二十七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項ただし書中「同法第五十条ノ三」の下に「及び第五十条ノ三ノ二」を加える。

附則第九項中「第五十条ノ六第一号」を「第五十条ノ八第一号」に改める。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「この法律による改正後の」を削り、「同条第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

号」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「この法律による改正後の」を削り、「同条第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

附則第十六条第一項ただし書中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同条第四項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十条中「第五十条第二号」を「第五十条第一項第二号」に、「第五十条第三号」を「同項第三号」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一条 法律第九十二号の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「第五十条第二号」を「第五十条第一項第二号」に改める。

(厚生年金保険法及び船員保険交渉法の一部改正)

第三十二条 厚生年金保険法及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五十八條第一号」を「第五十八條第一項第一号」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改める。

第三条第一項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三条の二第一項中「第五十八條第一号」を「第五十八條第一項第一号」に改める。

第四条第一項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

条第一項第一号」に改める。

第二十二條中「第五十八條第二号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

第二十三條第一項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「第五十八條第一号」を「第五十八條第一項第一号」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十四條中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

第二十五条第一項中「基く」を「基づく」に、「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

第二十七條第一項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「第五十八條第二号」を「第五十八條第一項第二号」に、「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「左の」を「次の」に改め、同条第三項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(通算遺族年金の調整)

第二十七條の二 第二条第一項若しくは第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者であつて、厚生年金保険法第四十二条第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間又は船員保険法第三十四条第一項第一号若しくは第三号に規定する期間を満たしたものが死亡したときは、その者の遺族に対しては、厚生年金保険法又は船員保険法による通算遺族年金は、支給しない。

第三十一条中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

第三十三条 通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号中「死亡を支給事由とする給付」の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加える。

(厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「同日以後」を「同日から昭和五十一年七月三十一日まで」に改め、同条第二項中「昭和三十一年十月一日以後」を「昭和三十一年十月一日から昭和五十一年七月三十一日まで」に、「同日前及び同日以後」を「同日まで」に、「被保険者であつた期間のうち最近の」を「昭和五十一年七月三十一日までの被保険者であつた期間のうち直近の」に改める。

附則第十九条第一項中「同日以後」を「同日から昭和五十一年七月三十一日まで」に改め、同条第二項中「昭和三十一年十月一日以後」を「昭和三十一年十月一日から昭和五十一年七月三十一日まで」に、「同日前及び同日以後」を「同日まで」に、「被保険者であつた期間のうち最近の」を「昭和五十一年七月三十一日までの被保険者であつた期間のうち直近の」に改める。

(厚生年金保険法による平均標準報酬月額の特例)

第三十五条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)以下「法律第七十八号」といふ。附則第四条第一項又は第二項に規定する者のうち、第二号に規定する被保険者であつた期間がある者の厚生年金保険法による平均標準報酬月額(同法第七十条第一項及び第百三十二条第二項に規定する平均標準報酬月額を除く。)は、同法第三十四

条第一項第二号の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額をその者の厚生年金保険の被保険者期間の月数で除して得た額とする。

一 昭和五十一年八月一日(同日前に厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利を取得した者であつて厚生省令で定めるものにあつては、同日前の厚生省令で定める日とし、以下この条において「基準日」という。)前の厚生年金保険の被保険者であつた期間(法律第七十八号附則第四条第一項又は第二項の規定により平均標準報酬月額計算の基礎とされない期間を除く。)の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額(その月が法律第九十二号附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。次号において同じ。)を平均した額に基準日前の厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 基準日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額に基準日以後の厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

(船員保険法による平均標準報酬月額の計算の特例)

第三十六条 法律第七十八号附則第十九条第一項又は第二項に規定する者のうち、第二号に規定する被保険者であつた期間がある者の船員保険法による平均標準報酬月額(同法第四十七条に規定する平均標準報酬月額を除く。)は、同法第二十七条ノ三第一項の規定にかかわらず、次に

掲げる額を合算した額をその者の船員保険の被保険者であつた全期間の月数で除して得た額とする。

一 昭和五十一年八月一日(同日前に船員保険法による年金たる保険給付を受ける権利を取得した者であつて厚生省令で定めるものにあつては、同日前の厚生省令で定める日とし、以下この条において「基準日」という。)前の被保険者であつた期間(法律第七十八号附則第十九条第一項又は第二項の規定により平均標準報酬月額計算の基礎とされない期間を除く。)の各月の標準報酬月額(その月が法律第九十二号附則第十条第一項の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。次号において同じ。)を平均した額に基準日前の船員保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額

二 基準日以後の船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額を平均した額に当該被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

健康保険法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十一年五月十八日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

健康保険法等の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律
(健康保険法の一部改正)
第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬月額	日額	報酬月額
第一級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三一、五〇〇円未満
第二級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上
第三級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上
第四級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上
第五級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上
第六級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円未満
第七級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上
第八級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円未満
第九級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上
第一〇級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上
第一級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上
第三級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第四級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上
第五級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上
第六級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円未満
第七級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八三、〇〇〇円以上
第八級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	八九、〇〇〇円以上
第九級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	九五、〇〇〇円以上
第一〇級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇一、〇〇〇円以上
第一級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇一、〇〇〇円以上
第二級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上
第四級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一一四、〇〇〇円以上

(小字及び一は衆議院修正)

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 クリーニング業法の一部を改正する法律案外四件

第二二級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一一二、〇〇〇円未満
第二三級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一一〇、〇〇〇円未満
第二四級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一一八、〇〇〇円未満
第二五級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一二六、〇〇〇円未満
第二六級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第二七級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二八級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二九級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三〇級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三一級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円未満
第三二級	二一〇、〇〇〇円	七、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第三三級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第三四級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第三五級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第三六級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三七級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三〇〇、〇〇〇円未満
第三八級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三〇〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円以上

第三十項に次のただし書を加える。

但シ其ノ者ノ従前ノ標準報酬月額ガ其ノ者ノ
保険者ノ管掌スル前年(一月一日ヨリ三月三
十一日迄)ノ其ノ者ノ標準報酬ニ付テハ前前
年)ノ十月三十一日ニ於ケル全被保険者ノ同
月ノ標準報酬月額ヲ平均シタル額(健康保険
組合ガ当該平均シタル額ノ範囲内ニ於テ其ノ
規約ヲ以テ定メタル額アルトキハ当該規約ヲ
以テ定メタル額)ヲ超ユル場合ニ於テハ当該
額ヲ標準報酬ノ基礎トナル報酬月額ト看做シ
タルトキノ標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ標準報酬
トス

第十三条ノ二第一項第一号中「第二十条第一
項」を「第十九条ノ三又ハ第二十条」に改める。

第二十条第一項中「二月以上被保険者」を「二
月以上第十三条又ハ第十五条ノ規定ニ依ル被保
険者(第十二条第一項ニ規定スル共済組合ノ組
合員タル被保険者ヲ除ク第五十五条第二項ニ於
テ之ニ同ジ)」に、「十日」を「二十日」に、「第二
十条第一項」を「第二十条」に改める。

第二十一条第一号中「二年」を「二年」に改め、
同条第三号を次のように改める。

三 保険料ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ
第二十七条中「及其ノ事業所ニ使用セラルル
被保険者」を、「其ノ事業所ニ使用セラルル被保
険者及第二十条ノ規定ニ依ル被保険者」に改め
る。

第三十五条に次の一項を加える。

標 準 報 酬	報 酬 月 額		
等 級	月 額	日 額	報 酬 月 額
第一級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三七、五〇〇円
第二級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	四〇、五〇〇円
第三級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四三、五〇〇円
第四級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四六、五〇〇円
第五級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四九、五〇〇円
第六級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五三、〇〇〇円
第七級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五六、〇〇〇円
第八級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五九、〇〇〇円
第九級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円
第一〇級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円
第一一級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円

前項ノ被保険者ハ其ノ事業所ニ使用セラレザ
ルニ至リタルトキト雖モ第二十条ノ規定ニ依
ル被保険者タルトキハ仍之ヲ組合員トス
第四十三条ノ八第一項第一号中「二百円」を
「六百円」に改め、同項第二号中「六十円」を「二
百円」に、「三十円」を「百円」に改め、同条第二
項中「月」を「六月」に改める。
第四十九条第一項中「三万円」を「五万円」に改
める。
第五十条第一項中「六万円」を「十万円」に改め
る。
第五十五条第二項中「喪失シタル日」の下に
「(第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失
シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日)」
を加え、「一年以上被保険者」を「一年以上第十
三条又ハ第十五条ノ規定ニ依ル被保険者」に改
め、同条第三項を削る。

第五十五条ノ二第二項及び第五十七条第二項
中「及第三項」を削る。
第五十九条ノ三「三万円」を「五万円」に改め
る。
第五十九条ノ四第一項中「六万円」を「十万円」
に改める。
第七十一条ノ三「引続キ被保険者」の下に
「(第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク本条及
第七十五条ノ二ニ於テ之ニ同ジ)」を加える。
第七十九条第一項に次のただし書を加える。
但シ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ニ関スル
保険料ニ付テハ其ノ月ノ十日(初メテ納付ス
ベキ保険料ニ付テハ被保険者ノ指定スル日)迄
トス
(船員保険法の一部改正)
第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
の一部を次のように改正する。
第四条第一項の表を次のように改める。

第二級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円	七八、〇〇〇円
第三級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円
第一級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円	八九、〇〇〇円
第一四級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円	九五、〇〇〇円
第一五級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
第一六級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円
第一七級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円
第一八級	一一六、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円
第一九級	一二二、〇〇〇円	四、一三〇円	一二二、〇〇〇円	一二九、〇〇〇円
第二〇級	一二八、〇〇〇円	四、三三〇円	一二九、〇〇〇円	一三六、〇〇〇円
第二級	一三四、〇〇〇円	四、五三〇円	一三六、〇〇〇円	一四三、〇〇〇円
第二二級	一四〇、〇〇〇円	四、七三〇円	一四三、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
第二三級	一四六、〇〇〇円	四、九三〇円	一五〇、〇〇〇円	一五七、〇〇〇円
第二四級	一五二、〇〇〇円	五、一三〇円	一五七、〇〇〇円	一六四、〇〇〇円
第二五級	一五八、〇〇〇円	五、三三〇円	一六四、〇〇〇円	一七一、〇〇〇円
第二六級	一六四、〇〇〇円	五、五三〇円	一七一、〇〇〇円	一七八、〇〇〇円
第二七級	一七〇、〇〇〇円	五、七三〇円	一七八、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円
第二八級	一七六、〇〇〇円	五、九三〇円	一八五、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円
第二九級	一八二、〇〇〇円	六、一三〇円	一九二、〇〇〇円	一九九、〇〇〇円
第三〇級	一八八、〇〇〇円	六、三三〇円	一九九、〇〇〇円	二〇六、〇〇〇円
第三級	一九四、〇〇〇円	六、五三〇円	二〇六、〇〇〇円	二一三、〇〇〇円
第三二級	二〇〇、〇〇〇円	六、七三〇円	二一三、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
第三三級	二〇六、〇〇〇円	六、九三〇円	二二〇、〇〇〇円	二二七、〇〇〇円
第三四級	二一二、〇〇〇円	七、一三〇円	二二七、〇〇〇円	二三四、〇〇〇円
第三五級	二一八、〇〇〇円	七、三三〇円	二三四、〇〇〇円	二四一、〇〇〇円
第三六級	二二四、〇〇〇円	七、五三〇円	二四一、〇〇〇円	二四八、〇〇〇円
第三七級	二三〇、〇〇〇円	七、七三〇円	二四八、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円
第三八級	二三六、〇〇〇円	七、九三〇円	二五五、〇〇〇円	二六二、〇〇〇円
第三九級	二四二、〇〇〇円	八、一三〇円	二六二、〇〇〇円	二六九、〇〇〇円
第四〇級	二四八、〇〇〇円	八、三三〇円	二六九、〇〇〇円	二七六、〇〇〇円
第四一級	二五四、〇〇〇円	八、五三〇円	二七六、〇〇〇円	二八三、〇〇〇円
第四二級	二六〇、〇〇〇円	八、七三〇円	二八三、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円
第四三級	二六六、〇〇〇円	八、九三〇円	二九〇、〇〇〇円	二九七、〇〇〇円
第四四級	二七二、〇〇〇円	九、一三〇円	二九七、〇〇〇円	三〇四、〇〇〇円
第四五級	二七八、〇〇〇円	九、三三〇円	三〇四、〇〇〇円	三一一、〇〇〇円
第四六級	二八四、〇〇〇円	九、五三〇円	三一一、〇〇〇円	三一八、〇〇〇円
第四七級	二九〇、〇〇〇円	九、七三〇円	三一八、〇〇〇円	三二五、〇〇〇円
第四八級	二九六、〇〇〇円	九、九三〇円	三二五、〇〇〇円	三三二、〇〇〇円
第四九級	三〇二、〇〇〇円	一〇、一三〇円	三三二、〇〇〇円	三三九、〇〇〇円
第五〇級	三〇八、〇〇〇円	一〇、三三〇円	三三九、〇〇〇円	三四六、〇〇〇円

第四條第六項中「従前ノ」を「第十九條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際ノ」に改め、同條第五項の次に次の一項を加える。

第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ引続キ従前ノ標準報酬ニ依ル但シ其ノ者ノ従前ノ標準報酬月額が前年(一月一日ヨリ三月

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 クリーニング業法の一部を改正する法律案外四件

三十一日迄ノ其ノ者ノ標準報酬ニ付テハ前年(十月三十一日ニ於ケル全被保險者ノ同月ノ標準報酬月額平均シタル額ヲ超ユル場合ニ於テハ当該平均シタル額ノ標準報酬ノ基礎トナル報酬月額ト看做シタルトキノ標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ標準報酬トス

第十九條ノ二の次に次の二條を加える。

第十九條ノ三ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄継続シテ二月以上第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保險者トラントスル申請ヲ為ストキハ継続シテ被保險者ト為ルコトヲ得但シ健康保險ノ被保險者タル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル申請ト雖モ行政庁ニ於テ正当ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル被保險者ニ関シテハ第二十七條ノ四並ニ第三章第二節及第三節並ニ第五十條ノ九及第五十條ノ十二規定スル保險給付ニ限リ之ヲ為スモノトス

第十九條ノ四ノ前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル日ノ翌日(第四号又ハ第五号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日)ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

- 一 被保險者ト為リタル日ヨリ起算シ二年ヲ經過シタルトキ
- 二 死亡シタルトキ
- 三 保險料ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ
- 四 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト為リタルトキ
- 五 健康保險ノ被保險者ト為リタルトキ

第二十條第一項中「七年六月以上被保險者タリシ者」を「被保險者タラザルニ至リタル」を「第十九條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル」に改め、同條第五項中「老齢、廢疾、脱退又

ハ死亡ニ関スル保險給付(葬祭料ヲ除ク)を「第三章第五節乃至第七節及第九節(第五十條ノ九及第五十條ノ十ヲ除ク)ニ規定スル保險給付」に改める。

第二十二條第一項中「被保險者ノ資格」の下に「第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ除ク次項及第三項ニ於テ之ニ同ジ」を加える。

第二十八條第二項中「喪失シタル日」を「前一年ニ於テ三月以上又ハ同日前三年間ニ於テ一年以上第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシコト」を「喪失シタル日(第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日)前ニ於ケル第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ガ其ノ日前一年間ニ於テ三月以上又ハ其ノ日前三年間ニ於テ一年以上ナルコト」に改める。

第二十八條ノ三第一項中「二百円」を「六百円」に改める。

第二十九條ノ三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

船舶所有者ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ関シテハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ對シ其ノ者ガ第二十八條ノ三若ハ第二十八條ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ交付シ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前條ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担スベシ

第三十二條第一項及第三十三條第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第三十三條ノ三第一項中「通算シテ六月以上被保險者タリシコト」を「其ノ者ノ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ガ通算シテ六月以上ナルコト」に改める。

第三十四条第一項第一号を次のように改める。

一 被保険者タリシ期間十五年以上ナル者
第三十四条第一項第二号及び第三号中「十五年未満被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間十五年未満ナル者」に改める。

第三十五条第一号中「十五年以上被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間十五年以上ナル者」に改める。

第三十九条ノ二第一項中「一年以上被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間一年以上ナル者」に改める。

第四十条第四項中「六月以上被保険者タリシ者タルコト」を「ニ於ケル其ノ者ノ被保険者タリシ期間ガ六月以上ナルコト」に改める。

第四十一条第一項第一号、第四十二条ノ三第二項及び第五十条ノ二第二項中「十五年以上被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間十五年以上ナル者」に改める。

第五十条ノ九第一項及び第五十条ノ十中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十九条第三項を次のように改める。
第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ係ル保険料ハ其ノ被保険者タリシ月ニ付前項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス但シ前月ヨリ引続キ同条ノ規定ニ依ル被保険者タル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保険料ハ之ヲ算定セズ

第五十九条第五項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ七十二
第五十九条第六項及び第八項中「又ハ第二号」を「乃至第三号」に改める。
第六十条第二項及び第六十一条中「第二十号」を「第十九条ノ三又ハ第二十号」に改める。
第六十二条ノ二第一項ただし書中「第二十号」を「第十九条ノ三又ハ第二十号」に改め、「十日」

の下に「(初テ納付スベキ保険料ニ付テハ行政庁ノ指定スル日)」を加える。
(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第三条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第十三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 基金は、前二項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、国、都道府県又は市町村の委託を受けて、国、都道府県又は市町村が行う医療に関する給付であつて厚生大臣の定めるものについて医療機関が請求することができ、費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる。
第十四条第一項中「及び第二項」を「第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「各、九人以下の」を「定款の定めるところにより、それぞれ」に改める。
第十四条の三第三項及び第十九条中「第十三条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

附則
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定及び附則第三条第二項の規定は同年八月一日から、第三条〇の規定は公布の日から施行する。
(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十一年七月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、同年六月の標準報酬月額が二万八千円以下であるもの又は二十万円であるもの(当該標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額が二十一万

円未満である者を除く。)の標準報酬額は、当該標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の同法第三条第一項の規定による標準報酬額の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。
2 前項の規定により改定された標準報酬額は、昭和五十一年七月一日から同年九月三十日までの標準報酬とする。
3 この法律による改正後の健康保険法第二十条第一項の規定は、昭和五十一年七月一日以後に同法第十八条の規定により被保険者の資格を喪失した者について適用し、同日前に同条の規定により被保険者の資格を喪失した者については、なお従前の例による。
4 健康保険法第二十条の規定による被保険者に關する昭和五十一年六月以前の月分の保険料の納付期日及び当該保険料を納付しないことによるその被保険者の資格の喪失については、この法律による改正後の同法第二十一条第三号及び第七十九条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 昭和五十一年七月一日前に健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を取得して、同日まで引き続きその被保険者の資格を有する者に関する同月分の保険料の納付期日は、この法律による改正後の同法第七十九条第一項ただし書の規定にかかわらず、同年八月十日とする。
16 昭和五十一年七月一日において既に病院又は診療所に収容されている者が当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により同日以後引き続き病院又は診療所に収容されている場合における一部負担金については、この法律による改正後の健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号及び第二項(同法第四十三条ノ十六第二項において例による場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置等)
第三条 この法律による改正後の船員保険法第十九条ノ三の規定は、昭和五十一年七月一日以後に同法第十九条の規定により被保険者の資格を喪失した者について適用する。
2 標準報酬月額が三万六千円未満である船員保険法第二十条の規定による被保険者の昭和五十一年八月以後の標準報酬額は、この法律による改正後の同法第四条第七項の規定にかかわらず、三万六千円とする。
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第六十一条第一項ただし書及び第三項ただし書中「六万円」を「十万円」に改める。
第六十三条第一項ただし書及び第三項ただし書中「三万円」を「五万円」に改める。
第六十五条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。
第三十七条第一項ただし書及び第三項ただし書中「六万円」を「十万円」に改める。
第三十九条第三項ただし書中「三万円」を「五万円」に改める。
(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第六条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第六十三条第一項ただし書及び第三項ただし書中「六万円」を「十万円」に改める。
第六十五条第一項中「行なり」を「行」に、「三万円」を「五万円」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第三項ただし書中「三万円」を「五万円」に改める。
(厚生年金保険法の一部改正)
第七条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 船員保険の被保険者。ただし、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。

第十二条第三号中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第五号及び第六号中「但し」を「ただし」に、「こえ」を「超えて」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第八条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「被保険者」の下に「船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第九条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項中「審査委員会は、」の下に「都道府県知事が定めるそれと同数の」を加え、「各九人以下の同数」を削る。

〔審査報告書は都台により追録に掲載〕

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十八日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

(予防接種法の一部改正)

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八

号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号を次のように改める。

第二条第二項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 麻疹

六 風しん

第二条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 日本脳炎

第二条第二項第十一号を同項第十号とし、同項に次の一号を加える。

十一 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

第二章 次の次の章名を付する。

第二章 予防接種の実施

第三条及び第四条を削る。

第五条中「この法律の定めるところにより」を「当該市町村の区域内に居住する者に対し、前条第二項第一号から第六号までに掲げる疾病のうち政令で定める疾病について、政令で定める定期において」に、「基く」を「基づく」に改め、「以下第八條において同じ。」を削り、「指示を受け」の下に「期日を指定して」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生省令で定める者に対しては、この限りでない。

第五条を第三号とし、同条の次に次の二条を加える。

第四条 前条の規定による予防接種の対象者は、その指定された期日に、市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第五条 前条の規定による予防接種を受けるべき者が、第三条に規定する定期内に、市町村長以外の者についてこれに相当する予防接種を受けたときは、前条の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第六条第二項を削る。

第六章 実施方法を削る。

第七条から第十五条までを次のように改める。

第七条 前条の規定により予防接種を受けるべき者として指定された者は、その指定された期日に、都道府県知事又は市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第八条 前条の規定により予防接種を受けるべき者が、その予防接種を受けるべき期日前三日以内に、都道府県知事及び市町村長以外の者についてこれに相当する予防接種を受けたときは、同条の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第九条 都道府県知事は、痘そう、コレラその他厚生大臣が定める疾病のまん延上緊急の必要があると認めるときは、予防接種を受けるべき者の範囲及び期日を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせることができる。

2 厚生大臣は、前項に規定する疾病のまん延上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行わせることができる。

第十条 前条第一項の規定により予防接種を受けるべき者として指定された者は、その指定された期日に、都道府県知事又は市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第十一条 前条の規定により予防接種を受けるべき者が、その予防接種を受けるべき期日前三月以内に、都道府県知事及び市町村長以外の者についてこれに相当する予防接種を受けたときは、同条の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第十二条 この章の規定により予防接種を受けるべき者が十六歳未満の者又は禁治産者であるときは、その保護者において、その者に予防接種を受けさせるため必要な措置を講じなければならない。

第十三条 次に掲げる者は、十六歳未満の児童、生徒その他これらに準ずる者、禁治産者又は十六歳未満の寄居る者の保護者が、前条の義務を履行していない場合には、その保護者に対し、同条の義務を履行すべき旨を指示しなければならない。

一 乳児院、保育所その他の児童福祉施設の長

二 学校、病院その他これらに準ずる施設の長

三 雇用の目的をもつて人を寄居らせる者

2 前項各号に掲げる者は、同項に規定する児童、生徒その他の者に予防接種を受けさせることができる。

第十四条 この章に規定するもののほか、予防接種の実施に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第十五条 削除

第三章 次のように改める。

第三十條 削除

第三十一條から第三十九條まで 削除

第三十條中「予防接種を行うため必要な経費」を「予防接種を行うために要する費用」に改め、「第六條」の下に「及び第九條第一項」を加える。

第二十三條中「市町村長は、第五條」を「第三條又は第六條」に、「行つたとき」を「行つた者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十六條及び第二十七條を次のように改める。

第二十六條 第十条の規定に違反した者(十六

たときは、同条の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第十二条 この章の規定により予防接種を受けるべき者が十六歳未満の者又は禁治産者であるときは、その保護者において、その者に予防接種を受けさせるため必要な措置を講じなければならない。

第十三条 次に掲げる者は、十六歳未満の児童、生徒その他これらに準ずる者、禁治産者又は十六歳未満の寄居る者の保護者が、前条の義務を履行していない場合には、その保護者に対し、同条の義務を履行すべき旨を指示しなければならない。

一 乳児院、保育所その他の児童福祉施設の長

二 学校、病院その他これらに準ずる施設の長

三 雇用の目的をもつて人を寄居らせる者

2 前項各号に掲げる者は、同項に規定する児童、生徒その他の者に予防接種を受けさせることができる。

第十四条 この章に規定するもののほか、予防接種の実施に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第十五条 削除

第三章 次のように改める。

第三十條 削除

第三十一條から第三十九條まで 削除

第三十條中「予防接種を行うため必要な経費」を「予防接種を行うために要する費用」に改め、「第六條」の下に「及び第九條第一項」を加える。

第二十三條中「市町村長は、第五條」を「第三條又は第六條」に、「行つたとき」を「行つた者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十六條及び第二十七條を次のように改める。

第二十六條 第十条の規定に違反した者(十六

たときは、同条の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第十二条 この章の規定により予防接種を受けるべき者が十六歳未満の者又は禁治産者であるときは、その保護者において、その者に予防接種を受けさせるため必要な措置を講じなければならない。

第十三条 次に掲げる者は、十六歳未満の児童、生徒その他これらに準ずる者、禁治産者又は十六歳未満の寄居る者の保護者が、前条の義務を履行していない場合には、その保護者に対し、同条の義務を履行すべき旨を指示しなければならない。

一 乳児院、保育所その他の児童福祉施設の長

二 学校、病院その他これらに準ずる施設の長

三 雇用の目的をもつて人を寄居らせる者

2 前項各号に掲げる者は、同項に規定する児童、生徒その他の者に予防接種を受けさせることができる。

第十四条 この章に規定するもののほか、予防接種の実施に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第十五条 削除

第三章 次のように改める。

第三十條 削除

第三十一條から第三十九條まで 削除

第三十條中「予防接種を行うため必要な経費」を「予防接種を行うために要する費用」に改め、「第六條」の下に「及び第九條第一項」を加える。

第二十三條中「市町村長は、第五條」を「第三條又は第六條」に、「行つたとき」を「行つた者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十六條及び第二十七條を次のように改める。

第二十六條 第十条の規定に違反した者(十六

たときは、同条の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第十二条 この章の規定により予防接種を受けるべき者が十六歳未満の者又は禁治産者であるときは、その保護者において、その者に予防接種を受けさせるため必要な措置を講じなければならない。

第十三条 次に掲げる者は、十六歳未満の児童、生徒その他これらに準ずる者、禁治産者又は十六歳未満の寄居る者の保護者が、前条の義務を履行していない場合には、その保護者に対し、同条の義務を履行すべき旨を指示しなければならない。

一 乳児院、保育所その他の児童福祉施設の長

二 学校、病院その他これらに準ずる施設の長

三 雇用の目的をもつて人を寄居らせる者

2 前項各号に掲げる者は、同項に規定する児童、生徒その他の者に予防接種を受けさせることができる。

第十四条 この章に規定するもののほか、予防接種の実施に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 クリーニング業法の一部を改正する法律案外四件

歳未満の者及び禁治産者を除く。又は第九
第一項の規定による予防接種について第十二
条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金
に処する。

第二十七条 削除

第三十二条の二中「急性灰白髄炎以外の疾病
の定期の予防接種」を「第三条及び第六条の規定
による予防接種(政令で定めるものを除く。)
に、」第二十二條及び第二十四條第一項(国庫
の負担に関する部分に限る。)を「及び第二十二
条」に改める。

第二章 予防接種法の一部を次のように改正す
る。

第三章 雑則

第十六条 市町村長は、当該市町村の区域内に
居住する間に第四條、第七條又は第十條の規
定により予防接種を受けた者(第五條、第八
條又は第十一條の規定により当該予防接種を
受けたものとみなされる者を含む。)が、疾病
にかかり、廃疾となり、又は死亡した場合に
おいて、当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防
接種を受けたことによるものであると厚生大
臣が認定したときは、次條及び第十八條第一項
に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たつて
は、伝染病予防調査会の意見を聴かなければ
ならない。

第十七条 前條第一項の規定による給付(以下
単に「給付」という。)は、次の各号に掲げると
おりとし、それぞれ当該各号に定める者に対
して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けた
ことによる疾病について医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたこと
により政令で定める程度の廃疾の状態にあ
る十八歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより

政令で定める程度の廃疾の状態にある十八
歳以上の者

四 死亡一時金 予防接種を受けたことによ
り死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死
亡した者の葬祭を行う者

第十八条 前條に定めるもののほか、給付の
額、支給方法その他給付に關して必要な事項
は、政令で定める。

2 厚生大臣は、前條第二号から第四号まで及
び前項の政令の制定又は改廢の立案をしよう
とするときは、伝染病予防調査会の意見を聴
かなければならない。

第十九条 市町村長は、給付を受けるべき者が
同一の事由について損害賠償を受けたとき
は、その価額の限度において、給付を行わな
いことができる。

2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由
について損害賠償を受けたときは、その価額
の限度において、その受けた給付の額に相当
する金額を返還させることができる。

第十九条の二 市町村長は、偽りその他不正の
手段により給付を受けた者があるときは、国
稅徴収の例により、その者から、その受けた
給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴
収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特權の順位
は、國稅及び地方稅に次ぐものとする。

第十九条の三 給付を受ける権利は、譲り渡
し、担保に供し、又は差し押さえることがで
きない。

第十九条の四 租稅その他の公課は、給付とし
て支給を受けた金銭を標準として、課するこ
とができない。

第四章 費用を削る。

第二十條に次の一項を加える。

2 給付に要する費用は、市町村の支弁とす
る。

第二十一条中「前條」を「前條第一項に、」負
担しなければならぬ」を「負担する」に改め、
同條に次の一項を加える。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、
前條第二項の規定により市町村の支弁する額
の四分の三を負担する。

第二十二條中「第二十條」を「第二十條第一項」
に、「前條」を「前條第一項」に改め、同條に次の
一項を加える。

2 国庫は、前條第二項の規定により都道府県
の負担する額の三分の二を負担する。

「第五章 罰則」を「第四章 罰則」に改める。

第三十二條の二中「第二十一條及び第二十二
條」を「第二十一條第一項及び第二十二條第一
項」に改める。

第三條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六
号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一條」を「第二十一條の二」に改
める。

第二十一條の次に次の一項を加える。

(予防接種による健康被害の救済に關する措
置)

第二十一條の二 市町村長は、その管轄する区
域内に居住する間に第十六條の規定により予
防接種を受けた者(第十七條第一項の規定
により当該予防接種を受けたものとみなさ
れる者を含む。)又は第十八條第一項の規定
により予防接種を受けた者が、疾病にかか
り、廃疾となり、又は死亡した場合におい
て、当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防接種
を受けたことによるものであると厚生大臣が
認定したときは、予防接種法(昭和二十三年
法律第六十八号)第十六條第一項の規定によ
る給付の例により、給付を行う。

2 予防接種法第十六條第二項及び第十九條か
ら第十九條の四までの規定は、前項の給付に
ついて準用する。

第五十二条中「左に」を「次に」に改め、同條に
次の一号を加える。

五 第二十一條の二第二項の規定による給付
に要する費用

第五十五條の次に次の一項を加える。

(都道府県の負担)

第五十五條の二 都道府県は、第五十二條第五
号の費用に対して、政令で定めるところによ
り、その四分の三を負担する。

第五十六條中「左に」を「次に」に改め、同條第
一号中「第五十二條各号」を「第五十二條第一号
から第四号まで」に改め、同條第三号中「前條各
号」を「第五十五條各号」に改める。

第五十六條の二に次の一項を加える。

2 国庫は、第五十五條の二の規定により都道
府県が負担する費用に対して、その三分の二
を負担する。

第五十七條中「左に」を「次に」に改め、同條第
二号中「前條第二号」を「前條第一項第二号」に改
める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第二條、第三條及び附則第三條から附則
第五條までの規定は、公布の日から起算して一
年を超えない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。

2 第二條の規定による改正後の予防接種法第十
六條第一項の規定及び第三條の規定による改正
後の結核予防法第二十一條の二第二項の規定
は、前項の政令で定める日以後に行われた予防
接種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡に
ついて適用する。

(罰則に關する経過措置)

第二條 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(従前の予防接種による健康被害の救済に関する措置)

第三条 附則第一条ただし書の政令で定める日前に予防接種法若しくは結核予防法の規定により行われた予防接種又はこれらに準ずるものとして厚生大臣が定める予防接種を受けた者が、同日以後に疾病にかかり、若しくは廃疾となつてゐる場合又は死亡した場合には、当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生大臣が認定したときは、当該予防接種を受けた者の当該予防接種を受けた当時の居住地の市町村長は、政令で定めるところにより、予防接種法第十六条第一項の規定による給付に準ずる給付を行う。

2 予防接種法第十六条第二項、第十九条から第十九条の四まで、第二十条第二項、第二十一条第二項及び第二十二條第二項の規定は、前項の規定による給付について準用する。
(地方財政法の一部改正)
第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十条第五号中「予防接種」の下に「並びに予防接種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡」について行ふ給付を加える。
(厚生省設置法の一部改正)
第五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
第二十九条の表伝染病予防調査会の項中「伝染病の予防」の下に「並びに予防接種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡」について行ふ給付を加える。

「戸田菊雄君登壇、拍手」
○戸田菊雄君 たいだいま議題となりました五法律案について申し上げます。
クリーニン業法の一部を改正する法律案は、クリーニン業務従事者の資質を高めるために講ずべき措置に関し、都道府県が条例を定め得ることとするものであります。
なお、本案は衆議院社会労働委員長提出にかかわるものであります。
委員会におきましては、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号 クリーニン業法の一部を改正する法律案外四件

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げることと内容とするものであります。
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢と人口構造の老齡化傾向にかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金の各制度について、給付額を引き上げるほか、在職老齡年金の支給制限の緩和、障害年金及び遺族年金の通算制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げることと内容とするものであります。
なお、本案は衆議院において修正が行われております。

健康保険法等の一部を改正する法律案は、医療保険制度の現状にかんがみ、標準報酬の上下限の引き上げ、分俸費及び埋葬料の引き上げ、任意継続被保険者制度の拡充等の措置を講ずるとともに、社会保険診療報酬支払基金の業務の範囲を定める等と内容とするものであります。
なお、本案は衆議院において修正が行われております。

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案は、最近における伝染病の発生状況、医学医療の進歩、生活環境の改善等にかんがみ、予防接種の対象疾病、実施方法を改めるとともに、予防接種による健康被害について救済の措置を講ずる等と内容とするものであります。
委員会におきましては、以上四案を一括議題と

し、慎重な質疑が行われました。
質疑終了後、まず原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。
次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について諮りましたところ、日本共産党を代表し、香脱委員より修正案が提出されました。採決の結果、香脱委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。
次に、健康保険法等の一部を改正する法律案、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案の両案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。
なお、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、各種手当の一層の改善充実、原爆病院の整備改善などを内容とする附帯決議を、
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案については、公的年金制度の抜本的な改善、遺族年金の一層の改善などを内容とする附帯決議を、
健康保険法等の一部を改正する法律案については、医療供給体制の整備、保険外負担の軽減などを内容とする附帯決議を、
また、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案については、ワクチンの改良開発、サーベイランス体制の充実、健康被害救済制度の充実と運用の強化などを内容とする附帯決議を、いずれも全会一致をもって付することに決しました。
以上報告を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。
まず、クリーニン業法の一部を改正する法律案、健康保険法等の一部を改正する法律案並びに予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、三案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一、民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長田代富士男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
民法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号 クリーニン業法の一部を改正する法律案外四件

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 民法等の一部を改正する法律案

昭和三十二年五月十八日

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 前尾繁三郎

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法明治三十二年法律第九号の一部を次のように改正する。

第七百六十七条に次の一項を加える。

前項の規定によつて婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離婚の際に称していた氏を称することができる。

(人事訴訟手続法の一部改正)

第二条 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「夫婦が夫ノ氏ヲ称スルトキハ夫、妻ノ氏ヲ称スルトキハ妻が普通裁判籍ヲ有スル地」を「夫婦が共通ノ住所ヲ有スルトキハ其住所、夫婦が最後ノ共通ノ住所ヲ有スル地ノ地方裁判所ノ管轄区域内ニ夫又ハ妻が住所ヲ有スルトキハ其住所、其管轄区域内ニ夫婦が住所ヲ有セザルトキ及ビ夫婦が共通ノ住所ヲ有シタルコトヲキハ夫又ハ妻が普通裁判籍ヲ有スル地」に改め、同条第三項を次のように改める。

前二項ノ規定ニ依リ管轄裁判所ガ定マラザルトキハ第一項ノ訴ハ最高裁判所ノ指定シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ専属ス。

第一条の次に次の一条を加える。
第一条ノ二 裁判所ハ其管轄ニ属スル婚姻事件ニ付キ著シキ損害又ハ遲滞ヲ避クル為メ必要アリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ其事件ヲ他ノ管轄裁判所ニ移送スルコトヲ得

第二十六条中「第三項」の下に、「第一条ノ二

を加える。

(戸籍法の一部改正)

第三条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。
第十条 何人でも、手数料を納めて、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができ

る。
前項の請求は、法務省令で定める場合を除き、その事由を明らかにしてしなければならない。

市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる。

第一項の請求をする場合においては、手数料のほか郵送料を納めて、同項の謄本、抄本又は証明書の交付を求めることができる。

第十二条第二項中「乃至」を「及び」に改める。
第十二条の二 除かれた戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、手数料を納めて、その除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。国又は地方公共団体の職員、弁護士その他の法務省令で定める者も、同様である。

前項に規定する者以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合その他法務省令で定める場合に限り、同項の請求をすることができる。

第十条第四項の規定は、第一項の請求をする場合に準用する。
第十九条に次の一項を加える。

民法第七百六十七条第二項(同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。)の規定によつて離婚又は婚姻の

取消の際に称していた氏を称する旨の届出があつた場合において、その届出をした者が筆頭に記載した戸籍が編製されていないときは、その者について新戸籍を編製する。
第四十五条中「届出義務者」を「届出人」に改める。
第四十八条第三項中「第十条第二項」を「第十条第四項」に改める。
第五十二条第一項中「父がこれをし、父が届出をすることができない場合又は」を「父又は母がこれをし、」に改める。
第六十三条に次の一項を加える。
第六十三条に次の一項を加える。
訴えを提起した者が前項の規定による届出をしないときは、その相手方は、裁判の謄本を添付して、認知の裁判が確定した旨を届け出ることができる。この場合には、同項後段の規定を準用する。
第四章第六節第七十五条の次に次の一条を加える。
第七十五条の二 第七十七条の二の規定は、民法第七百四十九条において準用する同法第七百六十七条第二項の規定によつて婚姻の取消の際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。
第四章第七節第七十七条の次に次の一条を加える。
第七十七条の二 民法第七百六十七条第二項(同法第七百七十一条において準用する場合を含む。)の規定によつて離婚の際に称していた氏を称しようとする者は、離婚の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。
第七十九条中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に改める。
第八十六条第一項中、「診断書又は検案書を添付して」を削り、同条第二項中「左の事項を記載し」を「次の事項を記載し、診断書又は検案書を添付し」に改める。

四七六

第八十七条に次の一項を加える。

死亡の届出は、同居の親族以外の親族も、これを行うことができる。
第九十二条第三項中「第八十七条第一号又は第二号」を「第八十七条第一号第一号又は第二号」に改める。

第九十四条及び第九十七条中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に改める。
第六十三条第一項を次のように改める。
第六十三条 第二十五条第一項、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条から第三十九条まで、第四十二条から第四十八条まで、及び第六十三条第二項前段の規定は、戸籍訂正の申請に準用する。

第二百二十条中「五百円」を「三万円」に改める。
第二百二十一条中「千円」を「五万円」に改める。
第二百二十一条の次に次の一条を加える。
第二百二十一条の二 偽りその他不正の手段により、第十条第一項若しくは第十二条の二第一項の謄本、抄本若しくは証明書の交付を受け、又は第四十八条第二項(第四百七条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧をし、若しくは証明書の交付を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

第二百二十二条中「左の場合」を「次の場合に、」
「千円」を「五万円」に改め、同条第三号中「戸籍簿、除籍簿又は」を削り、同条第四号中「第十条第一項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)」に規定する」を「第十条第一項若しくは第十二条の二第一項の」に改める。
第二百二十四条中「千円」を「十万円」に改める。

附則
一 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中戸籍法第十条、第十二条第二項、第四十八条第三項、第五十二条第一項、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十二条及び第二百二十四条の各改正規定並びに同法第十二条及び第

十四条の各改正規定並びに同法第十二条及び第

百二十一条の次にそれぞれ一条を加える各改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (民法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前三月以内に離婚し、又は婚姻が取り消された場合における第一条の規定による改正後の民法第七百六十七条第二項(同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「離婚の日から三箇月以内」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)の施行の日から三箇月以内」とする。
 (人事訴訟手続法の一部改正に伴う経過措置)

3 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件については、第二条の規定による改正後の人事訴訟手続法の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 (戸籍法の一部改正に伴う経過措置)

4 第三条中戸籍法第五十二条第一項の改正規定の施行の日前三日以内に出生した子については、同項の規定の改正により新たに届出義務者となつた母の届出に関する戸籍法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「届出事件発生の日」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)第三条中戸籍法第五十二条第一項の改正規定の施行の日」とする。

5 附則第一項ただし書に掲げる各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔田代富士男君登壇、拍手〕

○田代富士男君 ただいま議題となりました民法等の一部を改正する法律案について、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。本法案は、妻の地位の實質的向上を図るため、離婚による復讐の原則を維持しながら、離婚後も

引き続き婚姻中の氏を称しようとする者については、離婚後三カ月以内に戸籍法による届け出をすることによって婚姻中の氏を称することができるとし、婚姻事件に関する裁判管轄及び届出子出生の届け出をする者について改善を加えるとともに、国民のプライバシー保護の観点から、戸籍簿及び除籍簿の閲覧制度は廃止し、他人の戸籍の謄抄本等の請求をするには、一定の場合を除き、その事由を明らかにすべきものとし、請求が不当の目的によることが明らかなきときは、市町村長はその請求を拒否することができ、戸籍公開の制度等を改善するため、民法、人事訴訟手続法及び戸籍法について所要の改正をしようとするものであります。

委員会におきましては、法律案提出の経緯、夫婦別姓の問題、離婚後の氏と戸籍上の問題、婚姻事件に関する訴えの裁判管轄及び戸籍の公開と制限の調整等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
 以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認められます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一二 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
 まず、委員長の報告を求めます。運輸委員会理

事三木忠雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。
 昭和五十一年五月十四日
 衆議院議長 前尾繁三郎
 参議院議長 河野 謙三殿

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
 第三条第一項中「きいて」を「聴いて」に、「昭和四十六年度」を「昭和五十一年度」に改める。

附則
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
 附則中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の一項を加える。
 15 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの(昭和五十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十一年度以後の年度に繰り越したもの)により国が施行する港湾整備事業を含む。は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認められます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一三 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
 まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長上田稔君。
 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○三木忠雄君 ただいま議題となりました港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法律案は、港湾の整備を強力かつ計画的に実施するため、昭和五十一年度を初年度とする新港湾整備五カ年計画を策定することとしようとするものであります。
 委員会におきましては、総合交通体系に即応した港湾整備の推進、港湾と鉄道との連携輸送の強化、離島港湾の整備充実及び港湾管理者の財政負担の軽減化等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の意見が述べられ、次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
 以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認められます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一三 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
 まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長上田稔君。
 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

消防法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号 消防法の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十一年五月十八日

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 前尾繁三郎

消防法の一部を改正する法律案
消防法の一部を改正する法律

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

消防法目次中「第三章 危険物」を「第三章 危険物保安技術協会」に改める。

第十一条の三を第十一条の五とする。
第十一条の二第二項中「前条第七項」を「第十一条第七項」に改め、同条を第十一条の四とする。

第十一条の次に次の二条を加える。
第十一条の二 政令で定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更については、前条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては、同条第五項の完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの(以下この条、次条及び第十六条の四において「特定事項」という。)が第十條第四項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならない。

前項に規定する者は、同項の検査において特定事項が第十條第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、当該特定事項に係る製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の工事について、前条第五項の完成検査を受けることができない。

第一項に規定する者は、同項の検査において第十條第四項の技術上の基準に適合していると認められた特定事項に係る製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の工事につき、前条第五項の完成検査を受けるときは、当該特定事項については、同項の完成検査を受けることを要しない。

第十一条の三 市町村長等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる事項を危険物保安技術協会(第十四条の三第三項において「協会」という。)に委託することができる。

一 第十一条第二項の場合において、同条第一項の規定による許可の申請に係る貯蔵所が政令で定める屋外タンク貯蔵所(屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。以下同じ)であるとき。当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十條第四項の技術上の基準に適合するかどうかの審査

二 前条第一項の場合において、同項の貯蔵所が政令で定める屋外タンク貯蔵所であるとき。

当該屋外タンク貯蔵所に係る特定事項のうち政令で定めるものが第十條第四項の技術上の基準に適合するかどうかの審査

第十二条第二項中「権原を有する者に対し、」の下に「同項の」を加える。

第十二条の二中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「第十一条の三」を「第十一条の五」に改め、同条第六号中「第十四条の三」を「第十四条の三第一項又は第二項」に改める。

第十二条の四第二項中「第十一条の三」を「第十一条の五」に改める。

第十四条の三を次のように改める。

第十四条の三 政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、政令で定める時期ごとに、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十條第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

政令で定める屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十條第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

政令で定める屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十條第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

政令で定める屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十條第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

政令で定める屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十條第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

政令で定める屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該屋外タンク貯蔵所について、不等沈下その他の政令で定める事由が生じた場合には、当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十條第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

第一項(屋外タンク貯蔵所に係る部分に限る。)又は前項の場合には、市町村長等は、これらの規定に規定する屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十條第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかの審査を協会に委託することができる。

第十六条の四中「危険物取扱者試験」を「製造所、貯蔵所若しくは取扱所に係る特定事項の検査、危険物取扱者試験」に、「書換」を「書換え」に、「移送取扱所」を「屋外タンク貯蔵所若しくは移送取扱所」に改める。

第十六条の七中「廃止」の下に「又は市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたこと」を加え、「市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合における」を削り、「から第十一条の三まで」を「第十一条の二、第十一条の四、第十一条の五」に改め、「第十二条の六の下に」、「第十二条の七第二項」を、「第十四条の三の下に」、「第十六条の三第三項」を加え、「において、変更前の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出は、変更後の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出とみなす」を「における変更前の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出の効力その他この章の規定の適用に係る特例については、政令で定める」に改める。

第十六条の九中「及び」を「又は」に、「運搬、詰替その他の取扱」を「取扱いは又は運搬」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 危険物保安技術協会

第一節 総則

第十六条の十 危険物保安技術協会は、第十一条の三又は第十四条の三第三項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行い、あわせて危険物の貯蔵、取扱い又は運搬(航空機、船舶、鉄道又は軌道によるものを除く。以下この章において同じ。)の安全に関する試験、調査及び技術援助等を行い、もつて危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に関する保安の確保を図ることを目的とする。

第十六条の十一 危険物保安技術協会(以下この章において「協会」という。)は、法人とする。

第十六条の十二 協会は、一を限り、設立されるものとする。

第十六条の十三 協会は、その名称中に危険物保安技術協会という文字を用いなければならない。

協会でない者は、その名称中に危険物保安技術協会という文字を用いなければならない。

第十六条の十四 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十六条の十五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第二節 設立

第十六条の十六 協会を設立するには、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事、市長の全国的連合組織の推薦する市長、町村長の全国的連合組織の推薦する町村長及び危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に関する保安について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

第十六条の十七 発起人は、定款及び事業計画書

を自治大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならぬ。

前項の事業計画書に記載すべき事項は、自治省令で定める。

第十六条の十八 自治大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に関する保安の確保に資することが確実であると認められること。

第十六条の十九 自治大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時に於いて、第十六条の二十五第一項の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第十六条の二十 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第十六条の二十一 理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

協会は、設立の登記をすることによつて成立

する。

第三節 管理

第十六条の二十二 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 業務及びその執行に関する事項
- 六 財務及び会計に関する事項
- 七 定款の変更に関する事項
- 八 公告の方法

協会の定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十六条の二十三 協会は、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

第十六条の二十四 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のとときはその職務を行う。

監事は、協会の業務を監査する。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は自治大臣に意見を提出することができる。

第十六条の二十五 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

理事は、自治大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

二 製造所、貯蔵所若しくは取扱所の所有者、管理者若しくは占有者若しくは製造所、貯蔵所若しくは取扱所の工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第十六条の二十八 自治大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

自治大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

理事長は、前項の規定により理事を解任しよるとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

第十六条の二十九 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十六条の三十 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

第十六条の三十一 協会の職員は、理事長が任命する。

第十六条の三十二 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第十六条の三十三 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

第十六条の三十四 協会は、第十六条の十の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第十一条の三又は第十四条の三第三項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行うこと。
- 二 危険物の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験、調査、技術援助並びに情報の収集及び提供を行うこと。
- 三 危険物の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する教育を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、第十六条の十の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

協会は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

第十六条の三十五 協会は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の業務方法書に記載すべき事項は、自治省令で定める。

第十六条の三十六 協会は、市町村長等から第十条の三又は第十四条の三第三項の規定による屋外タンク貯蔵所に係る審査の委託に係る契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

協会は、前項の契約が成立したときは、遅滞なく、当該契約に係る同項の審査を行わなければならない。

第十六条の三十七 協会は、第十六条の三十四第一項第一号に掲げる業務(以下「審査業務」という。)の開始前に、審査事務の実施に関する規程

を定める。

二条の四第二項、第十四条の三、第十六条の四、第十六条の七並びに第四十四条第三号の二及び第六号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の消防法(以下「新法」という。)第十一条の二及び第十一条の三の規定は、前条ただし書に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に、新法第十一条第一項の規定による許可の申請があつた製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更については適用する。

第三条 新法第十六条の七の規定は、一部施行日以後に、消防本部若しくは消防署の設置若しくは廃止又は市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合について適用し、一部施行日前に、消防本部若しくは消防署の設置若しくは廃止又は市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現にその名称中に危険物保安技術協会という文字を用いている者については、新法第十六条の十三第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 危険物保安技術協会(以下「協会」という。)の最初の事業年度は、新法第十六条の四の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

② 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第十六条の四十一中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「製品安全協会」の下に、「危険物保安技術協会」を加える。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

行政書士会

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

を

危険物保安技術協会

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)

に改め、同表日本消防検

行政書士会

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

を

定協会の項中「(昭和二十三年法律第八十六号)」を削る。

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

行政書士会

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

を

危険物保安技術協会

消防法

に改める。

行政書士会

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

を

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)

第九条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正

する。

第四十九条第一号を次のように改める。

一 第五十条第一項又は第七十条第一項の規定に

よる届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第四十九条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

(消防組織法の一部改正)

第十条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第十八号中「日本消防検定協会」を「危険物保安技術協会及び日本消防検定協会」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十一条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第三十四号の二中「日本消防検定協会」を「危険物保安技術協会及び日本消防検定協会」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後に消防法第十一条第一項又は石油コンビナート等災害防止法第五条第一項若しくは第七条第一項の規定に違反してされたこれらの規定に規定する設置、新設又は変更で当該設置、新設又は変更のための工事がこの法律の施行前に開始されたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔上田稔君登壇、拍手〕

○上田稔君 たいだいま議題となりました消防法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における屋外タンク貯蔵所の事故の実態にかんがみ、屋外タンク貯蔵所の規制を強化するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容を申し上げます。

まず第一に、屋外タンクを有する製造所、貯蔵所等のタンクに係る工事について、その工程ごとに特定の事項につき完成検査前の検査を受けなければならぬこととするともに、屋外タンク貯

蔵所のうち大規模なものにあっては定期に、中規模なものにあっては不等沈下等が生じた場合に、それぞれ保安に関する検査を受けなければならないこととし、あわせて市町村長等は、中規模以上の屋外タンク貯蔵所について設置の許可、完成検査前の検査または保安に関する検査を行う場合には、危険物保安技術協会に技術的審査を委託することができることとする。

第二に、市町村長等の委託に基づいて、屋外タンク貯蔵所が技術上の基準に適合するかどうかについて審査すること等を目的とする危険物保安技術協会を設立することとし、その設立、法人格、役員及び業務等について必要な規定を設けること等があります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、危険物保安技術協会の業務の円滑かつ公正な運営、経営基盤確保のための適切な配慮、屋外タンク貯蔵所の基礎、本体等に関する技術基準の整備等六項目の附帯決議を行っております。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一四 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長中

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

村波男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十四日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「建設」の下に「及び購入」を加える。

第十七条第一項中「左に」を「第一号に」に改め、

「供したくないもの」の下に「以下この項において「新築住宅」という。」「を、「以下同じ。」「の下に「又は新築住宅以外の住宅(以下「既存住宅」という。)(の購入)を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、

「業務を」の下に「第三号及び第四号に掲げる者に対し、住宅の建設に必要な資金の貸付けの業務を」を加え、同項第四号中「附随する」を「付随する」に改め、同条第二項中「それぞれ当該住宅の建

設」の下に「又は当該既存住宅の購入」を加え、「あ

わせて」を併せて「に」に改め、同項第一号中「建設」の下に「又は既存住宅の購入」を加え、同条第四項中「行なう」を「行

う」に改め、「地方公共団体」の下に「並びに大都市

地域における住宅地等の供給の促進に関する特別

措置法(昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市

区域住宅地供給促進法」という。)による特定土地区

画整理事業又は住宅街区整備事業を行う者」を加

え、「あわせて」を併せて「に改め、同条第八項中

「土地について」の下に「建築基準法第十條第一

項」を加え、「行なおう」を「行おう」に改め、同条

第十項中「(次項において「施設建築物」という。)」

及び「以下「特定中高層耐火建築物」という。」「を削

り、「行なう」を「行う」に、「附随して」を「付随し

て」に、「あわせて」を併せて「に改め、同条第十

一項中「相当の住宅部分を有する施設建築物又は

前項の規定による貸付けを受けて新たに建設され

た施設建築物等(相当の住宅部分を有する施設建

築物を除く。若しくは特定中高層耐火建築物で、

を「中高層耐火建築物等(前項の規定によりその建

設について資金の貸付けを受けることができる建

築物をいう。以下同じ。)で政令で定めるものう

ち」に、「附随して」を「付随して」に改め、同条第

十二項中「業務の外」を「業務のほか」に、「行なう」

ができる建築物をいう。以下同じ。」「を削り、「附

随する」を「付随する」に改める。

第二十条第一項中「同条第一項第四号」を「既存

住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の

取得を目的とする貸付金、次条第一項の表一の項に

規定する政令で定める貸付金並びに第十七条第一

項第四号」に改め、同項の表中「附随する」を「付随

する」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四

項中「第二項」の下に「(第二十一条の三第一項にお

ける」を「こえる」に改め、同条第四

項中「第二項」の下に「(第二十一条の三第一項にお

ける」を「こえる」に改め、同条第四

項中「第二項」の下に「(第二十一条の三第一項にお

ける」を「こえる」に改め、同条第四

項中「第二項」の下に「(第二十一条の三第一項にお

ける」を「こえる」に改め、同条第四

項中「第二項」の下に「(第二十一条の三第一項にお

ける」を「こえる」に改め、同条第四

いて準用する場合を含む。」「を加え、「こえる」を

「超える」に改める。

第二十一条第一項の表中「附随する」を「付随す

る」に改め、同表一の項区分の欄中「同条第一項第

四号」を「既存住宅の購入及びこれに付随する土地

又は借地権の取得を目的とする貸付金、同条第一

項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で

定める貸付金並びに同項第四号」に改め、同表三

の項を次のように改める。

三	第十七条第二項第三号又は第四項第二号の規定による貸付金(店舗等に係る貸付金を除く)	イ 政令で定める大規模な事業で政令で定める地域において行われるものにより建設又は整備される施設に係る貸付金	年六・五パーセント以内で政令で定める率	二十五年以内(据置期間を含む)	五年以内
	ロ イに掲げる貸付金以外の貸付		年六・五パーセント以内で政令で定める率	十五年以内(学校その他の政令で定める施設に係る貸付金にあつては二十年以内とす。据置期間を含む)	三年以内(政令で定める規模の事業で政令で定められるものにより建設される学校その他の施設に係る貸付金にあつては五年以内)

第二十一条第三項中「地方公共団体等以外の者

で第十七条第一項第四号に掲げるものを行なう住

宅の建設又は「住宅の建設、既存住宅の購入」

に、「若しくは中高層耐火建築物等」を「又は中高

層耐火建築物等」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同

条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え

る。

2 前項の表一の項区分の欄に規定する政令にお

いては、自ら居住するため住宅を取得しようとする国民の所得、所得に対する住居費の割合、

国民の居住の実情、健康で文化的な生活を営む

に足る住宅の標準規模その他必要な事項を勘

案して、所得が比較的多い者に対する貸付金、

第四十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「第三項まで」の下に「(第二十一条の三第一項において準用する第二十条第二項を含む。)」を加え、「こえて」を「超えて」に改める。

附則

1 この法律は、^{公布の日}昭和五十一年四月一日から施行する。

(郵便貯金法の一部改正)

2 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いものの購入を含む。以下同じ。)」を「若しくは購入」に改め、「その住宅の建設」の下に「若しくは購入」を加え、「付随する」を「付随する」に改める。

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正)

3 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二十一条第三項」を「第二十一条第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「地方公共団体等以外の者で第十七条第一項第四号に掲げるもの」の行なう住宅の建設又は「住宅の建設、既存住宅の購入」に、「若しくは中高層耐火建築物等」を「又は中高層耐火建築物等」に改め、同条第三項中「第二十一条の三」を「第二十一条の四」に改める。
(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

4 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「あらたに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの」を「住宅」に改め、同条第二項の表一の項中「付随する」を「付随する」に、「こえる」を「超える」に改め、同表一の項区分の欄中「に対する貸付金」の下に「(既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金並びに同項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める貸付金を除く。)」を加え、同表備考中四を五とし、三を四とし、二を三とし、一の次に次のように加える。

二 この表において「既存住宅」とは、公庫法第十七条第一項に規定する既存住宅をいう。
第八条第七項中「第二十一条第三項」を「第二十一条第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。
7 公庫法第二十一条第二項の規定は、第二項の表一の項区分の欄に規定する政令について準用する。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)
5 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「又は譲渡する」を「若しくは譲渡する」に改め、「政令で定めるもの」の下に「又は住宅街区整備事業(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号。以下この条において「大都市地域住宅地供給促進法」という。))による住宅街区整備事業をいう。))により特定市街化区域農地を転用して建設された施設住宅(大都市地域住宅地供給促進法第二十八条第四号に規定する施設住宅をいう。以下この条において同じ。)を購入して賃貸若しくは譲渡しようとする権利者(大都市地域住宅地供給促進法第七十四条第一項に規定する一般宅地である特定市街化区域農地の所有者その他の者で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)」を、「第二十条第二項」の下に「(同法第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は第二項」を「又は第三項」に改め、同条に後段として次のように加える。

住宅金融公庫が、権利者に対し、住宅金融公庫法第二十一条の三第二項の規定の適用を受けている土地又は借地権の取得について同法第二十条第二項の規定による限度において同法第十七条第一項の規定により資金を貸し付ける場合において、同法第二十一条の三第二項の規定により当該土地又は借地権の取得が特定市街化区域農地を転用して建設された施設住宅の建設とみなされるときも同様とする。

(経過措置)

6 住宅金融公庫の貸付金の利率、償還期間及び据置期間に関しては、この法律による改正後の規定は、住宅金融公庫が昭和五十一年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(既存住宅の購入を目的とする貸付金等に係る住宅の総戸数に關する割合)

8 住宅金融公庫は、当分の間、毎事業年度、この法律による改正後の住宅金融公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する同項の規定による貸付金に係る住宅の総戸数に対し既存住宅(同法同条同項に規定する既存住宅をいう。)の購入を目的とする貸付金及び同法第二十一条第一項の表一の項に規定する政令で定める貸付金並びにこの法律による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項に規定する政令で定める貸付金に係る住宅の総戸数の占める割合については、一割を超えないこととならなければならない。

〔中村波男君登壇、拍手〕

○中村波男君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
本案は、住宅金融公庫が行う個人住宅貸し付けについて、既存住宅の購入を対象とする貸付制度

及び所得の比較的多い者、規模が比較的大きい住宅等を対象とする政令で定める貸付制度を新たに設けるとともに、宅地造成等に関する貸付業務の拡充、関連公共・利便施設に対する貸付条件の改善、施設住宅に対する貸し付けの特例に関する規定の整備等を行い、住宅金融公庫の業務の拡充を図らうとするものであります。

委員会におきましては、第二期住宅建設五カ年計画の実績と第三期計画の目標、公的賃貸住宅の建設促進、公庫の貸付業務の簡素化、政令で定める貸付制度を新設した理由、貸付限度額の引き上げ、既存住宅の流通促進、関連公共・利便施設の整備に対する貸付条件の改善、民間住宅金融の拡充強化等について熱心なる質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終りましたところ、二宮委員より、政令で定める所得が比較的多い者、規模が比較的大きい住宅等を対象とする貸し付けに関する規定を削除し、また、政令で定めることになっております既存住宅購入資金の貸付利率を年五・五%以内で政令で定める率と法定すること等を内容とする日本社会党、公明党、日本共産党共同提案に係る修正案が提出されました。

次いで、原案並びに修正案についての討論に入り、日本社会党を代表して松本委員から修正案に賛成、原案に反対、自由民主党を代表して増田委員から修正案に反対、原案に賛成、公明党を代表して矢原委員、日本共産党を代表して春日委員か

らそれぞれ修正案に賛成、原案に反対の発言がありました。

討論を終了し、採決に入り、まず、修正案は賛成少数をもって否決、次いで、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、坂野委員より、法定金利による貸付戸数の増加、貸付限度額の引き上げ、既存住宅購入資金の貸付枠の拡大、関連公共・利便施設の建設資金の貸付条件の改善を内容とする自由民主党、日本社会党、公明党及び日本共産党の共同提案に係る附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一五 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案

日程第一六 訪問販売等に関する法律案 (いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長柳田桃太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十四日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案

(趣旨)

第一条 この法律は、電気及びガスの安定供給の確保の重要性にかんがみ、今後当分の間における一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の設備の設置のための資金需要の増加に対処するため、これらの会社についての社債発行限度に関する特例を定めるものとする。

(社債発行限度の特例)

第二条 一般電気事業会社(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第二項に規定する一般電気事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)又は一般ガス事業会社(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する一般ガス事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)は、電気事業法第三十九条ただし書又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、

社債の総額は、基準社債発行限度額(一般電気事業会社にあつては資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般電気事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍の額、一般ガス事業会社にあつては資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般ガス事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額をいう。以下同じ。)の二倍を超えてはならない。

(確認)

第三条 一般電気事業会社又は一般ガス事業会社は、前条の規定により電気事業法第三十九条ただし書又は商法第二百九十七条の規定による制限を超えて社債の募集をしようとするときは、その募集をしようとする年度ごとに、通商産業省令で定めるところにより、当該年度の社債の募集に関する計画を通商産業大臣に提出して、

その社債の募集の総額が次の各号に適合する旨の確認を受けなければならない。当該確認に係る社債の募集の総額の変更(社債の募集の総額の増加に係るものに限る。)をしようとするときも、同様とする。

一 その一般電気事業会社又は一般ガス事業会社の電気又はガスの安定供給の確保のために必要な限度を超えるものでないこと。

二 その一般電気事業会社又は一般ガス事業会社の財産の状況及び償還能力に照らして過大なものでないこと。

(罰則)

第四条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二条ただし書の規定に違反した者

二 前条の規定に違反した者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和六十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(失効後の経過措置)

3 この法律の失効の時において一般電気事業会社又は一般ガス事業会社の社債の総額が基準社債発行限度額を超えている場合においては、第

三条の確認を受けて社債を募集したことにより基準社債発行限度額を超えることとなつた額は、電気事業法第三十九条ただし書又は商法第二百九十七条の規定の適用については、この法律の失効後十年間は、これを社債の総額に算入しない。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

訪問販売等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十九日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

訪問販売等に関する法律案

訪問販売等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 訪問販売及び通信販売(第二条―第十条)

第三章 連鎖販売取引(第十一条―第十七条)

第四章 雑則(第十八条―第二十一条)

第五章 罰則(第二十二条―第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、訪問販売及び通信販売に係る取引並びに連鎖販売取引を公正にし、並びに購入者等が受けることのある損害の防止を図ることに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品の流通を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 訪問販売及び通信販売

(定義)

第二条 この章において「訪問販売」とは、販売業者が営業所、代理店その他の通商産業省令で定める場所(以下「営業所等」という。)以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行つた指定商品の販売をいう。

2 この章において「通信販売」とは、販売業者が郵便その他の通商産業省令で定める方法(以下「郵便等」という。)により売買契約の申込みを受けて行つた指定商品の販売をいう。

3 この章において「指定商品」とは、主として日常生活の用に供される物品のうち、典型的な条件で販売するのに適する物品で政令で定めるものをいう。

(訪問販売における氏名等の明示)

第三条 販売業者は、訪問販売をしようとするときは、その相手方に対し、販売業者の氏名又は名称及び商品の種類を明らかにしなければならない

ない。

(訪問販売における書面の交付)

第四条 販売業者は、営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受けたときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならぬ。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合において、直ちに、通商産業省令で定めるところにより次の事項についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付したとき、又は当該商品を引き渡しかつその代金の全部を受領したときは、この限りでない。

一 販売価格

二 代金の支払の時期及び方法

三 商品の引渡時期

四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第五条 販売業者は、購入者の住居において指定商品につき売買契約を締結した場合において、その売買契約を締結した際当該商品を引き渡しかつその代金の全部を受領したときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、販売価格その他の通商産業省令で定める事項を記載した書面を購入者に交付しなければならぬ。

2 販売業者は、前項に規定する場合を除き、購

入者の住居において指定商品につき売買契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、前条各号の事項についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならぬ。

3 販売業者は、次の各号の一に該当するとき、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、前条各号の事項についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならぬ。ただし、その売買契約を締結した際指定商品を引き渡しかつその代金の全部を受領したときは、この限りでない。

一 営業所等以外の場所(購入者の住居を除く。)において指定商品につき売買契約を締結したとき。

二 営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結したとき。

4 前三項の規定は、販売業者が営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合については、適用しない。

(訪問販売における契約の申込みの撤回等)

第六条 販売業者が営業所等以外の場所において指定商品(その販売条件についての交渉が販売業者と購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この項にお

いて同じ。)につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者が営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約を締結した場合(営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。)におけるその購入者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除(以下「申込みの撤回等」という。)を行うことができず。この場合において、販売業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

一 申込者等が前条第二項又は第三項の書面を受領した日(その日前に第四条本文の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日)以後において販売業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、その告げられた日から起算して四日を経過したとき。

二 申込者等が販売業者から、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは申込みの撤回等を行うことができない旨を通商産業省令で定めるところに

より告げられた場合において、申込者等が当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき。

2 申込みの撤回等は、前項前段の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡しに既にされているときは、その引取りに要する費用は、販売業者の負担とする。

4 前三項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

(訪問販売における契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限)

第七条 販売業者は、営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約を締結した場合(営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。)又は営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結した場合において、その売買契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者に対して請求することができない。

一 当該商品が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額(当該商品の販売価格に相当する額から当該商品の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額)

二 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額

三 当該契約の解除が当該商品の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

(通信販売についての広告)

第八条 販売業者は、通信販売をする場合の販売条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品に関する次の事項を表示しなければならない。

ただし、当該広告に、請求によりこれらの事項を記載した書面を遅滞なく交付する旨の表示をする場合には、販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

一 販売価格(販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料)

二 代金の支払の時期及び方法

三 商品の引渡時期

四 商品の引渡し後におけるその引取りについての特約に関する事項(その特約がない場合には、その旨)

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(通信販売における承諾等の通知)

第九条 販売業者は、指定商品につき売買契約の申込みをした者から当該商品の引渡しに先だつてその代金の全部又は一部を受領することとする通信販売をする場合において、郵便等により当該商品につき売買契約の申込みを受け、かつ、その代金の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨(その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨)その他の通商産業省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならぬ。ただし、その代金の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付したときは、この限りでない。

(適用除外)

第十条 第三条から前条までの規定は、次の販売で訪問販売又は通信販売に該当するものについては、適用しない。

- 一 売買契約でその申込みをした者又は購入者のために商行為となるものに係る販売
- 二 輸出取引たる販売
- 三 国又は地方公共団体が行う販売
- 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売(その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売を含む)

む。

- イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会
- ロ 国家公務員法(昭和二十二年法律第百一十号)第百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第五十二条の団体
- ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う販売

- 2 第四条から前条までの規定は、割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第一項に規定する割賦販売又は同条第二項に規定するローン提携販売で訪問販売又は通信販売に該当するものについては、適用しない。
- 3 第四条から第七条までの規定は、次の訪問販売については、適用しない。

- 一 その住居において売買契約の申込みをし又は売買契約を締結することを請求した者に対して行う訪問販売
- 二 販売業者がその営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受け又は売買契約を締結することが通例であり、かつ、通常購入者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売

第三章 連鎖販売取引

第十一条 この章において「連鎖販売業」とは、物の

品の販売の事業であつて、販売の目的物たる物品(以下この章において「商品」という。)の再販売(販売の相手方が商品を買ひ受けて販売することをいう。以下同じ。)をする者を特定利益(その商品の再販売をする他の者が提供する取引料その他の通商産業省令で定める要件に該当する利益の全部又は一部をいう。)を受受し得ることをもつて誘引し、その者と特定負担(その商品の購入又は取引料の提供で政令で定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)をすることを条件とするその商品の販売に係る取引(その取引条件の変更を含む。以下「連鎖販売取引」という。)をするものをいう。

- 2 この章において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、連鎖販売業に関する広告を自己の名において行い、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に關し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者をいう。
- 3 この章において「取引料」とは、取引料、加盟料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。(連鎖販売取引についての勧誘)

第十二条 統括者又は統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(以下「勧誘者」という。)は、その連鎖販売業に係る商品を店舗その他これに類似する設備(以下「店舗等」という。)によらないで販売する個人に対してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘をするときは、その連鎖販売業に関する重要な事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

第十三条 主務大臣は、統括者又は勧誘者が当該一連の連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人に対してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘をした場合において、その勧誘が適正を欠くものとして政令で定める基準に該当し、かつ、当該勧誘が引き続き行われるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売取引について勧誘を行ひ若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

(連鎖販売取引についての広告)

- 第十四条 統括者は、その統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する次の事項を表示しなければならない。
- 一 商品の種類
- 二 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令

で定める事項

(連鎖販売取引における書面の交付)

第十五条 連鎖販売業を行う者(連鎖販売業を行う者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引において条件とされる特定負担についての契約を締結する者であるときは、その者)は、連鎖販売取引において条件とされる特定負担をしようとする者(その連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人に限る。)と

2 連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、その契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人であるときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならぬ。

- 一 商品の種類及びその性能又は品質に関する事項
二 商品の販売条件に関する事項
三 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項
四 当該契約の解除に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(連鎖販売取引における契約の解除)

第十六条 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合におけるその契約の相手方(その連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人に限る。)は、前条第二項の書面を受領した日以後においてその連鎖販売業を行う者からその契約の解除を行うことができる旨及びその契約の解除を行う場合の方法について通商産業省令で定めるところにより告げられた場合においてその告げられた日(その契約に係る特定負担が商品の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発送した時に、その効力を生ずる。
3 第一項の契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品の引渡しに既にされているときは、その引取りに要する費用は、その連鎖販売業を行う者の負担とする。

第十四条 前項の規定に反する特約でその契約の相手方に不利なものは、無効とする。
(報告及び立入検査)
第十七条 主務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより統括者又は勧誘者に対し報告をさせ、又はその職員に、統括者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 雑則
(売買契約に基づかないで送付された商品)
第十八条 販売業者は、売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者及び売買契約を締結した場合におけるその購入者(以下この項において「申込者等」という。)以外の者に対して売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合又は申込者等に対してその売買契約に係る商品以外の商品につき売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合において、その商品の送付があつた日から起算して六月を経過する日(その日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して一月を経過する日)後であるときは、その一月を経過する日までに、その商品の送付を受けた者がその申込みにつき承諾をせず、かつ、販売業者がその商品の引取りをしないときは、その送付した商品の返還を請求することができない。
2 前項の規定は、その商品の送付を受けた者のために商行為となる売買契約の申込みについては、適用しない。
(罰賦販売審議会への諮問)
第十九条 主務大臣は、第二条第三項、第六条第一項前段若しくは同項第二号又は第十条第三項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、罰賦販売審議会に諮問しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十一条第一項又は第十三条の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、罰賦販売審議会に諮問しなければならない。
(経過措置)
第二十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第十三条の規定による命令並びに第十七条

第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、通商産業大臣及び当該一連の連鎖販売業に係る商品の流通を所

掌する大臣

二 第十九条第一項の規定による割賦販売審議

会への諮問に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣

第五章 罰則

第二十二条 第十二条の規定又は第十三条の規定

による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、十

万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第五条第一項、第二項若しくは第

三項又は第十五条第一項若しくは第二項の規

定に違反して書面を交付しなかつた者

二 第五条第一項又は第十五条第一項の規定による書面で虚偽の記載のあるものを交付した者

三 第九条の規定に違反して通知しなかつた者

四 第十四条の規定に違反して表示しなかつた者

五 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第十九条、第二十一条第二号、附則第三条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 第四条及び第九条の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込みについては、適用しない。

2 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

3 第六条の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

4 第十五条第二項及び第十六条の規定は、この法律の施行前に第十一条第一項に規定する連鎖販売業に相当する事業を行う者が締結した同項

に規定する連鎖販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。

5 この法律の施行前に販売業者が行つた商品の送付についての第十八条の規定の適用については、同条第一項中「その商品の送付があつた日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

(割賦販売法の一部改正) 第三条 割賦販売法の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「割賦購入あつせん」の下に「並びに訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第 号) 第二条第一項に規定する訪問販売、同条第二項に規定する通信販売及び第十一条第一項に規定する連鎖販売取引」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正) 第四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表割賦販売審議会の項中

「割賦購入あつせん」の下に「並びに訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引」を加える。

〔柳田桃太郎君登壇、拍手〕

○柳田桃太郎君 ただいま議題となりました二法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般電気事業者社及び一般ガス事業者社の社債発行限度に関する特例法案は、電気事業及びガス事業に関して年々増加する需要に対応する設備資金が急増し、このまま推移すれば資金不足が生ずることにかんがみ、必要な設備資金の調達を円滑にするため、電力会社及び都市ガス会社の社債の発行限度枠をそれぞれ現行の二倍に拡大するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、電力需要の長期見通しと設備資金の調達、自己資本の充実、原子力発電の開発、電力債等の消化の見通し及び電気料金の値上げ等、各

般にわたって質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、竹田現理事より、原子力発電の安全対策、電気・ガス事業関係の各種審議会及び公聴会のあり方等五点にわたって、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党の共同提案による附帯決議案が提出せられ、全会一致をもって本委員会の決議といたすべきことに決定いたしました。

次に、訪問販売等に関する法律案は、近年、商品取引方法が多様化し、訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引の増加に伴う弊害の発生が問題化している現状にかんがみ、その取引の相手方である一般消費者などが不当な損害をこうむることのないよう、取引の公正化を図り、もって商品の流通の適正化、円滑化を図ろうとするものであります。

なお、衆議院において、連鎖販売取引における無条件解約期間を七日から十四日に延長すること、及び、販売業者が売買契約に基づかないで送付した商品の返還を請求することができなくなる時期を、商品送付後六カ月から三カ月に短縮することの修正が行われております。

委員会におきましては、本法運用に対する基本姿勢、いわゆるマルチ商法の実態把握状況及び今後の取り締まり体制、本法成立後における消費者啓発体制及び訪問販売等の勧誘方法のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し竹田現理事より、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党の各派共同提案による訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引の実態把握及び法違反の摘発体制の整備、消費者保護及び被害者発生防止の観点に立つ

ての本法政省令の制定、消費者啓発及び情報の提供等四項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、一般電気事業者社及び一般ガス事業者社の社債発行限度に関する特例法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、訪問販売等に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号

四九二

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十四分散会

出席者は左のとおり。

議長	河野 謙三君
副議長	前田佳都男君
議員	太田 淳夫君 矢原 秀男君
	野末 陳平君 下村 泰君
	相沢 武彦君 桑名 義治君
	青島 幸男君 市川 房枝君
	柄谷 道一君 宮田 輝君
	塩出 啓典君 峯山 昭範君
	阿部 憲一君 藤井 丙午君
	吉田 実君 藤原 房雄君
	原田 立君 三木 忠雄君
	和田 春生君 栗林 卓司君

桧垣徳太郎君	原 文兵衛君
内田 善利君	矢追 秀彦君
黒柳 明君	田代富士男君
藤井 恒男君	山内 一郎君
山本茂一郎君	鈴木 一弘君
山田 徹一君	柏原 ヤス君
中村 利次君	柳田桃太郎君
宮崎 正雄君	二宮 文造君
白木義一郎君	小平 芳平君
多田 省吾君	中沢伊登子君
向井 長年君	木内 四郎君
最上 進君	望月 邦夫君
森下 泰君	佐多 宗二君
川野辺 静君	藤川 一秋君
福岡日出磨君	鳩山威一郎君
桑野 章君	夏目 忠雄君
永野 殿雄君	中村 登美君
中西 一郎君	平井 卓志君
安孫子藤吉君	青井 政美君
有田 一寿君	橋本 繁蔵君

棚辺 四郎君	志村 愛子君
河本嘉久蔵君	上條 勝久君
嶋崎 均君	園田 清充君
久保田藤磨君	佐藤 隆君
菅野 儀作君	矢野 登君
林田悠紀夫君	寺本 広作君
内藤登三郎君	玉置 和郎君
高橋雄之助君	楠 正俊君
土屋 義彦君	西村 尚治君
鍋島 直紹君	新谷寅三郎君
上原 正吉君	郡 祐一君
青木 一男君	迫水 久常君
小川 半次君	八木 一郎君
丸茂 重貞君	細川 護熙君
黒住 忠行君	中村 禎二君
寺下 岩蔵君	林 道君
中村 太郎君	戸塚 進也君
高橋 誉富君	坂野 重信君
斎藤栄三郎君	山東 昭子君
石破 二郎君	糸山英太郎君

岩男 颯一君	岩上 妙子君
遠藤 要君	大島 友治君
斎藤 十朗君	井上 吉夫君
金井 元彦君	片山 正英君
梶木 又三君	今泉 正二君
安田 隆明君	高橋 邦雄君
上田 稔君	初村滝一郎君
長田 裕二君	鈴木 省吾君
江藤 智君	藤田 正明君
平泉 涉君	町村 金五君
岩動 道行君	加藤 武徳君
安井 謙君	剣木 亨弘君
吉武 恵市君	増原 恵吉君
神田 博君	伊藤 五郎君
鹿島 俊雄君	小笠 公韶君
亘 四郎君	矢田部 理君
久保 亘君	案納 勝君
佐藤 信二君	亀井 久興君
森下 昭司君	野田 哲君
対馬 孝且君	大鷹 淑子君

岡田 広君	目黒今朝次郎君
浜本 万三君	赤桐 操君
大塚 喬君	山崎 竜男君
増田 盛君	片岡 勝治君
田 英夫君	宮之原貞光君
鈴木美枝子君	神沢 浄君
世耕 政隆君	高田 浩運君
中山 太郎君	戸田 菊雄君
竹田 現照君	山崎 昇君
村田 秀三君	小野 明君
二木 謙吾君	源田 実君
熊谷太三郎君	杉山善太郎君
西ヶ久保重光君	野口 忠夫君
和田 静夫君	木村 睦男君
温水 三郎君	羽生 三七君
戸叶 武君	阿具根 登君
栗原 俊夫君	上田 哲君
吉田忠三郎君	志苦 裕君
福間 知之君	近藤 忠孝君

山中 郁子君	秦 豊君
粕谷 照美君	片山 甚市君
小巻 敏雄君	内藤 功君
小山 一平君	寺田 熊雄君
佐々木静子君	辻 一彦君
沓脱タケ子君	神谷信之助君
小谷 守君	工藤 良平君
松本 英一君	竹田 四郎君
前川 旦君	小笠原貞子君
立木 洋君	森 勝治君
鈴木 力君	中村 波男君
田中寿美子君	野々山一三君
加藤 進君	渡辺 武君
塚田 大願君	安永 英雄君
瀬谷 英行君	鶴園 哲夫君
森中 守義君	須藤 五郎君
岩間 正男君	星野 力君
小柳 勇君	川村 清一君
藤田 進君	加瀬 完君

河田 賢治君
春日 正一君
野坂 参三君

法務大臣 稻葉 修君
外務大臣 宮澤 喜一君
厚生大臣 田中 正巳君
通商産業大臣 河本 敏夫君
運輸大臣 木村 睦男君
建設大臣 竹下 登君
自治大臣 福田 一君
國務大臣 (環境庁長官) 小沢 辰男君

内閣委員 稲嶺 一郎君
同 上田 哲君
地方行政委員 赤桐 操君

議長の報告事項

一昨十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同 山崎 昇君

外務委員 源田 実君

大蔵委員 寺田 熊雄君

社会労働委員 栗原 俊夫君

運輸委員 宮崎 正雄君

同 加瀬 完君

通信委員 安田 隆明君

議院運営委員 近藤 忠孝君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 源田 実君

同 寺田 熊雄君

地方行政委員 加瀬 完君

同 栗原 俊夫君

外務委員 宮崎 正雄君

大蔵委員 上田 哲君

社会労働委員 山崎 昇君

運輸委員 稲嶺 一郎君

同 赤桐 操君

通信委員

細川 護熙君

理事 岡本 悟君

訪問販売等に関する法律案

議院運営委員

小巻 敏雄君

理事 林田悠紀夫君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

理事 矢田部 理君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを公害対策及び環境保全特別委員会に付託した。

災害対策特別委員

柄谷 道一君

理事 黒柳 明君

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法案

公害対策及び環境保全特別委員

三治 重信君

理事 内藤 功君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを公害対策及び環境保全特別委員会に付託した。

科学技術振興対策特別委員

中尾 辰義君

理事 木島 則夫君

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

三治 重信君

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

公害対策及び環境保全特別委員

柄谷 道一君

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

科学技術振興対策特別委員

塩出 啓典君

社会労働委員会に付託

同日日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日委員会において選任した委員長は左の通りである。

公害対策及び環境保全特別委員

瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

同日委員会において選任した委員長は左の通りである。

公害対策及び環境保全特別委員

法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

公害対策及び環境保全特別委員

法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

公害対策及び環境保全特別委員

法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

公害対策及び環境保全特別委員

法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

公害対策及び環境保全特別委員

法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

公害対策及び環境保全特別委員

法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

公害対策及び環境保全特別委員

法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

公害対策及び環境保全特別委員

法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

公害対策及び環境保全特別委員

法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案

昭和三十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

海洋汚染防止法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

案

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案

賃金の支払の確保等に関する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案

は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律

案

学校教育法の一部を改正する法律案(第七十五

回国会提出、本院継続審査)

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一

部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する

法律案可決報告書

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

ロッキード事件調査のための国政調査権と守秘

義務ならびに刑事訴訟法第四十七条但し書きの

「公益上の必要」等に関する再質問主意書(小野明君提出)

原子力発電所建設計画についての公聴会に関する質問主意書(志保君提出)

同日本院は、豪雪地帯対策審議会委員本院議員山崎五郎君逝去による同審議会委員の補欠として左

記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 熊谷太三郎君

同日本院は、原子力委員会委員に向坊隆君を任命

することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、宇宙開発委員会委員に吉識雅夫君を

任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、土地鑑定委員会委員に師岡健四郎君

を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、旧軍港市国有財産処理審議会委員に

齋藤逸朗君を任命することに同意した旨内閣に通

知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に長谷川操君を

任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

国立学校設置法の一部を改正する法律

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

済組合からの年金の額の改定に関する法律等の

一部を改正する法律

農業者年金基金法の一部を改正する法律

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員

共済組合からの年金の額の改定に関する法律等

の一部を改正する法律

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改

正する法律

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改

正する法律

昭和四十二年以後における地方公務員等共済

組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一

部を改正する法律

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律

海洋汚染防止法の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

建設労働者の雇用の改善等に関する法律

賃金の支払の確保等に関する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した

旨の通知書を受領した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律

学校教育法の一部を改正する法律

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一

部を改正する法律

同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基

づく昭和五十年中小企業の動向に関する年次報

告及び昭和五十一年度において講じようとする中

小企業施策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく

昭和五十年観光の状況に関する年次報告及び昭

官 報 (号 外)

ついでにの文書を受領した。	外務委員 宮崎 正雄君	法務委員 小川 半次君	公害対策及び環境保全特別委員 柄谷 道一君
同日内閣から、国土利用計画法第三条の規定に基づき昭和五十年年度国土の利用に関する年次報告を受領した。	同 中村 利次君	同 須藤 五郎君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百七十五年の国際労働機関第六十回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。	大蔵委員 上田 哲君	外務委員 稲嶺 一郎君	災害対策特別委員 柄谷 道一君
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	文教委員 中村 登美君	同 向井 長年君	公害対策及び環境保全特別委員 三治 重信君
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。
同日内閣を經由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づき昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。	同 須藤 五郎君	同 寺田 熊雄君	同日委員会において選任された理事は左の通りである。

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

大蔵委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を商工委員会に付託した。

揮発油販売業法案

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

核兵器禁止法案(金子清広君外二名提出)

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用

の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

クリーニング業法の一部を改正する法律案可決報告書

民法等の一部を改正する法律案可決報告書

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案可決報告書

消防法の一部を改正する法律案可決報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

一般電気事業者及び一般ガス事業者の社債発行限度に関する特例法案可決報告書

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

訪問販売等に関する法律案可決報告書

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案可決報告書

健康保険法等の一部を改正する法律案可決報告書

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議員から左の質問主意書が提出された。

参議院地方区定数に関する質問主意書(秦豊君提出)

円の国際化および日韓経済関係についての質問主意書(秦豊君提出)

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した

旨の通知書を受領した。

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

同日イタリア共和国上院議長から議長宛、左の謝電を受けました。

わが国北東部を襲った破壊的地震に際し、参議院を代表して崇高な心暖まる御見舞をいただき心から感謝いたします。ここにイタリア上院を代表して厚くお礼申し上げます。

四九七

昭和五十一年五月二十一日 参議院會議録第十三号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

所 行 発

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大 蔵 省 印 刷 局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)